

令和5年第1回定例会

むかわ町議会会議録

令和5年 3月9日 開会

令和5年 3月14日 閉会

むかわ町議会

令和5年第1回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月9日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	5
開会及び開議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	8
町長町政執行方針、行政報告及び提出事件の概要説明、教育長教育行政執行方針	8
一般質問	29
大 松 紀美子 議員	29
中 島 勲 議員	39
栗 原 健 一 議員	50
東 千 吉 議員	56
津 川 篤 議員	65
北 村 修 議員	72
散 会	89

第 2 号 (3月10日)

議事日程	91
本日の会議に付した事件	92

出席議員	9 2
欠席議員	9 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 2
事務局職員出席者	9 3
開 議	9 4
議事日程の報告	9 5
報告第 1 号の上程、説明、質疑	9 5
報告第 2 号の上程、説明、質疑	9 6
同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 7
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 8
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 7
議案第 5 号及び議案第 6 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 9
議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 1
議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
議案第 1 2 号から議案第 1 8 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
議案第 1 9 号から議案第 2 5 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	1 6 7
諸般の報告	1 7 9
休会について	1 7 9
散 会	1 7 9

第 3 号 (3月14日)

議事日程	1 8 1
本日の会議に付した事件	1 8 1
出席議員	1 8 2
欠席議員	1 8 2

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	182
事務局職員出席者	183
開 議	184
会議時間の延長	184
議事日程の報告	184
議案第19号から議案第25号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	184
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	187
意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	189
意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	191
意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	194
意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	197
所管事務調査等報告の件	199
閉会中の特定事件等調査の件	200
閉議及び閉会	200
署名議員	201

むかわ町告示第83号

令和5年第1回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月27日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和5年3月9日（木）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員
5番	東千吉	議員	6番	佐藤守	議員
7番	中島勲	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
11番	北村修	議員	12番	津川篤	議員
13番	野田省一	議員			

不応招議員（なし）

令和5年第1回むかわ町議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年3月9日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 町長町政執行方針、行政報告及び提出事件の概要説明
教育長教育行政執行方針
 - 第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員
5番	東千吉	議員	6番	佐藤守	議員
7番	中島勲	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
11番	北村修	議員	12番	津川篤	議員
13番	野田省一	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	藤江伸	会計管理者	八木敏彦

総務企画課長	石川英毅	総務企画課事 参	本間彰
総務企画課 参	梅津晶	総務企画課 主	柴田巨樹
総務企画課 主	栃丸直士	総務企画課 主	菊池功
町民生活課 主	菊池恵美	町民生活課 主	小坂僚介
健康福祉課長	菅原光博	健康福祉課 参	今井喜代子
健康福祉課 主	高橋佳香	健康福祉課 主	熊谷伸一
健康福祉課 主	横山貴仁	農林水産課長	酒巻宏臣
農林水産課 参	高木龍一郎	農林水産課 参	藤野真稔
農林水産課 主	飛岡雅幸	経済建設課長	大塚治樹
経済建設課 参	江後秀也	経済建設課 主	山木美幸
経済建設課 主	佐藤琢	経済建設課 主	西村和将
企画町民課長	吉田直司	企画町民課 主	伏木允一
企画町民課 主	長谷山一樹	経 済 恐 竜 ワ ー ル ド 戦 略 室 長	加藤英樹
経 済 恐 竜 ワ ー ル ド 戦 略 室 主 幹	櫻井和彦	経 済 恐 竜 ワ ー ル ド 戦 略 室 主 幹	太田耕司
国民健康保険 穂別診療所 事務長	西幸宏	教 育 長	長谷川孝雄
生涯学習課長	佐々木義弘	教育振興室長	藤田浩樹
生涯学習課 主	松本洋	選挙管理委員 会事務局長	石川英毅
農業委員会 事務局長	東和博	農業委員 会支 局 会 長	藤野真稔
監査委員	数矢伸二		

事務局職員出席者

事務局長 今井 巧 主 査 酒 卷 早 苗

◎開会及び開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、令和5年第1回むかわ町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野田省一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、5番、東 千吉議員、6番、佐藤 守議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（野田省一君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

さきに議会運営委員会委員長から3月3日開催の第2回議会運営委員会での本定例会の運営に関わる協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許します。

佐藤 守委員長。

〔佐藤 守議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤 守君） 議長のお許しをいただきましたので、3月3日に開催しました第2回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第1回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から町長及び議員等から提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議案件は28件で、その内訳は、報告2件、同意1件、議案25件であります。

提出審議案件の取扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して

議題とする案件は、議案第5号及び議案第6号の2件、議案第12号から議案第18号までの7件、議案第19号から議案第25号までの7件で、会期日程表に記載のとおりであります。

なお、議案第19号から議案第25号までの新年度会計予算7件については、議長発議により議長を除く全議員で構成する令和5年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、それに審査を付託することで協議が調っております。

次に、議員等から提出を予定している審議案件は7件で、その内訳は、発議1件、意見書案4件、その他2件であります。

まず、発議についてであります。個人情報保護法の改正に伴い、法律の適用除外となる議会として法律の施行に関し、必要な事項を定めるため、議会運営委員会での協議を踏まえ、議会運営委員会構成委員で発議第1号として、むかわ町議会の個人情報の保護に関する条例案が提出されております。

次に、意見書案についてであります。議員提出の意見書案については4件であり、2月27日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号1番から受理番号4番までは提出者が所定の賛成者をつけて、意見書案第1号から意見書案第4号として提出されております。

また、陳情文書表の2件については、令和4年12月定例会締切日以降に受け付けたもので、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。

2月27日に開催された所管の常任委員会協議会での協議の結果、全議員へ印刷配付することとされております。

所管事務調査報告は、総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会から調査継続に伴う中間の調査報告書が提出されております。

次に、一般質問については、大松紀美子議員ほか5名から16項目の通告があり、その取扱いは通告どおりといたします。

以上の審議案件数と、その取扱いから本定例会の会期については、お手元の会期日程表のとおり本日から15日までの7日間としたところであります。

質疑される方は、質疑と意見を混同せず、また、議題外にわたることなく、要領よく簡潔に質問され、答弁される方は、簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御理解を賜るとともに、規律ある会議運営の点からも私語などは厳に慎まれるようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策では、引き続き感染防止対策を徹底するため、議場内ではマスク着用とするほか、一般傍聴の人数制限、議席配置の一定間隔の確保、定期

的な議場内の換気など、各種対策を講じることとします。

最後に、議会中継であります。情報公開を推進するため、本会議につきましても、四季の館道の駅付近ロビーと穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーで放映しますので、お知らせいたします。

以上申し上げ、令和5年第2回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（野田省一君） 報告が終わりました。委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のとおり、本日から15日までの7日間にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認め、したがって会期は本日から15日までの7日間に決定いたしました。

議会運営委員長からの報告のとおり、新型コロナウイルス感染症防止対策として、議場内でのマスク着用、一般傍聴の人数制限、定期的な換気など、各種対策を講じることとします。

なお、説明員の出入りも議長権限で必要最低限において自由とさせていただきますので、御理解を願います。

また、会議時間短縮のため、質疑及び答弁は、簡潔明瞭に行うように切にお願いをいたします。

◎諸般の報告

○議長（野田省一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第132号のとおりですので、御了承を願います。

◎町長町政執行方針、行政報告及び提出事件の主要説明、教育長教育 行政執行方針

○議長（野田省一君） 日程第4、町長町政執行方針、行政報告及び提出事件の概要説明、教育長教育行政執行方針を行います。

町長からの町政執行方針、行政報告及び提出事件の概要説明の申出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 皆さんおはようございます。

初めに、町政執行方針1ページをお開きください。

改めまして、本日、議員の皆さんに御出席をいただき、令和5年第1回町議会定例会を開会できますことにお礼を申し上げます。

今議会に提案いたしました諸案件の御審議をお願いするに当たり、令和5年度の町政執行方針について所信を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染者が国内で確認されてから3年が経過いたしました。

この間、新型コロナウイルス感染症の町内における感染者数の微増が続く中、医療提供体制の確保とともに、ワクチン接種体制の整備など、感染症対策を継続的に取り組んでまいりました。

そして、長引くロシアによるウクライナ侵攻、これに伴うエネルギーや食料品などの価格高騰によって厳しい状況に置かれた生活者や事業者、産業従事者などに対する支援を行い、経済対策を図ってまいりました。

そうした様々な制約がある中で、明るい話題もありました。本年3年ぶりに開催されたさっぽろ雪まつりでは、大通り会場にカムイサウルス・ジャポニクスなどを題材にした大雪像が設置され、国内外の観光客にむかわ町を大いにアピールできたほか、文化・スポーツなどの分野でも元気をいただきました。

そのような中であっても、町政は町民生活に直結しているものであり、様々な課題や状況を的確に捉え、迅速に対応するとともに、将来にわたって継続的に手がけていくべき取組もしっかりと進めていかなければなりません。

現在、まちなか再生基本計画の具現化に向け、社会課題、地域課題の解決にも資する復興拠点施設等整備事業基本計画等にも着手し、第2次むかわ町まちづくり計画前期基本計画の重点プロジェクト、「まちなか再生プロジェクト」が動き出しました。

令和5年度は、まちづくり計画における基本構想の実現に向け、今後10年、20年、さらに

その先の将来を見据えた中で、町の新たな基盤をつくる非常に重要な1年となります。

北海道胆振東部地震から5年という節目でもあり、これまで復旧・復興に向け一つ一つ積み重ねてきた施策を地方創生につなげ、コロナ禍において得られた知見も生かしながら、さらなる飛躍を遂げる1年にしてまいります。

本町のまちづくりの理念である「人と自然が輝く清流と健康のまち」を念頭に置き、まちづくり計画に基づき、SDGsとひもつけられた事業を様々な分野において展開しながら、新たなまちづくりを一体的に進めてまいります。

また、町民皆さんとの「共創」に加え、関係人口の創出・拡大、防災先導のまちづくりと脱炭素、デジタルトランスフォーメーションなど、時代の変化に応じた取組を進め、全力で町政運営に当たってまいります。

次に、町政施政方針でお示した6つの基本政策に沿って、令和5年度の主要施策について申し上げます。

最初の柱の「ふせぐ」について。ポストコロナを見据え、コロナ禍を克服するまちづくりであります。

新型コロナウイルス感染症は、道内においてようやくピークを越えたものと認識をしております。また、国からこの春に感染症法上の位置づけを2類相当から5類に引き下げる方針が示され、今後の新型コロナウイルス感染症の対策においては、大きな転換点を迎えることになると考えております。

感染症対策については、引き続き、国の動向を注視するとともに、ウィズコロナ、ポストコロナを基本として社会経済活動との両立を進め、日常を取り戻すべく、取り組んでまいります。

今後におきましても、感染症や物価高騰のリスクへの対応に万全を期しながら、再び動き出した町民皆さんや事業者の皆さんの活動がさらに加速化されるよう、必要な支援に取り組んでまいります。

新型コロナワクチンの接種につきましては、引き続き、町内における接種体制を確保できるよう、国、北海道、町内医療機関などとの連携を図ってまいります。

コロナ禍において、教育や医療など様々な場面でデジタル化の問題に直面したことから、国はデジタル社会を実現するための司令塔として令和3年にデジタル庁を発足させ、社会全体のデジタル化の取組を牽引しています。社会経済構造が大きく転換する新しい時代に対応するためには、デジタル化の推進が求められていることから、外部からデジタル人材を登用

し、推進体制を構築してまいります。

また、デジタルトランスフォーメーション推進計画の策定並びにスマート申請やオンライン手続、庁内リモートワークの推進など、積極的にデジタル技術の導入及び利活用に努めてまいります。

次に、2つ目の柱、「くらす」についてで、子育てしやすく、健康で安心して暮らすまちづくりであります。

子ども・子育て支援については、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、認定こども園をはじめ関係機関と連携しながら、もう一段上の子育て支援対策に取り組んでまいります。

そのため、「むかわ町子育て応援基金」を創設し、まずは子育て世帯への支援を目的に、「0から2歳児保育料無料化事業」を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

保育士の人材確保、育成支援対策については、新たに「保育人材確保一時金交付事業」を実施し、保育士資格者の確保と就業継続、離職防止を図ってまいります。

また、保育施設等の整備や運営については、関係者や関係機関と協議をしながら、多様化する保育ニーズを踏まえ、適切な施設運営の支援などに努めてまいります。

妊娠や出産への支援については、「妊婦一般健康診査」や「新生児聴覚検査」の助成はもとより不妊治療や不育症治療の助成も継続して実施してまいります。

放課後子ども教室については、4月から民間事業者への運営業務委託を行い、民間事業者が有する専門性の高いノウハウを導入し、「地域で子育て」をテーマに地域の多様なニーズを踏まえた環境づくりを進めてまいります。

子どもの発達支援については、発達が気になる早期の段階から専門的な相談や支援を行うとともに、発達支援体制の充実を図ってまいります。

高齢者福祉・介護の充実については、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき介護サービスの確保及び医療・予防・住まい・自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進してまいります。なお、現計画は令和5年度で終了することから、次期計画の策定を進めてまいります。

また、認知症サポーターなどが支援チームをつくり、認知症の方やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につながる仕組み「チームオレンジ」を構築し、認知症サポーター活動を促進してまいります。

地域福祉については、地域包括支援センターや社会福祉協議会など、関係機関との連携を深め、居宅介護事業所及び権利擁護体制の強化を図り、きめ細かな生活支援や相談体制の確保に努めてまいります。

障害福祉については、「障がい福祉計画」並びに「障がい児福祉計画」に基づき、障害を持つ方が地域で安心して日常生活を送ることができるよう、各種福祉サービスや相談体制の充実を図り、関係機関と連携しながら雇用の確保への支援に努めてまいります。なお、現計画は令和5年度で終了することから、次期計画の策定を進めてまいります。

また、介護・看病・お世話などが必要な家族などをケアする、いわゆるケアラー・ヤングケアラーを含め全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指し、令和5年度に「むかわ町ケアラー支援条例」を制定いたします。

健康づくりについては、「健康むかわ21」に基づき、健康診査及びがん検診の受診率向上を図り、健康増進を推進してまいります。

加えて、幅広い年代層に健康づくりへの意識向上や生活習慣病予防につなげるため、新たに「健康むかわチャレンジ事業」や「国保若年者健診事業」を実施するとともに、自殺対策や健康増進に向けた取組も実施してまいります。

食育の推進については、「食育推進計画」に基づき、健全な食生活が実施されるよう、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに応じた食に関する取組を実施し、食育と地産地消を推進してまいります。

地域医療については、鷓川厚生病院の持続可能な経営運営や安心できる医療体制を確立するため、「公立病院経営強化プラン」の策定に取り組みます。

また、医療サービスのさらなる向上を目指し、穂別診療所との病診連携の充実に努め、医療施設の環境整備を進めてまいります。

移住定住促進対策については、新たに「くらふる事業」を創設し、子育て世代が購入する新築住宅や中古住宅の購入費用を助成する「戸建て住宅取得助成事業」（マイホーム）、住宅リフォームに対し助成する「戸建て住宅リフォーム助成事業」（リノベーション）を実施してまいります。

あわせて、住環境の向上と定住人口の増加を図るため、町内に賃貸共同住宅（アパート等）を建設する方へ建設費用の一部を助成する「民間賃貸共同住宅等建設促進事業」（すまいるー）を実施してまいります。

さらに、子育て世代の移住定住人口の増加を図るため、「民間賃貸住宅移住定住促進事業」

(かみんぐ)を実施するほか、子育て支援住宅の入居条件の緩和を図り、子育て世帯の転入超過を目指してまいります。

空き地・空き家対策については、「空家等対策計画」に基づき、住環境や生活環境に影響を及ぼす恐れのある空き地・空き家について、適切な対応を進め、本町への定住につなげてまいります。

除排雪については、冬期間の円滑な交通と安全を確保するため、新たに車両整備を進め、道路や歩道の除雪の充実を図ってまいります。

良好な生活環境を確保するため、老朽化が著しいごみ収集ボックスの長寿命化また更新を促進するほか、生活排水処理の広域化・共同化に向け、引き続き協議を進めてまいります。

3つ目の柱「まもる」についてです。災害に強く安心で美しいまちづくりであります。

安全・安心なまちづくりは、地震や津波、大雨などの自然災害や交通事故、火災、犯罪などから町民の生命・財産を守るため、関係機関・団体と緊密に連携しながら的確な対策を講じてまいります。

防災対策については、災害に強いまちづくりを目指し、全国初となる自宅のテレビのdボタンで提供する次世代データ放送サービス「ハイブリッドキャスト」を活用したシステムというのを4月から運用開始し、地域情報から町民誰一人取り残さない情報伝達手段の多重化を図ってまいります。

加えて、防災行政無線の機器更新、プラグインハイブリッド車の購入など、防災施設・設備の充実を図ってまいります。

また、自主防災組織の育成・強化を図るほか、防災訓練の実施や各種ハザードマップの更新、各種タイムラインの運用など、ハード・ソフト両面から地域防災力の向上に努めてまいります。

木造住宅の耐震化の促進については、「耐震改修促進計画」に基づき、教職員住宅の改築をはじめ、町内における耐震性が不十分な建築物の解消に努めてまいります。

北海道胆振東部地震から5年という節目の令和5年度は、震災当時を振り返り、今後の防災・減災について考える機会とする講演会などを開催いたします。

「千島海溝」と「日本海溝」で想定される巨大地震と大津波について、本町は政府が公表した「特別強化地域」に指定されたことから「津波避難対策緊急事業計画」の策定に向けた対応を図ってまいります。

そのため、発災後、迅速かつ着実に復興まちづくりを進めることができるよう、道内の自

治体に先駆けて「事前復興計画」の策定事務を進めるとともに、災害に強い都市構造、持続可能なまちづくりを目指すため「立地適正化計画」の策定にも着手してまいります。

消防については、近年多発する自然災害や社会状況の変化に対し、迅速かつ的確に対応するため、消防施設や消防車両などの計画的な更新・整備を進めてまいります。

また、地域の防災意識の向上や防火思想の啓発など、消防団活動への支援に努め、災害対応における初動体制の強化を図ってまいります。

東胆振1市4町の消防通信指令業務の共同運用については、東胆振における消防力強化のため、令和8年度運用開始に向けた準備を進めてまいります。

交通安全対策については、交通事故のない町を目指し、町民皆さんや関係機関などと連携し、交通安全意識の向上に努めるとともに、生活交通環境の充実を図ってまいります。

防犯対策については、町民皆さんや関係機関との連携を強化するとともに、防災意識の普及啓発などの防犯活動を推進してまいります。また、夜間における交通安全の確保と犯罪の防止を図るため、街路灯や防犯灯に環境負荷の少ないLED化を引き続き推進してまいります。

道路や交通網の整備については、安全で利便性の高い町道整備や道路・橋梁の定期点検や長寿命化事業を進め、幹線道路の整備などを行ってまいります。

公園・緑地の整備については、劣化の著しい遊具等を更新し、利用者が安全に利用できるよう整備を進めるとともに、緑地空間の充実を図ってまいります。

河川・治山の整備については、「むかわ町強靱化計画」に基づき、普通河川の浚渫、都市下水路整備、小規模治山事業を進め、治水対策の充実を図ってまいります。

地域公共交通については、子どもから高齢者まで安心して暮らすことができるよう、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向け、令和5年度に地域公共交通計画を策定するとともに、効率的なバス路線の見直しにも努めてまいります。

上水道事業については、計画的かつ効果的な事業運営を進めるとともに、老朽化した配水管等の施設更新及び耐震化を進め、安全で安心な水道水の供給を行ってまいります。

また、穂別地区簡易水道第6次拡張事業の実施をはじめ、老朽施設の計画的な更新・改修を進めてまいります。

下水道事業については、公共下水道及び農業集落排水において、老朽施設の計画的な更新・改修を進め、安定した下水処理を行ってまいります。

公共施設マネジメントの推進については、町民皆さんの安全・安心な生活を支える行政サ

ービスの質を維持し、かつ将来世代に負担を先送りしないよう、公共施設の維持に要する費用の低減に努めてまいります。

ゼロカーボンシティの推進については、本町の地域特性を踏まえた省エネルギーの実践や再生可能エネルギーの導入を計画的に進めるため、「再生可能エネルギー導入計画」を策定してまいります。

あわせて、「家電買い換えリサイクル促進事業」の実施や環境学習の促進、町民皆さんや事業者の環境意識の向上に努めてまいります。

また、適切な森林管理によって吸収される二酸化炭素量を認証し、カーボン・オフセット利用として販売する「J-クレジット推進事業」に取り組んでまいります。

次に、4つ目の柱「はたらく」についてです。産業と町に活力があり、笑顔を広げるまちづくりであります。

一次産業については、コロナ禍による需給変化、物価高騰による生産費の増加、自然災害や野生鳥獣による被害、労働力不足などが経営の不安要素となっています。

特に、農業振興は、国の政策に大きく影響を受け、とりわけ水田活用直接支払交付金制度の見直しは、個々の農業者の経営はもとより、地域農業に大きな影響が懸念されており、関係機関・団体と連携した取組を充実し、経営体の強化を目指してまいります。

このため、地域担い手育成センターを中心に農業人材の育成・確保の機能強化を図りつつ、新たに新規就農総合支援事業を創設し、新規就農者などへの支援の充実を図ってまいります。

農業経営の体質強化のため、地域農業活性化基金事業を継続するとともに、水田農業緊急対策事業を実施してまいります。

令和8年度までを計画期間とする国営かんがい排水事業のうち排水路整備については、令和5年度をもって完了いたしますが、国営関連事業である道営による排水路の整備は継続実施となります。

宮戸排水路整備の事業推進に向けた取組や、花岡地区排水路整備に着手するなど、引き続き災害により強い農業基盤づくりを進めてまいります。

次に、林業振興については、森林資源の適切な管理と循環利用を推進し、経済林としての価値の向上のみならず環境保全や二酸化炭素吸収源としての役割を有しており、これらの機能が十分に発揮できるよう、民有林振興対策事業や私有林整備促進事業を引き続き実施してまいります。

また、国・北海道・町の三者による地域主体の一体的な森林づくり協定による連携をより

一層強化し、循環型の森林づくりを進めてまいります。

林業生産活動に必要な路網の整備については、林道ルベシベ線改良工事及び林業専用道平丘和泉線の整備を推進してまいります。

さらに、林業従事者の人材育成、地域材の利用促進、木育の普及など継続して取り組み、地域林業の活性化を推進してまいります。

農林業共通の取組として、エゾシカによる農林業被害の軽減に向け、農業者やハンターが連携した地域協働による捕獲の取組、狩猟免許取得に対する支援を継続してまいります。

また、新たにエゾシカによる被害を受けた造林地の再生と被害防止対策の実証事業を実施するとともに、捕獲したエゾシカの処分対策について調査・研究を進めてまいります。

漁業振興については、資源の管理と増大の魚価の向上と安定などによる所得の維持・向上に関係団体と連携し取り組んでまいります。

水産資源の維持を図るため、昨年11月から稼働を開始した新しいししゃもふ化場によるふ化放流事業の推進や、ホタテガイやマツカワの放流事業など、育てる漁業を推進してまいります。

特に鵜川ししゃもについては、海洋環境の変化の影響などから危機的な状況にあり、ふ化場の完成を機に、試験研究機関、漁協、行政による調査・研究会を立ち上げ、資源回復に向けた調査・研究に努めてまいります。なお、調査・研究の推進に当たっては、ICT技術の活用や大学・民間企業などとの連携・協力というのを視野に入れながら進めます。

地域経済の活性化については、むかわ町商工会と連携しながら、これまで実施してきたプレミアム商品券発行事業をより一層活用し、商工業の経営基盤強化や魅力発信のほか、にぎわいづくりに向けた取組への支援をしてまいります。

また、創業や新規起業、販路拡大などへの支援については、現行の「起業力耕上促進事業」の検証を行い、より効果的な制度となるよう改善を図ってまいります。

まちなか再生事業については、北海道胆振東部地震により大きな被害を受けたまちなかを再生し、にぎわいを取り戻すため、持続的な地域運営につながる組織体制づくりのほか、地域商社と連携しながら地域資源を生かしたまちづくり、地方創生に取り組んでまいります。

観光の振興については、コロナ禍からの回復を確実なものとするため、観光協会をはじめ関係団体と連携を強化しながら、本町の魅力ある地域資源を活用し、観光客の周遊促進やにぎわいの創出を図ります。

また、観光PR動画を制作し、様々なイベントや人が集まる場を契機として、町の魅力を

町内外の方々に向け、戦略的な情報発信に努めてまいります。

次に、5つ目の柱「まなぶ」についてです。学びを通して、多様な人材を育てるまちづくりであります。

教育施策については、「むかわ町教育大綱」に掲げる基本理念を念頭に、これからの子どもたちの未来とまちの将来を見据え、よりよい教育行政の推進に努めてまいります。

本町の地域資源や産業などの素材を生かした探究型ふるさと学習「むかわ学」を推進し、郷土への誇りや愛着を育むとともに、将来のむかわ町を支える人材の育成に努めてまいります。

夢叶輪公営塾を本町の学びの拠点と位置づけ、引き続き中高生の学力向上や進路相談などのサポートを行ってまいります。また、新型コロナウイルス感染症の流行により派遣を中止しておりました中高生オーストラリア派遣を令和5年度から再開いたします。

G I G Aスクール構想については、タブレットやデジタル機器を積極的に活用したICT教育を推進するとともに、時代が求める教育環境の整備に努めてまいります。

鶴川・穂別両高等学校の魅力化については、包括連携協定に基づく支援を継続するとともに、生徒確保の取組を進めてまいります。

生涯学習の推進については、誰もが豊かな人生を送ることができる持続可能な社会をつくるため、多様な学びの場の提供やコミュニティづくり、地域の未来を担う人材育成に努めてまいります。

また、青少年の健全育成については、自主性・社会性の育成を目的に、小学生を対象とした「ジュニアチャレンジ合宿事業」をはじめ、「広島平和の旅派遣事業」、「青少年リーダー研修会」を引き続き実施してまいります。

中学校部活動の地域移行については、国の動向を踏まえながら、地域おこし協力隊の活用や関係団体への支援による受入れ体制の強化など、段階的な移行に向けた準備を進めてまいります。

文化・スポーツ活動の推進については、町民文化祭、ビーチバレーボール大会など各種事業や文化協会、スポーツ協会NPO法人む一ぶへの支援を行い、町内での文化・スポーツ活動の活性化を図っていきます。

次に、最後の柱「つなぐ」についてです。様々なつながりを生かし、輝く未来をつくるまちづくりであります。

これまで培ってきたひとのつながり、資源のつながり、地域のつながりなどを生かしなが

ら、地方創生による持続可能なまちづくりを進めてまいります。

町民の皆さんをはじめとした協働のまちづくりの推進について、町民皆さんや若者などの柔軟なアイデアによる地域の活性化を目指すために創設した「共に創るまちづくり事業」に引き続き取り組んでまいります。

「地方創生プロジェクト」の柱である恐竜化石を生かしたまちづくりについては、地域資源の魅力向上や地域課題の解決に向け、地域商社との連携強化を図ってまいります。

また、恐竜ワールド構想推進事業については、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用したデジタル技術を駆使したイベント開催や周遊コンテンツの開発などに努めてまいります。

あわせて、北海道大学総合博物館、北海道恐竜・化石ネットワーク研究会、にっぽん恐竜協議会、桐生大学などとの連携も深めてまいります。

穂別地区をフィールドとした復興拠点施設等整備事業Ⅰについては、エリアデザインなどの業務を基に次のステップに向け進めてまいります。あわせて鶴川地区における拠点整備に向け、復興拠点施設等整備事業Ⅱの基本設計を策定して、町全体につながるよう取り組んでまいります。

「高大地連携事業」については、本町と関わりを持った学生が将来的に本町に定着し、次世代の若者を育成する好循環を生み出すための仕組みの構築に努めてまいります。

姉妹都市である富山県砺波市との交流事業はもとより、スポーツや文化活動を通じた交流、むかわファンを増やすため、町の魅力を発信する「むかわ町応援PR大使事業」などに引き続き取り組んでまいります。

加えて、本町との連携協定による関係機関・関係団体などとのつながりをはじめ、恐竜化石が縁でつながりのあるリトアニア共和国やモンゴル国との交流事業なども継続し、多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組んでまいります。

また、重要プロジェクトや専門性が必要な地域課題や社会課題の解決に向け、地域力創造アドバイザーや地域活性化企業人など、外部人材を積極的に活用してまいります。

さらに、地域おこし協力隊設置要綱の見直しを図り、受入れメニューの拡充やインターン制度の活用、多様な関係者間を橋渡しする地域プロジェクトマネジャー制度の活用など、多様な人材が活躍できる環境の整備に努めてまいります。

「タウンプロモーション推進プロジェクト」については、町の認知度向上とむかわブランドを確立することを目的に、効果的にプロモーションを展開するためのタウンプロモーション

ン戦略プランを策定してまいります。

また、「広報むかわ」については、町民の皆さんに町の情報を見やすく、分かりやすく伝え、親しみやすい広報紙とするため、令和5年度から全面カラーへの拡充を図ってまいります。

ふるさと納税につきましては、町の認知度向上や関係人口の創出・拡大につなげるタウンプロモーションとして捉え、返礼品の拡充を図るとともに、企業版ふるさと納税にも積極的に取り組んでまいります。

「かわまちづくり計画」については、一級河川鶴川が有する魅力を最大限に生かし地域の活性化を図るため、令和6年度の登録を目指し取り組んでまいります。

公共施設については、「むかわ町公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設の長寿命化を図るとともに、人口減少や高齢化社会を見据えた適正配置を進めてまいります。

多様化・複雑化する行政課題に対し柔軟に対応するため、機動的な組織体制への転換を図り、必要な人員の確保と適材適所の人事配置に努めてまいります。

あわせて、官民連携の動きを強化し、ICTの品質向上と行政コストの削減を同時に進め、新たな時代に対応した質の高い行政サービスの提供を目指してまいります。

むすびに、北海道胆振東部地震以降大きく変わり続ける社会情勢を踏まえ、令和5年度は事前復興計画の策定をはじめとする「守る力」、併せて震災からの創造的復興・創生の「つくる力」、さらには協働・共創・共感を高める「つなぐ力」により、防災先導のまちづくりから住み続けたいまちづくりへつなげてまいります。

まもなく迎える合併後20年の節目とその先に向けて、日々変化する社会情勢を的確に捉え、若い世代に大きな負担を残さないよう、本町にとって必要な施策を選択してまいります。

町の将来像「人とつながる、笑顔でつながる、未来につながるまち むかわ」の実現に向け、未来への種をまき、その芽を大切に育て、子どもから大人まで誰もが希望と愛着の持てる、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

今後とも町民の皆さん、そして、議員の皆さんにおかれましては、むかわ町の発展のため、各段の御理解と御協力、御支援を賜りますようお願いを申し上げます、令和5年度の町政執行方針といたします。

次に、提出事件の大要説明に入ります前に、行政報告といたしまして、4点について御報告申し上げます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症における令和4年第4回定例会で報告した以降の本

町の対応状況につきまして御報告を申し上げます。

町内における集団感染につきましては、3件発生、1件目は障がい者施設ほべつ誠和において令和4年11月から12月までの間、利用者32名、職員3名の計35名の方が感染しましたが、12月26日に終息したところです。

2件目は、むかわ町厚生病院において令和4年12月30日に入院患者の感染が判明し、入院患者4名、職員2名の計6名が感染したところです。

この集団感染により、同日より新規入退院、救急車の受入れを制限したほか、本年1月4日からの外来診療につきましては、再診患者への定期処方のみとなり、可能な範囲で訪問看護、訪問治療を実施してきたところです。その後、1月11日より外来診療を通常どおり行い、1月13日17時をもってクラスター収束となり、新規入退院、救急車の受入れも再開いたしました。

3件目は、グループホームかつぷりんぐにおいて、3月2日、利用者の感染が判明し、3月6日現在、利用者6名全員、職員1名、計の7名が感染したため、現在、保健所と協議をしながら施設側で対応を行っているところです。

次に、本年2月10日に国の基本的対処方針が改正され、来る3月13日からマスクの着用の考え方が見直しされることとなり、5月8日からは感染症法上5類感染症に位置づけられることとなっております。

マスクの着用につきましては、個人の判断に委ねることを基本とし、国の感染症対策本部で決定した取扱い及びこれに伴う改定後の業種別ガイドラインに基づき、対応することを町の対策本部会議で決定したところでもございます。

公共施設でのマスク着用につきましては、直営公共施設では着用は個人の判断に委ねることとし、指定管理施設においては、指定管理者が着用の推奨を含め判断することといたしました。

一方、医療機関では、来院者、職員双方に着用を推奨することとしております。

なお、町の直営事業につきましては、各所管が事業の内容、対象者及び事業の規模等を勘案し、必要に応じ感染対策上の理由によりマスクの着用を求めることとしました。

町としましては、引き続き感染防止行動の徹底につきまして、町民皆さんへお願いをしていくとともに、状況に応じた迅速な対応、コロナ対策の変更などに関する情報提供に適切に努めてまいりますので、引き続き御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

2点目として、マイナンバーカードの交付状況についてでございます。

むかわ町におけるマイナンバーカードの人口に対する交付枚数率は、令和5年2月末時点で全国交付枚数率63.5%に対し、むかわ町は5,205件交付、68.7%で、全国より5.2ポイント、現在上回っているところでもございます。

なお、地方公共団体情報システム機構の公表数値によりますと、町内の実質の申請率82.93%で、8割を超える申請があり、この結果については町民の皆さんの徐々に普及をしてきているものと感じているところでもございます。

3点目は、JR日高本線浜田浦駅の廃止についてでございます。

JR日高線浜田浦駅の廃止については、昨年第3回町議会定例会の行政報告でもお知らせをしておりますが、このたびJR北海道のダイヤ改正に合わせて本年3月17日をもって駅の役割を終えることになりました。

このことから、町としましても廃駅に伴うセレモニーの有無について地元の自治会、JR北海道と協議をしまいましたが、地元自治会の老人クラブより、これまで地域交通を支えてきた浜田浦駅の最終日に浜田浦駅さよならセレモニーの実施についての企画提案があり、最終日の15時前後の列車運行に合わせて、これまでの感謝を込めて横断幕の設置と旗振りを実施し、最後の記録、記憶、保存する取組となっているところでもございます。

なお、当日の実施に向け、JR北海道はカムイサウルスジャポニクス、むかわ竜復興トレインの運行協力を依頼しているところでもございます。

4点目は、本町の公共施設等に対する爆破予告の対応に関する件についてでございます。

昨日、午前2時51分、本町の公共施設及び教育施設に対する爆破予告のファクスというのが送信されてまいりました。これは、道内の自治体においても同様の予告が行われていたところでもございます。

本町としましては、この予告を受けて、町民皆さんの安全を第一優先とし、警察に通報するとともに、町の公共施設及び教育施設において、安全確認を実施し、施設管理者に対しても情報提供と注意喚起を行ったところでもございます。また、町民の皆さんに対しては、防災無線、情報端末等により周知を図っております。

今回、このような行為は断じて許すことのできない犯罪行為であり、町としても大変遺憾としているところでございます。町民の皆さんには大変御不安、御心配をおかけしましたが、今後においても速やかな対応に努め、安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

以上、4点を申し上げ、第1回定例会に当たり、行政報告とさせていただきます。

さて、本定例会で御審議いただく事件でございます。報告2件、同意1件、議案25件でご

ございます。

報告第1号 専決処分報告に関する件につきましては、工事請負契約の締結について、設計変更が生じ、契約金額を変更したため、令和5年2月8日に専決処分しましたので、これを議会に報告するものでございます。

報告第2号 専決処分報告に関する件につきましては、物損事故におきまして、地方自治法の規定により損害賠償の額を決定し、令和5年2月16日に専決処分しましたので、これを議会に報告するものでございます。

同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件につきましては、任期満了による教育委員の任命につき議会の同意を得るものでございます。

議案第2号 むかわ町個人情報保護法施行条例案につきましては、個人情報の保護に関する規律が法に一元化されることから、法の施行に必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第3号 むかわ町子育て応援基金条例案につきましては、子どもたちが健やかに育つための環境づくりや子育て世帯に対する支援の充実などを目的とした事業を進めるために、新たな基金を設置することから、本条例を制定するものであります。

議案第4号 むかわ町防災会議条例の一部を改正する条例案につきましては、防災対策先導の町として、今後の防災まちづくりを進めるに当たり、委員の定数を改正するものであります。

議案第5号 むかわ町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案につきましては、いずれも地方公務員法の一部改正に伴い地方公務員の定年年齢の段階的な引上げや役職定年制度の導入など、法の施行に必要な事項について関係する条例を改正するものであります。

議案第7号 むかわ町立学校設置条例の一部を改正する条例案につきましては、今年度をもって廃止する宮戸小学校について、鶴川中央小学校に統合するため改正するものであります。

議案第8号 むかわ町博物館設置条例の一部を改正する条例案につきましては、法律の施行等に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第9号 むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、法令の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第10号 むかわ町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例案につきましては、子育て支援住宅の入居資格条件について所要の改正を行うものであります。

議案第11号 むかわ町起業支援等資金貸付条例を廃止する条例案につきましては、国及び北海道の制度利用やむかわ町起業力向上促進事業の一層の工夫、充実を図ることから、本条例を廃止しようとするものでございます。

議案第12号から議案第18号は、令和4年度のむかわ町一般会計補正予算（第13号）、むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、むかわ町介護保険特別会計補正予算（第4号）、むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）、むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）、むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、年度内の事業費精査等により補正予算を提出するものでございます。

議案第19号から議案第25号は、令和5年度のむかわ町一般会計予算、むかわ町国民健康保険特別会計予算、むかわ町後期高齢者医療特別会計予算、むかわ町介護保険特別会計予算、むかわ町上水道事業会計予算、むかわ町下水道事業会計予算、むかわ町病院事業会計予算につきまして提出するものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 町長町政執行方針、行政報告及び提出事件の主要説明が終わりました。

換気のため休憩をいたします。暫時休憩をいたします。

再開は11時20分とします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育長から教育行政執行方針の申出がありましたので、これを許します。

長谷川教育長。

〔長谷川孝雄教育長 登壇〕

○教育長（長谷川孝雄君） 令和5年第1回むかわ町議会定例会の開会に当たり、むかわ町教

育委員会の行政執行方針を申し上げます。

過去の知識や経験では対処することが難しいパンデミックが起こったとき、感染拡大防止と学びの継続という二律背反の関係と思われた課題は、知恵と工夫、そして技術革新に両立が可能になりました。

コロナ禍から私たちは何を学び、何を得て、今後はどう生かしていくのか検証しなければなりません。既成概念にとらわれず、これからの時代に必要と思われる学びをいち早く取り入れていくことが重要であり、それが不可能を可能にすることを改めて認識いたしました。

しかし、一方で、これまで先人や地域が築き上げてきたむかわ町のすばらしい教育環境を維持し、後世に引き継いでいくことも当然ながら必要です。

ウィズコロナ・ポストコロナにおける新たなむかわ町の学びとは、伝統と革新が融合した教育環境の追求であり、いかなる状況にあっても前を見据え、決して進むことをやめない教育行政を推進してまいります。

学校教育においては、子供たちの自己肯定感を高め、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、教育環境の充実を図ってまいります。

学校給食は、開始から7年目を迎えますが、安全・安心でおいしい給食の提供はもとより、地場産物を積極的に活用しながら食育にも取り組んでまいります。学校給食費においては、子育て支援の一環として、多子世帯の負担軽減を継続いたします。

社会教育においては、生涯学習活動が町民や町全体の輝きにつながるものであることから、我が町の自然、歴史、文化、産業などを焦点にした学習活動を支援し、豊かな心と健康な体づくりの実践により、町の活力を生み出す基盤づくりを行ってまいります。

基本的な考え方。

むかわ町の教育目標である「海・川・山の豊かな自然を生かし、人間愛に満ちた活力ある「むかわ」の人づくりを目指す」ことを基調とし、以下の施策を推進してまいります。

第1は、将来、自立した生き方ができるよう、児童・生徒に対して引き続き生活・学習習慣の改善と学校教育の質の向上の取組を進める一方、むかわの地域資源や魅力に着目した探究型ふるさと学習である「むかわ学」についても、小中学校から高校まで連携した取組を進めてまいります。

また、高校・大学・地域の連携を推進し、地域を担う人材の育成に取り組んでまいります。

第2は、町民の皆さんの多様なニーズに応じた選択可能な学習機会、社会貢献や地域づくりにつながる学びの場の提供に努めてまいります。

また、むかわ学を活用した事業の拡大や学校運営協議会との連携も図りながら生涯学習の推進に取り組んでまいります。

以下、令和5年度の主要な事業について申し上げます。

令和5年度の主要施策。

学校教育の推進。

学校規模、学級編成の小規模化が進んでいる中、学校教育の基本である知・徳・体を育み、自らが主体となって考えることのできる人材育成を進めるため、学校の教育力の向上と教育環境の整備・充実を進めてまいります。

1、確かな学力の育成と新たな学びの創造。

学校教育においては、生涯にわたる活動基盤が形成される時期であり、学び進めるための基礎・基本の習得と、課題を解決する能力や主体的に学習に取り組む姿勢を養うことが大切であります。

学校教育アドバイザーを配置し、学校運営全般へのきめ細やかな指導と学力向上対策を進めていくとともに、教育課程や学校指導などをより専門的に指導する教育指導参事の配置について検討を進めてまいります。

毎年作成している「家庭学習の手引」を活用し、望ましい生活・学習習慣の定着化を目指して、学校・家庭・地域が連携した取組を進めてまいります。

また、幼児教育施設と小学校との連携を推進し、円滑な就学ができるよう取り組んでまいります。

小学校においては、チーム・ティーチングなど、きめ細やかな指導を行うための体制確保を行ってまいります。

中学校においては、学習内容が高度化し、個々の能力に合った指導が必要となることから、習熟度別少人数指導などにも取り組んでまいります。

英語指導助手はこれまでどおり両地区に1名ずつ配置し、小中学校はもちろん、認定こども園、放課後子どもセンターでも活動し、幼児期から外国語に触れる機会を提供してまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、3年間中断しておりました「中高生オーストラリア派遣事業」は令和5年度から再開いたします。

令和3年11月にこれからの地域を担う人材の育成を目的に開設された「夢叶輪公営塾」は、むかわ町の学びの拠点として指導を続けており、引き続き個々のニーズに応じた利用しやすい

い塾づくりを推進してまいります。

2、健全な心と体の育成。

子どもたちの自尊感情や自己肯定感を高めることは、自信・やる気・確かな自我を育てることから、学校での適切な指導体制づくりに取り組んでまいります。

いじめを根絶するために、「むかわ町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを生まない教育活動に努めてまいります。

さらに、スクールカウンセラーや心の相談員の活用を図り、学校生活における意欲や満足感及び学校集団の状況について測定する教育心理検査を実施し、いじめ・不登校の未然防止や学級崩壊の予防に徹してまいります。

3、信頼される学校づくりの推進。

令和5年度より鶴川・穂別両地区に小中学校がそれぞれ1校ずつとなります。

学校は地域の中心となる公共施設であり、学校運営協議会を中心に学校と地域が知恵を出し合い、「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。

また、穂別地区においては、「小中一貫教育の導入」について検討を進めてまいります。

加えて、優れた資質・能力を有する教職員の確保に努めるとともに、「校務支援システム」を導入し、教職員の働き方改革を推進してまいります。

4、特別支援教育の充実。

特別支援教育のニーズが高まる中、教育支援委員会による就学前からの見守りや関係機関との情報共有を行い、きめ細やかな特別支援教育を推進してまいります。

また、特別支援学級に属さない児童への効果的な指導を充実させるための通級指導にも引き続き取り組み、学習面での補助を行う支援員や学校生活の支援を行う介助員を小中学校に継続して配置いたします。

加えて、カウンセリングや発達相談業務を充実させ、より専門性の高い指導・助言を行う体制整備を検討してまいります。

5、道立高等学校の魅力化支援。

むかわ町との包括連携協定に基づき鶴川・穂別両高等学校の魅力化を支援してまいります。

鶴川高校については、中高一貫教育を継続・充実し、「むかわ学」を通じて地元理解を深める取組を支援してまいります。

また、道外からの生徒受入れに関しましては、令和5年度より単年留学に加え、3年間全て鶴川高校で過ごす道外募集の受入れも始まりますので、生徒寮の運営はもとより、受入れ

体制の支援を行ってまいります。

穂別高校については、穂星寮の運営をはじめ、生徒がいる限りこれまでどおりの支援を続け、穂別高校の生徒でよかったと感じられる学校づくりを推進してまいります。

6、教育環境の整備・充実。

新型コロナウイルス感染症対策を含めた教育環境の整備・充実を図り、安全・安心で落ち着いて学ぶことのできる環境づくりに努めてまいります。

I C T教育については、情報社会に主体的に対応していく力を養うため、タブレット端末の積極的活用を推進してまいります。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費のうち、新入学児童・生徒の学用品費等については、入学前の早期支給を行ってまいります。

学校図書支援員については、引き続き配置し、読書の普及や図書環境の整備に努めてまいります。

2、社会教育の推進。

新型コロナウイルス感染症への対応など、社会が大きく変化する中であって、より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人一人が豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会をつくるには、全ての人が生涯にわたって主体的に学び続けることのできる環境が重要となります。

令和3年度からスタートした「第3次むかわ町社会教育中期計画」に基づき、価値観やライフスタイルの多様化に対応しながら、社会の変化や課題を踏まえた新しい時代の生涯学習・社会教育の推進を図り、「全ての町民が楽しく学べるまち」の実現を目指します。

1、生涯学習の推進。

生涯学習の推進は、「生涯を通じて自ら進んで豊かに学ぶ環境づくり」、「子どもたちを守り育てる安全・安心な地域づくりの推進」を重点課題として進めてまいります。

成人向け講座やふれあい大学・ことぶき学級による高齢者の生きがいづくりにつながる事業の実施、助成団体やP T Aへの活動支援に取り組んでまいります。

青少年育成事業は、子育て関連の事業と連携しながら、挨拶運動の推進や「読書感想文コンクール」、中高生を対象とした「青少年リーダー研修事業」や小学生を対象とした「ジュニアチャレンジ合宿事業」などにより、自主性・社会性や生活習慣など「生きる力」を育む取組を進めてまいります。

また、平和教育事業として、町内中学生の広島平和の旅派遣を継続してまいります。

2、文化・スポーツ活動の推進。

本町の歴史文化に関わる地域文化財や天然記念物の記録保存、古式舞踊など地域のアイヌ文化活動への支援を行い、文化財の保護と活用を推進してまいります。

文化・スポーツ活動の多くは、少子高齢化に伴う担い手不足をはじめとする課題が多い状況にあることから、文化協会、スポーツ協会及びNPO法人「むーブ」への支援を行い、活動の推進に努めてまいります。

また、国及び北海道が進めている、中学校部活動の地域移行について、改革推進機関の1年目である令和5年度から休日を中心とした移行に向けて取組を進めてまいります。

3、図書館・博物館活動の充実。

図書館は、住民全ての自己教育に資するとともに家庭教育の向上、地域文化等の推進を担っており、穂別図書館、まなびランド図書室ともに充実に努めてまいります。

穂別博物館につきましては、むかわ町恐竜ワールド構想推進計画に基づいた活動をより積極的に推進してまいります。

博物館周辺リニューアル・複合的施設整備については、経済恐竜ワールド戦略室と連携しながら、より魅力的で先進的な施設づくりに向けた取組を進めてまいります。

むすびに。

以上、令和5年度の教育行政推進に当たっての基本方針と主な施策について申し上げます。

教育行政の大きな役割の一つは、「教育格差」の是正であります。

教育格差の主な原因に経済的な理由や地域的な理由が挙げられますが、都市部と地方では学力格差が存在するのも事実です。

少子化が進み、学校数が減っていくという社会構造の変化の中で、この教育格差の是正は半永久的に取り組んでいかなければなりません。

幾多の要因が複雑に絡み合うこの問題をすべて解決することは難しいかもしれませんが、独りでも多くの方に「むかわで学んでよかった」と思ってもらうことが私たちに課せられた最低限の使命であると考えております。

この町に住む一人一人の力で、むかわ町を未来に飛躍させる、「まなぶよろこびを感じるまち」の実現を目指し、着実な教育行政を進めてまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

以上で、教育執行方針に代えさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（野田省一君） 教育長の教育行政執行方針が終わりました。

これで町長の町政執行方針、行政報告及び提出事件の概要説明、教育長の教育行政執行方針を終わります。

◎一般質問

○議長（野田省一君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（野田省一君） まず、8番、大松紀美子議員。

[8番 大松紀美子議員 登壇]

○8番（大松紀美子君） 一般質問を行います。

2月27日、鵠川橋撤去について住民説明会が開催され、多くの町民の方々が出席し、鵠川橋に対する関心の高さがうかがえました。説明会で出されていた町民要望の幾つかについて、町の見解を伺います。

1つは、鵠川橋上り線から町道花園1号線の早期開通と道路幅の拡張についてです。

2つ目に、ししゃも漁時期など環境に配慮した撤去工事の進行についてです。

3つ目に、撤去工事の騒音対策についてです。

4つ目に、景観のシンボルとして親しまれてきた鵠川橋を何らかの形で残すことについてです。

以上、町の見解を伺います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 鵠川橋の撤去に関する御質問にお答えをしたいと思います。

鵠川橋は平成30年の北海道胆振東部地震により重大な損傷を受けて現在通行止めになっているところでございます。先日、2月27日、町民の皆さんと共に私も、議員もそうですけれども、この会場に出席をさせていただいているところでございます。その2月27日に撤去する方向で整理する旨、住民説明会というのが北海道開発局により開催されているところでもございます。

1点目の上り線から町道花園1号の早期開通と道路幅の拡張の件でございます。

これまで胆振東部の地震以降、町道花園1号と国道235号の接続部が通行止めとなっていて、ところどころでございますが、あの席上でも、地域住民の説明会でも鶴川橋前後の道路改良と併せて強く要望、しっかりとお聞きをして認識をしているところでもございます。

この件に関しては、国道の改良計画に関わってきますので、町としては具体的な工事内容だとか、そしてスケジュールというのは、現段階、町としてスケジュールをお示しすることはできませんが、今後、北海道開発局との町道交通開放に向け、安全面も含めた中での協議も進めていくべきと捉えておりますし、国に強く要望もしてまいりたいと考えているところでございます。

2点目、3点目、これ関連性がございますので、一括してお答えをさせていただきますが、まず、撤去工事のスケジュール関係ですが、繰り返しますが、現地調査だとか設計を進め、河川管理者と工事施工協議が始まっていくかと思っております。その協議の中において、魚も含めた環境に与える影響、これもしっかりと配慮していただいて、工事の時期、工事内容を決めていくべきだと捉えているところでもございます。

それと、撤去工事の騒音についてもこれから調査が進められていくかと思っております。その中において、周辺の住宅の配置の状況、それと撤去工法においてどれぐらいの振動だとか騒音というのが発生するのかということも見えてくるかと思っておりますので、各種対策というのもしっかりと実施されるよう、これも併せて要望・要請活動に反映していきたいなと思っております。

それと、これ私、最後にお話しさせていただいたかと思うんですけども、4点目の鶴川橋を何らかの形で残していこうというところで、これも具体的にいろんな手法あるかと思うんです。それらも含めてようやくスタートできますので、北海道開発局としっかりと町民の皆さんの意見ということも含めながら協議を進め、皆さんにお示しをしていきたいと考えております。

○議長（野田省一君） 大松議員。

〔8番 大松紀美子議員 登壇〕

○8番（大松紀美子君） まず、1番目の問題なんですけれども、やっぱり1番強い要望というんですか、もう5年もあそこ通れなくなっておりますし、周りは草なんか大きく伸びていますし、景観的にも本当に悪い状況になっておりますし、本当に早くやっていただけるように、町長もおっしゃっていましたが、本当に強く要望をしていただきたい。結局、花園1号線が通れないから、花園3号線でしたか、今、通っているところが、そこが本当に

すごいんですね、交通量がね。ちょっと時期覚えていませんけれども、あまり遠くないときに交通事故もありましたから、やはりあの辺に住んでいる人たちは、本当に早く開通してほしいと、決して開通することができないなんてことがないように、必ず開通してほしいというふうに思っていますので、その辺、本当に強く要望していただきたいと思います。

それから、道路幅の拡幅ということになると、これ町の問題になると思うんですけども、その辺、もうちょっと広げてほしいというような、曲がってくるときも大変なので、ほしいということがあるんですが、そういうふうになって、例えば、国道じゃなくて町道になった場合の工事とかそれはどういうふうになりますか。

○議長（野田省一君） 江後参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 道路幅についての御質問にお答えしたいかと思えます。

道路幅、すみません、ちょっと再度確認なんですけど、宮戸側から走ってきて右折にてちょうど花園1号に入る形なんですけど、その右折車線のお話をされているかと思うんですけど、その点でよろしいでしょうか。

先ほど、町長の答弁でもございました、これ国道の改良計画という形に関わってきまして、ちょうど花園1号の入っていくところのカーブにございましては2車線ありますので、入っていく、出ていくという形は必要な車線幅は確保している形かと思えます。

ただ、国道からの入るに対して右折するのに、そこで対向車線もありますので、右折車線を造らなきゃならないというところが、現在ちょっと今、鵠川大橋のほうを使うという形でこれまでのセパレート方式から鵠川大橋を使って対面交通方式に変えるというところに、これまでの鵠川橋の撤去の説明会の方向性が決まりましたので、今後、具体的な道路設計という形が調査及び設計が始まって行って、最終的な国道の幅の拡幅、線形という形が見えてくるかと思えます。

そこで、また、いきなりその工事が始まるというところは、ちょっとこれから準備を進めていくという形になりますので、その状況が見えてきたときには、皆様にお伝えしていきたいと思っておりますので、御理解を賜ればと思います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

〔8番 大松紀美子議員 登壇〕

○8番（大松紀美子君） 開発局との協議になりますから、ただ、もう5年も待っていて、このままもうほったらかされるのではないかみたいな気持ちもあったようです、町民のあの辺の方々は。だから、やっとな撤去が決まってということで、これからということなんですけ

れども、もうできるだけ早くやっていただけるように、改めて強く要望してほしいというふうに思います。

それと、説明会后、開発局とのこの町民の皆さん、出席していろいろ要望を言われたんですけれども、協議はあったのでしょうか。

○議長（野田省一君） 江後参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 開発局との説明会後の協議というところは、町民の要望を受けまして、その後の具体的なスケジュールのまだ協議には至っておりませんので、これから予算の配置とかそういう形の計画が決まってきた中で、開発局から協議を受ける形であります。

○議長（野田省一君） 大松議員。

[8番 大松紀美子議員 登壇]

○8番（大松紀美子君） 分かりました。

それから、2つ目の時期のことが、工事のししゃも漁時期とか環境に配慮した工事の進行という点なんですけれども、今、鶴川大橋の舗装のし直しをしているんです。あの掃除をする機械が動いているだけで、あの近所への騒音って物すごいです。高齢者はほぼ家にいますから、工事期間はどれぐらいでありますかとあのとき聞きましたよね、そうしたら、二、三年ではありませんと言ったんです。町の協議会では10年というふうにおっしゃってましたけれども、それぐらい長い期間かかって、その間、ずっと騒音に悩まされるということを考えたら病気になります、本当に。

だから、例えば、工事の時間帯を1日いっぱい朝8時半から5時までやるとか、そういうことはしないようにしてほしいなというのがあります。うちにずっといて、ずっとあの音を、あの鉄骨を外すんですから、どんな音が出るかと考えただけで本当にもう頭が痛くなるという感じがするんです。

私の家でも橋見えますけれども、舗装工事するだけですよ音するんですから。だから、その辺も、もちろんししゃものこともありますけれども、生きている人間のこともぜひ考えて、その辺、工事の時間を1日いっぱいじゃなくて、短くするとか、そういうことの要望もぜひしていただきたいというふうに思っています。

町として、この辺の考え、そういう騒音に配慮した工事期間をこんなふうにしていただきたいとかということはどうですか。

○議長（野田省一君） 江後参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 騒音についてお答えいたします。

これは協議事項といいますより開発への要望という形で、近隣住民、住まわれている方いますので、その工事で発生するところの騒音がどのくらいになるかというところのシミュレーションはできる形であろうかと思えます。

また、工事が始まるときには、説明という形が出てくるかと思えますので、またそこで具体的な流れが見えてくるかと思えます。

以上でございます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

[8番 大松紀美子議員 登壇]

○8番（大松紀美子君） 分かりました。

ぜひ、これ、病気になってしまっはいけないので、やっぱりそういう対策をぜひ講じてほしいですし、町からも強く要望していただきたいというふうに思えます。

それから、4つ目の景観のシンボルとして残すという、非常に難しいことだろうなというふうに思うんですけども、例えば、町としてそういう鶴川の歴史を残していくといったときに、そういう担当のほうでいろんな構想というか、そういうものを考えてやるとかという、そういうことはできませんか。町民の意見を聞くということはあるんですけども、その辺の今考えていることでも結構ですけども、ありましたら伺いたいんですが。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） まだその前にシンボルの保存云々の記録、記憶の保存の前に、先ほどやり取りされました、1答目で答弁させていただいたんですけども、なぜここまで震災からここまでこれだけの時間がかかったのかというのは、議員もですね、十分御存じかと思えます。何とか町としても、このシンボルというものを保全できないのか、活用できないのかということで、かなり国にも、逆にできないのかなということで、かなり行ったり来たりの議論しました。レガシーもあるんだと、うちのシンボルなんだと、ここまで来たんですけども、かなりの重症化している橋だったと。私も残念です、あのとき言ったように。そこで、工事もここに次のステップに行けなかったんだということは、まずお含みおきをしていただければなと思えます。

それと、騒音、振動に関しては、これはできる限り、可能な限りの徹底の工事というのは言わずもがなでお願いすべきだと思います。

それと、保存の関係でございますけれども、私、会場でも申し上げたかと思うんですけども、

ども、記録を保存するよと、伝えるよと、それと、皆さんの思いが重なった記憶、記録。記録は保存しますよ、保存していきます。しかし、思いの詰まった記憶というのもどういうふうに保存していけばいいのかなというところで、まだまだ、やっとスタートでございますんで、町としても、例えば、モニュメントだとか、あるいは写真だとか、この時代ですから、いろんな、ICT等も活用しながら、何か映像等々でもデジタル技術を活用した中での方法というのものもあるんじゃないのかなと思います。

様々な角度からこの機会に、国のほうもしっかりと、あの雰囲気見ていただいたら分かるんですけれども、一緒に向き合っていくぞというふうな形、これからはこの保存の在り方についても私どもしっかりと要請、要望活動に努めていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいかなと思います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

〔8番 大松紀美子議員 登壇〕

○8番（大松紀美子君） むかわ竜じゃありませんけれども、縮小した形でそういうモニュメント的なものを、お金はかかりますけれども、作って、やっぱり町民がいつでも見られるようなところに展示していくという、そんなことも考えていただけたらなと思うんですよね。私もない知恵を絞って考えたいと思っておりますので、この鶴川橋撤去に関わる問題については、本当に強く国のほうに要望していただきたいということで、次の質問に入りますが。

では、次に、あった○事業についてです。

新年度の予算説明会の説明書の中で、今日初めて読ませていただきましたけれども、まだ十分に理解していないところなんです、その中で、あった○事業を終了するとしているんですけれども、その終了するに至った経緯について伺いたいことと、それから、やはりこれまで受けていたサービスが受けられなくなるというのは、新制度がこれまで自分が受けていたサービスよりもメリットがあるということが感じていただくことがとても大切だというふうに思っているんです。それで、その住民に対しての説明はどのようにされていくのかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） あった○事業でございますけれども、御承知のとおり温泉の効用、そして外出機会の増加とか、それとか住民同士の交流、こういった健康づくりの推進と閉じ籠もりの予防を図っていくんだよということを目的に70歳以上の住民の方々を対象に、これは平成23年に開始された事業でございます。

この間、逐次利用状況というのを検証していく中で、スタンプカードの交付数というんですか、これに対して利用している方々の固定化というのが見られているのも現実でございます。広く住民の方の健康づくりというのを推進していく事業としての在り方、これについて検討というのを続けてきた経過というのもございます。

現在、数字的に申し上げますと、あった〇スタンプカードを所有している方は、70歳以上対象人口の2,516人のうち29.7%、そして事業を利用している方は18%となっているところでもございます。そのうち月に20回以上温泉を利用している方が6.8%となっているところでもございます。どちらかという、固定化というか限定された方への事業となっているのが現状でございます。

今後は対象年齢だとか、あるいは対象の事業、そしてより多くの方に、さらに事業に参加をしてもらいたいといったようなことから、健康づくりと介護予防への意識を持ってもらえるような40歳以上の町民の皆さんを対象とした健康むかわ、執行方針でも申し上げました、チャレンジ事業として新たに実施をしていきたいと考えているところでございますので、御理解を願いたいと思います。

また、住民の皆様へは、これから予定されております自治会長会議等を通じながら、新しい事業というのも含め、説明をさせていただければと考えております。

さらに、各温泉施設、それと町内でのポスターへの掲示、新聞折り込みチラシ、こういった周知の方法にも加えて、ホームページだとかLINEでのお知らせ、そして穂別地区につきましては、情報端末での周知を行っていききたいと考えております。

それと、スタンプカードですか、これをお持ちの方への1つの経過措置として、6月30日までスタンプをためて入浴券と交換できる期間を設ける旨も掲載しながら、できる限り早めの周知というのも考えていきたいと思っております。

○議長（野田省一君） 昼食のため、しばらく休憩をいたします。

再開は午後1時30分とします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時30分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大松議員。

[8 番 大松紀美子議員 登壇]

○8番(大松紀美子君) 先ほどの御答弁の中で新年度に予定している健康むかわチャレンジ事業という、今朝説明書頂きましたけれども、様々な事業に参加した人たちに対してスタンプを押すと。5個、10個目、それぞれ500円の金券と交換するということです。今までのようなあった○事業だけではなくて、そういう金券ですから、お風呂にも入ることができますし、そういうものとして、この事業が、新しく始めようとする事業が定着することによって、このあった○事業に利用していた方々にも理解が得られるのではないかというふうに、私はこの説明を見て理解はしています。

ただ、このお風呂の事業というのは、いろいろと合併前に穂別で行っていた福祉風呂事業から、今度合併してあった○事業になって、そのときにも論争というか、いろいろ穂別まで行って説明したこともありました、私も。それで、やはり先ほど、利用している方18%というふうにおっしゃっていましたが、実際に鶴川地区と穂別地区で利用されている方の割合というのはどれぐらいなのか、その辺ちょっと伺います。

○議長(野田省一君) 高橋主幹。

○健康福祉課主幹(高橋佳香君) あった○事業の地区ごとの利用状況についてでございますが、今現在、2月の末現在の数でいきますと、あった○カードをお持ちの方は、先ほど答弁させていただきましたが、748人いらっしゃいます。そのうち実際に入浴券と交換するまで事業に参加している方は453人、その内訳としまして鶴川地区では325人、穂別地区では128人の方が利用している状況でございます。

○議長(野田省一君) 大松議員。

[8 番 大松紀美子議員 登壇]

○8番(大松紀美子君) すみません、カードを持っている748人のうち453人が使っていて、それは鶴川と、そうですね、だということですね。453人の方が利用されているということは、決して少ないわけではないというふうに思うんです。ですから、やはりこれだけの方が利用されているということですから、より丁寧な説明というのかな、利用はもっと新しい事業のほうが利用する、とってはメリットがあるんだよというところをやはりきちんと説明した上で移行してほしいというふうに思っています。

では、次の3つ目の質問に入ります。

この3つ目の質問ですが、2021年の12月議会で同じことを質問させていただいています。

トイレットペーパーのように、学校や公共施設に無償の生理用品を設置する考えはないかということでございます。

その後の検討状況も含めて御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 学校、そして公共施設という関係もございますので、私のほうから答弁をさせていただきたいかと思っております。

まず、小中学校では、養護教諭が保健室で一定量をストックして管理をして、そして申出に応じて、忘れた生徒などに提供して、一定のニーズというのも見られているところでもございます。

北海道教育委員会が道立高校を対象に実施した生理用品の配置に関わるアンケート結果では、学校において、学校に置いてほしい場所はトイレが最も高く、保健室を上回っていたところから、むかわ町としても、この際ですから、保健室とトイレの両方に設置するよう準備を進めていければと考えております。

それと、学校以外の対応でございますが、昨年2月から本庁それと支所それぞれの福祉担当窓口で、経済的そして家庭的な事情で生理用品を購入できない方について対象に無償配布を実施しているところがございますので、現段階におきましては、公衆施設というよりも、こういった形の取組というのを推進していければと考えているところでございます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

[8番 大松紀美子議員 登壇]

○8番（大松紀美子君） トイレに設置していただけるということによかったと思っております。

ただ、今、町長おっしゃった窓口で無償配布のというところがちょっと理解できなかったんですが、もう一度、御答弁、それが知らなかったの、ちょっと教えてください。

○議長（野田省一君） 熊谷主幹。

○健康福祉課主幹（熊谷伸一君） お答えしたいと思います。

先ほど答弁にもあったんですけども、町の生理用品配布の取組につきましては、昨年2月から様々な理由で生理用品の用意が困難な方に対しまして、無料配布を本庁と総合支所の窓口で配布をしております。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

[8番 大松紀美子議員 登壇]

○8番（大松紀美子君） 私、知らなかったんですけども、広報はどのようにしていらっしゃるんですか。

○議長（野田省一君） 熊谷主幹。

○健康福祉課主幹（熊谷伸一君） 町民への周知についてですが、本庁と支所、町の掲示板のほうに掲示してございます。配布窓口で気軽に相談できるように、ポスターを指さしていただくだけで、住所と名前をお聞きせずお渡しできる体制を整えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

[8番 大松紀美子議員 登壇]

○8番（大松紀美子君） 実績のほうはどのぐらいですか。

○議長（野田省一君） 熊谷主幹。

○健康福祉課主幹（熊谷伸一君） 配布実績といたしましては、昨年2月から開始しております、1年間経過したところなんですけど、両地区合わせて1件の利用となっております。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

[8番 大松紀美子議員 登壇]

○8番（大松紀美子君） せっかくのよい取組だと思うんですけども、やはりこれは非常にデリケートな問題なので、自らそこを窓口行って頂きたいと、たとえ言葉を発さないにしても非常に行きづらい、立場になってみると行きづらいというふうに思いますので、その辺はちょっと、やはりそういう公共施設にあるというほうが、利用する女性にとっては利用しやすいと思いますので、それは今後ぜひ検討し直して、公共施設に設置していただきたいと思っております。

私は、なぜこの問題を引き続き取り上げているかということ、昨日8日は国際女性デーでした。やはり男女の性の違いを認め合って、女性が生きやすいやすい社会の実現を目指したいと思ってやっております、質問しております。生理を知ることから、まちづくり計画にもあるジェンダー平等の社会の実現、このむかわ町でもぜひ実施、進んでいけたらなということで、その実践の一步になると思って質問を続けてきました。

学校のトイレに設置されるということで、本当に大いなる前進だと思いますので、今後もこのジェンダー平等について皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。

ありがとうございました。質問を終わります。

◇ 中 島 勲 議員

○議長（野田省一君） 次に、7番、中島 勲議員。

〔7番 中島 勲議員 登壇〕

○7番（中島 勲君） 通告に基づきまして、2つの点について質問いたします。

まず、第1ですけれども、津波対策について。

そのうちの1つ目は、今年度町長の執行方針で先ほどもありましたけれども、千島海峡と日本海溝での巨大地震、そして大津波について、津波避難対策緊急事業計画を策定すると掲げておりましたけれども、これはいつ頃を目途にしていますのでしょうか。

それから、2問目としまして、本町での過去の経験したことの無い津波対策について、提案でございますけれども、避難住民への対応優先順位としまして、まず最初に、施設入居者を対象に考える、次に、一般の独居老人の方々を考える、それから3番目に子女子を含む一般人と、こういうふうに3つに大枠に分けて対策を具体的にどう進めていくかということにするのも1つの方法かと思えます。

こういう順序を組立てし、そして津波対策緊急事業計画を策定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

それから3番目に、執行方針の中で災害に強い都市構造を目指すというふうに基本方針を掲げております。これに関しまして、私がじかに言われていることなんですけれども、住民の方々から、これは、駒場町内会、それから文京大成町内会、それから若草町内会、美幸町内会と、こういう方々の、特に年寄りの方々からですけれども、胆振東部消防組合旧鷓川支所の解体後、津波の害を最小限に抑えるため、津波防止機能を持った構築物を設置してほしいという旨の要望があります。いわゆる、これ各自によりまして、表現は違いますが、最大公約数的に言うと、今のよう形になります。

この考え方、御意見に対してどのように考えるでしょうか。お伺いいたします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、議員が今、質問にもございましたように、津波によって鷓川地区、日高自動車道以南の区域の大半が浸水する予測となっているところでもございます。未経験の課題というのが山積してくるのではないかなと。

執行方針にも記しております、これも「事前復興計画」という名称で記しているかと思いますが、この策定に向けて、1点目として、復興の基本方針、2点目として、被害想定に基

づく発災時から復興期までの対応、災禍を経験した町として、復興の規模、そして手順について、3点目として、起きてほしくないものが起きたときの発災前からの取り組むべきソフトとハード対策について、この事前復興計画の策定で整理する予定でございます。

発災時におけます津波避難対策につきましても、計画策定の過程でソフトとハードの両面から整理することとしているところです。この際、必要とされる避難施設だとか避難路などを適地の選定も含め整理しながら、ハード整備を施策化する場合には、議員先ほど申し上げていた整備計画となります「津波避難対策緊急事業計画」、これを作成していくことになるかと思えます。

また、災害時に1人では避難することが困難な方の避難対策につきましては、現在、発災確立、これが高い大雨災害時における「避難行動要支援者の個別避難計画」を今作成しているところでもございます。津波災害時の計画作成におきましても、先ほど申し上げました事前復興計画の策定過程における課題の整理というのを踏まえながら、取組を進めてまいりますので、御理解を願いたいかと思います。

○議長（野田省一君） 中島議員。

[7番 中島 勲議員 登壇]

○7番（中島 勲君） 分かりました。

それで、実際この私もちょくちょくこの23年ですか、に起きた東日本大震災の津波の映像を見るわけですけども、非常に速いわけですね、津波。いろいろ考えるというか、いろいろ聞くとところによると、あそこやはりリアス海岸なんですね、 になっている。だから同じ波が来ても、狭くなると速くなって水位が上がると、カワイが上がることなんですけれども、例えば、今、私が提案している文京とか美幸町とか駒場の辺りは、真っ平ですから、ああいう急なものはないと思うんですけども、しかし、心配しているのは、先ほどの避難の順序といいますか、言ったわけですけども、この駒場に社会福祉法人の施設があるあるわけです。ここには大体、確認していませんけれども、六十数名くらいの方が入院しておられるということだと思えますね。

こういう方が一挙に津波が来たとき、国の説明によると、大きな地震が来たときに、次の地震が来るよという余震の通知を出すんだというふうになっているようですけれども、しかし、それがあっても、この施設に入っている方々の人数から考えると非常に避難が困難であると、こう考えております。いくら津波の速度が遅くても、やはりそこは自然の災害で怖いものがあるということに私は思っています。

それで、これに対する、この町全般に対して、平均的な、平面的なその対策というよりも、くどいようですけれども、人を中心にしたそういう対策も加味していったほうがよろしいんではないか。普通の行政の施策であれば、全部同じ健常の人方を対象にして考えるわけですが、この津波避難というのは、これはもうその人その人の体力、年齢によって変わるわけです。ですから、こういうことを加味しながら、この計画をつくっていただきたいというふうに思っております。

当然、先ほど駒場地区中心にありましたけれども、眺めますと、汐見地区の漁村というんですか、漁師の方々、あそこも同じような条件なんです。ですから、私は、そこの方々からはこういう話は聞いておりませんが、考えると同じ条件なんですね。

ですから、そういうことを考えると、早急にいつ来るか分からないという状況にあります。この3月25日です、夜中の10時半ごろ、地震ありましたね、今、ちよくちよく小さい地震ありますけれども、あのときは震度3だったんです。そのときのことをまた町内会のお年寄りからといわれましたが、ちょうどパジャマを着て寝ようと思っていた。そうしたらがたがたと来て、あらっと思ってそのうちとっていたら、だんだん強くなった。パジャマ着たまま靴下履いて、逃げる準備したと、本当に切実な年寄りの方の話なんですね。

ですから、そういうことを聞くと、やはり事前にもっと万全に早くこの計画をつくって、周知徹底をするということがやっぱり自治体の、行政の仕事でないかなと思うんです。これが一般の産業の政策とかそういうのであれば、そんなに緊急ではないのですが、今、もうゆうべですかね、おとついですかね、また震度1とかといろいろな地震があります。これは大きな地震の予兆かなと思うんですけれども、とにかくいつ発生してもおかしくない地球規模のマグニチュード7とか8とかというのが来るわけです。30年後には必ず来るという学者もいます。そういうことを考えると、早めに早めにこの避難対策の具体的な計画をつくっていただきたいと思います。

それから、3番目に申し上げました、この防災に強い都市をつくると、こういうことでございましてけれども、これは、先ほど言いましたけれども、東日本の場合はリアス式海岸ですから、そんなにむかわと比べた場合は地形が違いますから、そう緊急の波は寄せてこないと思いますけれども、自然のことですから分かりません。

そこで、またこれは文京と美幸町の住民から同じように言われたんですけれども、今、胆振東部消防組合の鶴川支所の建物、これは予算でも撤去するというふうになっていますが、これはやむを得ないとしても、あそこの後を何とかこの防災という観点から、あるい

は津波対策という観点から何か施設を造ってもらえないだろうかという話が二、三聞かされております。

いろいろ話しますと、これもお年寄りの話ですけれども、あそこに消防があったときは、何があっても電話すれば、ちゃんと対応してくれていた、全然あそこなくなって、しかも建物がなくなると、仮に地震があった、津波が来たといっても、どこにどうやって行けばいいのと、こういう切実に、これは3人、5人ぐらいの方から、お年寄りですよ、全部、若い者じゃないです。お年寄りの方がそういう話を、意見を聞かされております。そういうことですから、この跡地、消防署の跡地、これを何とか、名前何と言いますか、機能的に言ったら、防波堤のような、そういうシステム、機能を持った建物なり構築物を造っていただきたいなと、そうすることが住民に対する安心感かなと、何もなければいいんですけれども、万が一あったときに、やはり役立つかなと。

先ほど申しましたけれども……

○議長（野田省一君） 中島議員、簡潔明瞭に。質疑ですので続けてもいいですけれども、もう少し簡潔明瞭に質疑をしてください。マイク押してください。

○7番（中島 勲君） 押し寄せるより引き上げるほうが怖いと、海を持っていかれるわけですから、そういうことを話されました。

そういうことがありました、ぜひこの要望、形はどうあれ、実現していただきたいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（野田省一君） 梅津参事。

○総務企画課参事（梅津 晶君） 津波の避難対策についての御質問でございますが、御質問いただきました津波避難対策緊急事業計画と申しますのは、特措法の規定により津波対策の特別強化地域の指定を受けた市町村、むかわ町も受けておりますが、が避難をするためにハード事業を行うという場合に作成する計画となっておりまして、住民の皆様の避難方法については、この計画はハード事業を整備するための計画ですので、それについては、別途むかわ町はむかわ町として避難対策というのは考えていかなきゃならないところは、まずちょっと御理解をいただきたいなというふうに思っております。

現状のところ、住民の皆様の避難対策につきましては、津波のハザードマップを作成、公表、配布をしてございまして、住民の皆様に説明する機会をこの間、まだちょっと全地域は回れていないんですけれども、設けてきているところでございます。

そういった中で、いただく意見の中には、現在は日高自動車道より北側に徒歩または車を

使わざるを得ない場合は車を使って避難をするというルートも町内会さんごとに推奨ルートを公開させていただきながら、御説明しているところでございますが、実際に想定されている最大規模の地震が発生した場合には、発災から約40分後に第1波となる津波が押し寄せるというふうに想定をされてございます。発災から避難の準備をして避難をするまでの時間も含めると、確かに余裕があるかと言われれば、かなり厳しい時間帯になってございます。

そういったところで、垂直避難場所として市街地にも避難場所を設けて、ハザードマップのほうでも公開しておりますし、今後、町長からも答弁ございましたが、事前復興計画を策定していくに当たりまして、その中でもむかわ町の被害規模等ももっと精査をしていきながら、必要に応じて、議員御指摘あった場所、その他含めて、町としてどのように追加の避難対策が必要なのかどうかというのを整理した上で、必要に応じて施策化をしてまいりたいと考えてございますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 中島議員。

〔7番 中島 勲議員 登壇〕

○7番（中島 勲君） よろしく申し上げます。

それで、新聞に断片的に出ているんですけども、この津波対策によるハード、ソフト両面で行くわけですけども、ハードの場合、国からの補助、道からの援助、これは指定区域になったときには、かなりの割合で対応されるというふうに、断片的に、新聞等で読んでですけども、現状でよろしいんですけども、今どういうふうな形で進んでいるんでしょうか。

○議長（野田省一君） 梅津参事。

○総務企画課参事（梅津 晶君） 御質問についてでございますが、ハード事業、対象事業となります場合には、交付金また補助金がそれぞれ3分の2までかさ増しをされることになっています。これ国からの分でございます。もともとの補助率が3分の1だったり2分の1だったり、いろいろあるんですけども、これらが対象となりました場合には、それぞれ3分の2まで国としてかさ増しがされることになっております。

一方、北海道のほうでございますが、昨年の道議会のほうで、この残り3分の1の部分につきまして道としても支援措置を行う考えを表明されましたが、現在のところ、具体的な数字はまだ道として発表されておりませんので、こちらについては、引き続き情報収集を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほど、今の国道の南側の特別養護老人ホーム等々の懸念も出されていたかと思います。それらも含めての近隣の自治会等の皆さんの町内会の皆さんの不安事項というのは、しっかりと情報共有させていただければなと思っております。

参考までに昨年その具体的な福祉施設のほうから、要望会というのがございまして、各町に回ってのですね、そういったときにおいても、議員から出されている津波避難対策特別強化地域の指定に伴って、国の民間施設も含めた福祉施設の高台移転のケースと、こういったところの補助制度の創設というのはいかがといったところの提案もしてきていることも事実でございます。

これは、その当時の情報では、高台移転の福祉施設の移転は補助対象になるのか不明だったよというところでもございますけれども、検討課題としてその旨を要望しているところでもございます。

それと、繰り返しますけれども、こういったところも含めて、実際に、胆振東部地震を受けた、震災を受けた災禍の町として、繰り返します、いざというときのための発災後の迅速そして着実にその復興の推進を進めるという、北海道では、これは初めての事前復興計画の策定、新年度に着手を予定しております。

これは、今年度、国の国交省のほうの方との伴走支援をいただきながら準備を進め、新年度に本格着手をするよというところの取組を進めているところでもございます。それらの中で、議員御質問の特別強化地域の指定を受けた、津波の避難対策緊急事業計画についても、その中で大きな検討課題とされると思っているところでもございます。

さらに、防災を起点にした、今度は今、穂別地区が復興拠点施設等整備事業1として進められておりますけれども、鶴川市街地のまちなか再生、こういったところの具現化、これにも災害により強いという、大変特異な守ると攻めるといったところでの防災先導型のまちづくりというのにも取り組むこととしているところでもございます。

いずれにしましても、可能な限りのスピードと、それと相反しての地域での合意形成というんでしょうか、先ほどの意見も含めながら、こういったところを途上、途上での取り巻く情勢、取り巻く情報、皆さんに可能な限り提供していければなと思っておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 中島議員。

[7番 中島 勲議員 登壇]

○7番(中島 勲君) ちょっと聞き漏らしたというか、確認したいんですけども、今、道だとか国の会計の処理は、令和5事業年度でこの対象事業に対して補助を出しますよということですか。あるいは、これからまだ令和6年とかそういうことになるんでしょうか。国とか道の補助の対象事業に対する年度。

○議長(野田省一君) 梅津参事。

○総務企画課参事(梅津 晶君) ただいまの御質問についてでございますが、最短で事業採択がされると令和5年度から実施が可能で、国のかさ増し措置が開始されますが、これはまだ何年度までという、いわゆる後ろのほうの縛りはございませんので、随時計画ができた自治体から採択を受けながら事業実施していけるというふうに今のところ聞いております。

以上です。

○議長(野田省一君) 中島議員。

[7番 中島 勲議員 登壇]

○7番(中島 勲君) 結局、例えばむかわにおいて計画を作成して、それを道なり国に認定されると、そこから始まるよと、こういうことでよろしいんですね。分かりました。

できるだけ、ひとつ速やかに進めていただきたいと思います。

次に、2点目に入ります。

2点目は、ふるさと納税についてですけども、まず、特産物のPR効果と財務に連動するふるさと納税の運用実態は現在どのようになっているかお伺いします。

それから、2つ目として、今年度の取組について、どのような推進体制、それから数値目標を設定しておられるのかお伺いします。

○議長(野田省一君) 竹中町長。

○町長(竹中喜之君) ふるさと納税の返礼品として登録することによって、今まで表に出ていなかった商品というのも注目される機会が増え、特産物のPR効果ということも感じているところでもございます。

運用につきましては、寄附者の意向に基づきながら、特定目的基金、それぞれの分野の特定目的基金に積立てをしているところでございます。

本年度は、ふるさと納税取扱いサイトというのを7つに増やす、そして申込みの窓口を広げるとともに、地域活性化起業人、これを招致しまして、ここからのアドバイスを受けながらPRに力を入れてきているところでもございます。

残念かな目標値につきましては、前年度を現段階上回ることはできておりませんが、なお、令和4年度につきましては、金額目標に達してはいないんですが、申込件数については、昨年を上回る実績となっているところでございます。

○議長（野田省一君） 中島議員。

〔7番 中島 勲議員 登壇〕

○7番（中島 勲君） 私調べて見たんですけども、本町のこのふるさと納税について、返礼品委託業者というんですか、これ、ここがふるさと納税サポートセンターと、こういうことらしいんですが、この構成員とか場所、事務所というんですか、これどこにあるんでしょうか。

○議長（野田省一君） 山木主幹。

○経済建設課主幹（山木美幸君） サポートセンターにつきましては、寄附者のほうからいろいろ問合せをする窓口になっておりまして、事務所自体は東京のほうにあります。その人が直接来て対応するのではなくて、あくまでも電話対応していただくという窓口になっております。

○議長（野田省一君） 中島議員。

〔7番 中島 勲議員 登壇〕

○7番（中島 勲君） 東京にあるんですか。東京に事務所があって、そこに委託していると。納税者の希望者は、そこへサポートセンターというんですか、そこに連絡をする。むかわ町でなくて。そういう形式を取っているんですか。

○議長（野田省一君） 山木主幹。

○経済建設課主幹（山木美幸君） 寄附者から町のほうに直接問合せもあるんですけども、まず第一の窓口としては、そのサポートセンターのほうに連絡行ってもらいしております。

○議長（野田省一君） 中島議員。

〔7番 中島 勲議員 登壇〕

○7番（中島 勲君） それも一つの方法でしょうけれども、やはり希望があった方に、恐らく都会のほうの方だと思ってしまうんですけども、やっぱりむかわの担当者というんですか、が直接話をして、いろんな話をする中でまたPR効果も出るんじゃないかと思うんですね。それが、納税サポートセンターですか、ここに、言葉は悪いですけども、丸投げみたいな感じがするわけです。本当に事務的な流れになっているんじゃないかなと。もしそうであるとし

たら、これは私は抜本的に考え直す必要がある。特に、これは日本一の都城ですか、農協のあるところですね。本当、専門部署に何人も何十人も置いてあると、こういう記事もあります。そういうところも少し見習って、むかわのPRを兼ねて、第三者に委託をするのではなくて、直接運営に当たったほうがよろしいかと思えます。

話戻りますけれども、この返礼品の中身を見ますと、私が調べた範囲ですけれども、このカテゴリー的に分けると、18のグループに分かれるんです、カテゴリー的に。そして、それをさらに品目別に、例えば牛肉でしたらAランク、A5とか、それから普通だとか秀だとかと、こういうふうに分ける。そういうふうにしますと、全商品で191の商品名があるわけです。単価がついた返礼品ですね。ですから、これだけのものを並べておいても、いざ返礼品を希望して納税したいといっても、なかなか大変だと思うんです。

ですから、もっと絞って、むかわの特徴を出すようなものにしたほうがいい。例えば、その中見ますと、ビールも入っているんですよ。長野ビールだとか、長野県の、私も飲んでますけれども、おいしいビールです。そういうものまで使ってむかわのPRをする必要があるのかなど、率直な考えなんです。こういう点についてどう考えていますか。

○議長（野田省一君） 大塚課長。

○経済建設課長（大塚治樹君） ふるさと納税に関して、ちょっとお話を整理させていただきたいなと思います。

先ほど町長の答弁の中で、ふるさと納税に関しては、取扱いサイト7サイトというふうに答弁させていただいております。こちらに関しては、例えばですけれども、楽天のサイトですとか、さとふるさんのサイトで寄附者からお申込みいただくという形になっています。

先ほど言ったサポートセンターに関しましては、例えばメロンが腐っていたとか、そういった苦情を受ける窓口になっていまして、直接町のほうにそういったことも来るんですけれども、基本的には寄附をするという行為に関しては、現在のところその7サイトから申し込んでいただくという形になっていますので、その辺はちょっとお間違えないようお願いしたいなと思います。

また、うちの品目、それだけあるんですけれども、楽天のサイトをちょっと調べて見ますと、ふるさと納税、むかわ町で入ってこられる方は3%程度しかおりません、基本的には。ほかがほとんど品目で検索をかけてやっておりまして、例えば、北海道、チーズですとか、ふるさと納税、チーズという形でサイトに入ってきて、そこからチーズを選ぶ段階でむかわ町のサイトに入ってくるという形なので、基本的には、今、大分、商品を、町に寄附をする

ということよりも、ものを買うという感覚になっているんじゃないかなと思います。

ですから、先ほど言っていた3%というほかは、ほとんどの方が品目を選んでやっていますので、むかわで言えば、例えばししゃもですとか、そういったことで検索をかけて入ってくるという感覚のほうが強いんじゃないかなと思います。

それで、先ほどふるさと納税に関しては、いろんな品目を私どもも開発といいますか、いろんな事業者さんにお話しをしまして、今年度も伊藤ハムさんから豚肉の品目を増やしたり、そういったことはしていますけれども、なかなか市場で売れるものじゃないと、ふるさと納税していただけないということが現実としてあると思います。ですから、今後、今いろいろ過去からいろんな品目を増やしてきたということはありますけれども、今後はやっぱり加工品ですとか、そういったものに手をつけていかないと、なかなかふるさと納税につながっていかないんじゃないかなというふうには考えていますので、今後、そういったことにも検討してまいりたいというふうに考えていますので、御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君） 中島議員。

○7番（中島 勲君） このふるさと納税の趣旨につきましては、今、課長が申しあげましたように、なんか納税者もちょっと、心の底には地方の自治体に協力したいという考えもあるんでしょうけれども、第一義的にはおいしいものを食べたいと、税金を払えば、またそちらのほうでいいんでしょうと、こういう考え方が強いと思うんですね。それはそれで結構だと思うんです。

今、いろいろ私申しあげましたけれども、いわゆるサポートセンター、これについてどうのこうの言うことはありませんけれども、どうもこれでは中途半端かなと。ですから、できれば、例えば都城さんですか、あそこは、ヤフーショッピング、これを使って大々的にやっているわけです。これは商売本意ですから、すごい迫力あって、宣伝力もあるわけですね。そういう方法を選んでいくのも1つ。

それから、私、最初に申しあげましたように、むかわの本当に素朴なおいしいものを提案するのも1つ。何か今のやり方はちょっと、言葉悪いんですけども、宙ぶらりんといいますか、いまいちではないかなと、ちょっと言葉悪くて申し訳ないんですけども、そういう感じがしているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） ふるさと納税がスタートしてかなりになるわけですが、傾向として、全国自治体の活力のバロメーターというんでしょうか、こういったように大きく取り上げら

れているのかなど。言わずもがなですが、返礼品とその確保と供給、これが伴わなければならない。人口減少下でむかわ町においても地場産業の活性化だとか、あるいは知名度アップ、そしてタウンプロモーションというのが、今、まちづくりの重点プロジェクトにも置かれているところですが、この促進につなげていくようなスタイルも必要なのかなど、議員御案内のとおり、こういったふるさと納税の品物も、ものからことというんでしょうか、こういった動き、関心、広がりというのが広がっている傾向、そして町にまつわるストーリー性というんでしょうか、こだわりというんでしょうか、この際ですから、改めてふるさと納税というものをきっかけに町に関心を持ってもらう、そして行き来、関わりする、関わり人口というんでしょうか、こういったところの拡大にも向けた中での、むかわファンづくりのツールの一つとして活用方法についても広げていければなど、工夫していければなど考えております。

○議長（野田省一君） 中島議員。

〔7番 中島 勲議員 登壇〕

○7番（中島 勲君） 最後ですけれども、今、町長おっしゃったように、このふるさと納税制度というものを、最初のその出発した時点での感覚、納税者ですよ。感覚が少しずれているということを先ほど申し上げたんですけれども、これもいろいろ総務省として、どこかのところでありましたけれども、やり過ぎだと、もうあなたのところは減免の対象にしないよということもありました。ですから、この制度もそんなに棚ぼた式と言ったら変ですけれども、そういうものは続かないと思います。

ですから、今のうちはまだそこはきつく総務省出ていませんから、頑張るのは今のうちに、先ほどのサポートセンターはよろしいんですけれども、重ねて言いますけれども、もうちょっとやり方を考えたほうがよいかと思います。

それで、これで終わりますけれども、前段のこの津波の関係、これは政治の根本です。福祉もそうですけれども、福祉以前の問題、命の問題ですから、これはちよつとぎちつと詰めて、国の補助、道の補助をいただいて、安心なまちづくりをしていただきたいということ申しまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野田省一君） 換気のため、暫時休憩をいたします。

再開は14時30分とします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時30分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 栗原健一 議員

○議長（野田省一君） 次に、1番、栗原議員。

〔1番 栗原健一議員 登壇〕

○1番（栗原健一君） 栗原健一です。

通告に当たり、一般質問をさせていただきます。

大きく2つに分けておりまして、1つ目に公営住宅長寿命化計画について、2つ目、公共交通のバス停留所待合室の使用についてでございます。

まず1点目でございますけれども、両地区の昭和時代に建設された公営住宅ですが、老朽化の倒壊が起こる可能性はありますでしょうか。また、それはどれくらいでしょうか。新たな公営住宅への移動見込件数は今のところどれくらいでしょうか。町民の条件、要望等に対応、改善されているでしょうか。見解を伺います。

2つ目に、穂別地区は空いている箇所がございますけれども、津波災害などへの危機想定をおそれ、鶴川地区から穂別地区への移動を促す安全策な考えが必要ではないか、伺います。

3つ目に、現在、解体や検討されている公住宅がどこなのか、町民は理解していないと思います。誰でも分かりやすくする必要がありますが、見解を伺います。

○議長（野田省一君） 江後参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 公営住宅長寿命化計画についてお答えします。

当計画は、平成24年3月に向こう10年間の第1回目の計画を策定しまして、令和2年3月に見直しを行い改定しております。

公営住宅長寿命化計画は、本町における公営住宅等の現状を把握し、適正な管理戸数を設定した上、予防保全的な改善等の計画的な実施により、公営住宅等に係る補修費用の低減及び長寿命化を図ることを目的としております。

公営住宅等長寿命化計画は、各団地において計画修繕、維持管理、用途廃止の3区分に分類し、計画を策定しております。

1点目の御質問でございます老朽化した公営住宅ですが、直ちに倒壊が起こる可能性のあ

る公営住宅は現在ありません。

建設年次の古い公営住宅は、維持管理または用途廃止として区分しております。用途廃止の区分の住宅は現在募集停止しまして、政策空き家として保全対策をした上で管理し、年次計画により解体をいたします。

具体的な数字となりますと、用途廃止予定戸数は184戸計画しております。その住宅に現在住まわれている方は39戸入居中でございます。

これまで建て替え事業として新設住宅への住み替えをしてきた方は、家賃の激変緩和を目的とした傾斜家賃、移転補償費により対応してきております。

また、用途廃止住宅において、ほかの団地への移転を希望される方は、移転補償費を支出しており、これまで4件の実績があるところでございます。

2点目の津波浸水区域から穂別地区への空き住宅への移転についてですが、これまで政策としては行ってきておりませんが、平成30年の北海道胆振東部地震において、穂別地区では公営住宅の空き住宅を活用し、みなし仮設住宅としてきたところでございます。

今後も大規模災害における仮設住宅として、公営住宅の空き住宅の活用は見込んでいるところでございます。

3点目の長寿命化計画における用途廃止予定住宅の周知に関してですが、現在、本計画の周知は町窓口にて閲覧できる状況でございます。

今後、町ホームページへの掲載及び入居者、自治会を含め情報をお伝えできるよう工夫・充実してまいりたいと考えておりますので、御理解賜ればと存じます。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） ありがとうございます。

町のホームページでも確認したんですけれども、現在10軒ほどしか募集の公営住宅、住める場所が10軒しかないということで、あまり利用できる件数がないかなというふうに思いまして、あと、この前、洋光団地のほう確認させていただいて、洋光見たんですけれども、データで調べると140軒ほどですか。140軒ほどあるうちの100件がもう住まわれていない状況で、34件ぐらいとなっておりますけれども、その方たちの移動というのはまだされていないという状況でしょうか。

○議長（野田省一君） 江後参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 洋光団地についてでございますが、この用途廃止構想としては86戸予定しております。今現在24戸の方が入居されております。ただ、これまでこ

の住宅におきましては、建て替え事業を行ってきまして、新しい末広団地、また、ほかの公営住宅というところで、どんどんどんどん移動してきたところではございます。

また、今後においても集約化というところで、1棟に1軒しか住んでいないとか、そういう方たちにちょっと聞き取りをした中で、もし移動してもいいよというところではございましたら、移転補償等を用意して、またこれから用途廃止に向けて対応を進めていくところではございます。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） ありがとうございます。

その公営住宅長寿命化計画の中に、公営住宅が全部で710あると聞いているんですけども、それは合っていますでしょうか。合っています。710中、全体で246が空き家となっていて、政策空き家というのが186あるんですけども、これはもう使用しないで潰すということではよろしいでしょうか。

○議長（野田省一君） 江後参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 今の御質問にお答えします。

1問目にございました用途廃止という形ではございまして、184戸、これは設定しております、その中にまだ39軒住んでいるという方なんです、その方が出た住宅については、今後も政策空き家として募集はしないという形で、あとは、その1棟丸々空いたときには、年次計画によって解体をするという形で今計画をしております。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） ありがとうございます。

その移動費用というのもちょっと知りたかったんですけども、その辺は聞くことはできませんでしょうか。

○議長（野田省一君） 江後参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 移転補償の移動費用の質問にお答えします。

これは令和4年、1件の実績がございまして、その実績としましては、見込みはトラックの借上げという形での移転補償費というところを見込んでおります。それはおおむね1件22万円の実績があるところではございます。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） いや、22万ということは結構出しているなというふうに思いますけれども、夕張市でたしか18万ぐらい出していたということで聞いておりましたので、いいこと

だなというふうに思いました。

これから鶴川をどうしていくんだということを聞いたかったですけれども、大規模改修をして、この計画の中に大原第二団地を、その辺を大規模改修するというふうにも書いておりました、これが鶴川地区のやっていくような都市計画のような形なのかなというふうに思いますけれども、穂別地区の空いているところもありますので、なるべくそういう形で、両地区をつなぐような形で考えていただきたいなというふうに思いますので、お願いをいたします。

次にいきたいと思います。

公共交通バス停留所待合室の利用についてでございますけれども、1、穂別地区、中央停留所（ホッピー公園前）の待合所が鍵がかけられ閉鎖している状況。高齢者が寒さに震えて凍えており、待合場所に困っております。聞くところによると、待合室は町で管理しておらず、道南バス会社の管理であります。しかし、高齢者の事故防止、安心安全なまちづくりのため解決策はないか、見解を伺います。

2つ目、バス停留所付近の除雪された雪が視界範囲を妨げられ、利用される高齢者、子どもたちの安全確保は確認できません。小まめな除雪をして視界が見える配慮を求めますが、見解を伺います。

○議長（野田省一君） 長谷山主幹。

○企画町民課主幹（長谷山一樹君） それでは、公共交通のバス停留所、待合室の使用についてお答えいたします。

1点目のバス待合所についてですが、穂別中央バス停の待合所は、道南バス株式会社の所有建物であり、同社が近くに住民の方に管理を委託しております。

管理人に確認したところ、毎日朝8時から夕方の午後5時まで利用できるように開錠しているとのことでありますので、御理解を願いたいと思います。

2点目のバス停の安全確保についてですが、穂別中央バス停、森林事務所前及び栄・豊田入口のバス停につきましては、除排雪をむかわ町シルバー人材センターに委託しており、穂別小学校前については、学校で除排雪を行っております。バス停付近の安全を確保しております。

また、大雪などのときは、運行事業者と協力いたしまして、危険性があると判断される場合は、除排雪を実施することとしておりますので、御理解願います。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） ありがとうございます。

私、床屋をしているので、お客さんが来たときに、いつも開いていないんだよということをおっしゃっておりまして、五、六年前からそういった待合室の鍵が開いていなくて、とても寒い思いをしてバス時間を待っているということを聞いておりましたので、これはそのときまたま開いていなかったというような感じなのか、ちょっと分からなかったですけども、でも、その待合所がもし開いていなかったとして、とても、今年みたいな感じで寒かったと思うんです、かなり。それを病院、月1回か2回程度、また、買物に一、二回、町の中心のほうに来られる方のことを思うと、何か行政としての配慮をもう少し考えていただければというふうに感じました。それについて今後何か考えていくとかということは、改善策は何か考えていますでしょうか。

○議長（野田省一君） 藤江支所長。

○支所長（藤江 伸君） 行政等の配慮ということでございまして、まず病院、診療所に通っている人につきましては、診療所前の停留所もありまして、そのバス時間までの間については、待合室は診療所の中でお待ちいただけるというようなそういう配慮もしてございます。

また、全体のものにつきましては、今進められているまちなか再生の部分で総合的に考えていくところでございます。

以上でございます。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 今後、そういう形になれば一番いいんですけども、病院を使われた方、今、目の前にサテライトオフィスがありますけれども、そこ自由に使っていいですよという形で今進めていますけれども、穂別地区のことを想像していただきますと、商店がエコープがなくなって、病院からの距離が、また、買物するのにダंकさんと、あとは佐藤商店、そこ2軒しかないんですよ。ああ、セイコーマートもありますか、食料品を買うのに。そういったことを考えると、足が悪い、足を引きずりながらマイナス10度以上も、鶴川地区と違ってとても寒い状況ですし、足元も悪い。ホッピー通りというんですか、どういうところもだぼだぼして道が悪い。そういった状況を想像すると、とてもつらいような感じがいたしますし、そういったことの配慮をこの②番目の質問と併せて、安否確認とか、そういった安全確認をしっかりと行っていただきたいというふうに考えますけれども、何かあればお願いします。

○議長（野田省一君） 吉田課長。

○企画町民課長（吉田直司君） 今の穂別地区の地理的な状況、そちらのほうを考慮した高齢者がバスを待つ環境等の改善をできないかということで、お聞きいたしました。

その内容といたしましては、議員おっしゃるとおりでして、買物をする方もいますし、まっすぐ帰宅する方もいますので、病院から食品等を購入する際、どうしても、今、議員ご指摘されているお店が数軒あります。そちらのほうまでの移動はして、そこからバス停で待つという動きがあるのは私たちも存じ上げております。そこで、待合所の一番近いところが道南バスさんが建物を管理しているバス停、これは昔、旧穂別町の時代は、そちらのほうで定期券や券などを発行していた窓口を再利用した建物で、今現在、道南バスさんが提供して、待合所としてどうぞ使ってくださいという流れになっております。当然そちらのほうの営業、営業といいますか、鍵の開け閉めは、議員も御存じだと思いますが、目の前の方が鍵の開け閉めをして、8時から5時まで。そこを、私たちも今後、町民の活用している方の人数は押さえております。その人数も押さえておりますので、今後どのように活用していけるか、それも含めて、地域交通やまちなか再生、そういうものに取り入れていきたいと思っておりますので、御理解していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 状況をもう一回ちょっと説明するんですけども、風邪を引いて病院に行って薬をもらって、寒い日に。それで、買物をしにダंकさんまで、また、佐藤商店まで行って、1週間分なり2週間分の、まとめて米とかは配達してくれるんですけども、それ以外のものというのはやっぱり買いますよね。そして、その大きい荷物を持ってバス停まで行くんですけども、そのときに、うちの栗原理美容院に寄ればいいんですけども、こういう状況、コロナの状況で、うちにお客さんがいれば、そのお客さんも配慮して、コロナだからということで我慢して待合所に行くんです、そのバス停の待合所に。そして、本来であれば、その待合所の中にストーブがあって、聞いていますか。待合所あって、そこにストーブが1つあって、そこで二重の窓に入り口になっているんですけども、そこを開けるとぽっと暖かくて、ちょっと暖まるみたいなんですよね。今はそういう状態ではない。椅子はもう冷え込んでいる。それでマイナス10度以上ですよ。想像してみてください、8代のお年寄り。そういったことを考えると、いやもう何をやっているのかなというのを自分でも思いますし、自分が上に立ってれば、そういうことを考えられるんじゃないかなというふうに思いますので、しっかりと町が何をしたいのかということをやんちゃんと思つて行動していただ

きたいというふうに思いますので、町民は見ていると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今回の栗原議員の公共交通バス停留所待合室の日常というんでしょうか、それを通しての御質問と受け止めさせていただいております。

それぞれ答弁がありましたように、①、②、現段階で担任する行政の窓口として確認を図ったところ、相談案件としては上がっていないのは事実です。しかし、栗原議員がおっしゃられるように、議員もできれば相談案件が来たときに、直接役場のほうに議員のほうから申し述べていただいてもいいのかなと思っています。

それと、今回の御質問にあるような事案が発生しないように、今の段階、発生しないように、日頃のパトロールなどの点検検証、改めて町民に不安のない環境づくりに努めていきたいなど考えているところです。

それともう一点、待合所を通してのまちなか再生、先ほど支所長、そして吉田課長のほうからも申し上げましたが、それと、地域公共交通の絡み。議員も御承知のとおり、1月の末に穂別地区の地域協議会のほうから、今後に向けての地域公共交通施策に対する提言書というのが提出されているところなんです。その中にも現在進めているむかわ町の復興拠点施設整備事業、この中に、1例ですけれども、提言書の中にコミュニティというのかな、気軽に集まって、そこで休めるような待合機能というのかな、それとか、地域住民同士の交流機能、様々な空間づくりへの配慮というのをぜひ願いたいというのも提言の中に含まれているところでもございます。ついては、現在進められております、今後に向けてです。今進められております地域公共交通計画の策定に向けて、これは令和5年度です。まちなか再生とのより身近に連携を図りながら、地域づくりと一体感、こういったところを持つての提言内容を踏まえた持続可能な地域公共交通ネットワーク形成に努めていきたいと思っておりますので、その機運づくりにも、栗原議員、どうぞよろしく願いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） ぜひとも町民を背負っている私たちの声ですので、前向きに御検討いただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 東 千 吉 議員

○議長（野田省一君） 次に、5番、東 千吉議員。

〔5番 東 千吉議員 登壇〕

○5番（東 千吉君） 東 千吉です。

令和5年第1回定例会で、通告に基づいた一般質問を2点させていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

まず1点目でございますけれども、地域農業活性化推進基金事業についてでございます。

穂別地区・鵜川地区において地域農業活性化推進基金を補助し政策支援を行っているが、活用方法等に違いが見受けられます。活用方法でのメリットとデメリットをお伺いしたい。

また、穂別地区では、年度ごとに満額活用できていないと聞いているけれども、鵜川地区同様に有効活用する仕組み等の考えがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 現在の地域農業活性化推進基金事業につきましては、平成30年度に見直しがされ、町と農協がそれぞれ同額を拠出、基金化し、現在運営されております。

各農協におかれましては、限られた予算の中で、それぞれの地域課題だとか、振興方策というのをとらまえ、また、部会などの声というのも反映しながら、各年度に必要とされる対策に活用するなど、かなりきめ細かで多種多様な事業に活用できることが特徴となっております。

穂別地区において予算が満額活用されていないという実態につきましては、これまでの広域農協さん側の努力というのもあり、令和3年度から町と農協でお互いに同額予算を確保して運用を図っているところです。両地区とも同様の取扱いで、有効に活用されているものと考えているところです。

いずれにしましても、農業情勢というのは大変厳しい局面となっております。それぞれの地域農業が抱える課題に対応した有効活用が図られるよう見直しについても今後も取り組んでいく考えでございますので、御理解を願います。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 所管の答弁もいただきたいなというふうに思っておりますけれども、毎年予算では3,000万の計上をしていると思っております。鵜川地区2,000万と穂別地区1,000万。それぞれの農協が応分の、同じ額の基金を積むことによって、その金額を基金として積むことができるというふうになっていると思っておりますけれども、これは単協であるJA鵜川については、その部分については非常に容易にクリアできる内容と思っておりますけれども、

広域になって1市4町、これらが組織体としてあるときには、なかなかそこをクリアすることが難しいということは以前から承知のことというふうに思っております。したがって、そういう方法でなくて、もっと別な方法で地域の農業者が平等にまんべんなく支援を受けられる、そういう制度の改正をしていかなければならないのではないかとというふうに思うので、答弁方いただきたいというのが一つです。

それから、質問の事項にあります地域活性化の事業でございますけれども、町長も答弁いただきましたが、そもそも経済団体がその地域の農業振興について考えるということが、本当にそれがその地域の実態に即した考え方になり得るかどうかということだと思います。農業振興は農業生産振興だというふうに思っておりますから、例えばむかわ町が優良農地の確保・維持がある中で、米はこれだけ作るぞと、牛はこれだけ飼うぞ、畑はこれだけの面積で、作物はこういうふうやっていく。そういうふうな検討を生産者とともに行いながら、その目標達成に向けて行政が支援をしていく。こういう方向性でないと、2つの組織体が合わさって、数字を合わせて、むかわ町の農業振興の数字であるというふうに持っていき、このままずっとやるのかどうか、ここを聞きたいというふうに思います。

平成18年に合併して、先ほど町政方針にありましたけれども、20年を迎える節目です。合併して10年ぐらいはこの2つの振興策でいいのかなというふうに思っておりましたけれども、20年を迎えるに当たり、清流鶴川の上流から下流まで、ここの部分で北海道と九州との違いあるわけじゃないんです。振興策に違いがあつて、そこに生産の違いがあるということについてどういうふうにお考えなのかをお伺いしたい。

○議長（野田省一君） 酒巻課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） ただいま議員より御質問ございました。

まず、基金事業の同額出すことが困難という部分、確かに30年、基金の取扱いについて見直しをさせていただいた際に、特に広域農協さんのほうで、議員おっしゃるとおり、また、町と行政と同額拠出することが困難ということで、当初町が用意した予算より少ない金額でというような運用がなされていたところでございますが、先ほど冒頭の答弁でも申し上げましたとおり、現在同額拠出をいただいて運用しているというところでございます。そういった部分の課題については、既に解消はされているというところでございます。

ただし、町長からも御答弁させていただいたとおり、この運用というのが未来永劫、農業情勢ですとか農協の状況、そういったものが変化していく中においても同じ取扱いが続くのかといった部分は、またそれは異なる問題だというふうに捉えておりますので、当然その状

状況に応じた中で、随時見直しを図って、有効な利用が図られるような見直しについては常に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それと、2点目の平成18年の合併以降、年数が経過している中でのその振興策の違いでございすけれども、過去のこういった場でもお話をさせていただいたところでございますが、確かに北海道と九州というような違いはございませぬけれども、やはり営農の形態ですとか、そういった部分、それぞれJAが管轄区域がございまして、そういった中で農協としてのやはり振興方針、生産の方針というものも非常に重要なところかというふうに我々は考えてございます。私どもとしては、そういった生産者が、農協の組合員さんもそうですし、農業協同組合、そういったところの振興方策というものをひとつ大切にしながら、そこに対してそれぞれの特徴が生かされるような行政としての支援というものを今後引き続き行えるような対応というものを図っていきたいと考えてございますので、御理解を願えればと思います。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 今の酒巻課長の答弁お伺いしまして、確認をしたいと思ひます。

これからも2地区の生産振興を図るということでよろしいのでしょうか。経済団体の農産物の生産振興と生産部会の生産振興、この違いをどういうふうにとらまえているかというふうに思うんですけれども、経済団体はしょせん経済団体です。広域になればなるほど、例えばその地域の農地をどういうふうにも有効利用していくのか。行政にしてみれば、道とか国がどういうふうにも農業振興を図るかといったら、地方行政に委ねるわけでしょう。そうしたら、経済組織にそれをやりますよということを進めていくのかということ。生産振興、生産部会が中心となって、そして、農地の有効利用を図りながら大豆を作る。小麦を増産する。そういうことを地方の自治体として、道と国に足並みをそろえた事業を振興していく。こういう形をしていかないと、いつまでたっても、キワミに近づける農業振興ができるのかどうかというのが一つです。

それからもう一つは、今、さっき北海道、九州、言いましたけれども、鶴川の上流、中流、下流、そんなに地域に差はございませぬ。組織団体による生産振興の違いで物事の違ひができていくという状況だと思ひますけれども、そういうところを今後手をつけずにやっていく部分で考えているのか。

それから、生産部会があります。同じ地区、2つの地区にそれぞれが生産部会があるんです。その生産部会の合流あるいは切磋琢磨する研さんの場というのは全くございませぬ。そのことについて、しないでそのままいくということで行くのかどうか、この辺もお伺ひした

いと思います。

○議長（野田省一君） 東議員に申し上げます。

事前に質問された内容から少し離れておりますが、もし、これ以上深く入らないようにしていただきたいと思います。答弁があるのであれば。

成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうから農業振興の関係についてお答えをしたいと思います。

議員も御存じだと思いますけれども、条例によって農業振興対策協議会というのを設置してございます。これはもちろん農業者の方々、そしてまた、町、農業委員会、農業団体が入って、将来の農業振興策について議論するという場面で、年数回開いているというところでございます。

また、農業振興策という部分では、農業振興計画というものを策定をしながら、それぞれの地区地区の特色を生かした農作物の作付ですか、こういったところにも振興策として町が何ができるかというようなことも含めて議論をしているというところでございます。そういう中で総体的に農業振興を図っていくということで取り組んでいるので、その点もちょっと申し述べておきたいなというふうに思います。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 本来の農業生産振興がどういうふうにあるべきかという部分も御検討いただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

質問事項の2点目にいきたいと思います。

漁業者の経済支援についてでございます。

鵜川漁港から水揚げされる魚価安により販売額が減少しており、漁業全体への影響が大きいと思われま。これまでも行政支援が行われておりますけれども、支援の意義と効果をどう捉えているのかお伺ひしたいと思います。漁獲高と操業日数、回数を計算してみれば分かると思いますけれども、単価安により漁業全体の販売額が減っているということでございますので、その辺をお伺ひしたいと思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 漁業者の経済支援に答弁する前に、先ほどの農業の活性化基金事業について、一言だけお話をさせていただきたいと思います。

冒頭の答弁でも申し上げましたように、現在の基金事業、平成30年にしっかりと関係者間で見直しを図り、町と農協が共通の目的の共同の理念で基金化して、この間も運営してきて

いるものでございます。生産者の皆さんの声をはじめ、地域課題、こういったところを振興方策と捉えて、地域に密着した農業振興の基金事業としての事業で農業全般をこの事業を賄うものではないかと考えています。

それと、私先ほど申し上げましたように、基金事業の取扱いの基本というのは農協が主体であり、そして、生産者、農協、改めてですが、町による共同事業として捉えていくべきものだと思います。

さらには、繰り返しますけれども、事業のマンネリ化、こういったところを防ぎながら、随時見直し、評価、発展等の在り方を検討するということが平成30年にも確認されてきておりますので、この辺はやはりみんなで向き合いながら、さらに工夫、充実に努めていければいいのかなと改めて考えているところです。

そこで、本町の漁業についてでございますが、産地仲買人の減少による競争力の低下、それと、国民の魚離れ、さらには令和2年度からのコロナ禍による外食産業の低迷などにより魚価安が続いております。平成28年に5億2,000万円であった鵜川地区の水揚げ金額は、令和元年から3億円台となって大変厳しい状況というのが続いております。

このような中、町としましても水産業を守るための様々な支援策というのも講じてきたところでございます。

1つ目は、直面する経営危機を乗り切っていただくため、漁業者への直接的な支援を行ってまいりました。

2つ目は、魚価の維持・向上対策として、鵜川漁協が行う漁業者の収入につながる取組への支援を行ってきております。

さらには、新たに収入源の確保に向けたホタテガイの稚貝放流事業に対し支援を行ってきているところでもございます。

こうしたホッキガイの単価というのが持ち直し、さらには新たな収入源として期待をするホタテ漁の操業開始、こういったこともあり、令和4年の水揚げ高は4億2,000万円を超える結果となっているところでもございます。

資源を増やししながら漁獲し、そして、有利に販売するよう取り組んできたことが、徐々にですが、効果として表れ始めており、町としてもこうした支援も取組の後押しになったのかなと捉えているところでもございます。

今後も漁業者の皆様はもとより、町内外の関係機関ともしっかりと連携を図りながら、課題共有と解決に向けた取組に努めてまいりたいと考えております。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 鵠川漁港の販売額の大半は貝類でございます。この貝が、いわゆるホタテ漁、ホッキ漁によりますけれども、ちょうど調子のいいときに収穫をすればそこその収入が得られるということで、貝類には大きく期待をしている漁業者が多うございます。

しかしながら、そのほかの魚類については非常に、先ほど町長おっしゃいましたように、バイヤーが1社になったことから、なかなか価格の設定に難しいところがあるようにございます。昨年1年間見ても、カレイ類も含めて全体的にそんなに大きな魚価単価になっていないんです。最低で言いますと、1キロ1円にしかになっていない。先般、日本海のほうでニシン取れたときに、実は胆振海域でもニシンが海遊してきました。そのニシン、鵠川漁協で取りましょう、結構取れるようなので取りましょうと言ったら、1キロ1円の単価にしかならなかったんです。1キロ1円ですよ。1,000キロ取っても1,000円にしかならない。ということは、そんなんでは経費にもならないので、漁師は漁に出ないんです。いわゆる操業回数が極端に減る。出ることができない単価になっているということなんですよね。全体的にも魚価は安いんですから、仕方ないと言えば仕方ないんですけれども、それにしても極端過ぎて、そこを何とか改善していくことが全体的な漁協の組合員、43人の組合員さんのいわゆる収入増につながるのではないかというふうに思ったりするものですから、その魚価の単価等についての行政の検討も必要ではないかというふうに思っているのです、ちょっと質問させてもらっている部分です。

最近、産業間の部分も検討したら、魚価安に貢献できるのではないかというふうに思っているんですけれども、例えば水揚げされている魚をチッソ質の肥料の一部として農業利用する。そんなようなことの検討なんかは全くされてないんでしょうか。

○議長（野田省一君） 飛岡主幹。

○農林水産課主幹（飛岡雅幸君） それでは、御質問の前段の部分は私からお話をしたいと思います。

先ほど議員おっしゃられたとおり、これまで産地仲買人の減少等によりまして、魚価が、単価が安くなっていると。最低ではキロ単価1円という情報も我々も聞いております。この間、先ほど申し上げましたけれども、町長からの答弁でもありましたけれども、魚価の単価を上げる取組、向上させる取組、維持させる取組といたしまして、この間、例えば直売の支援ですとか、あとインターネットの販売の支援等も、あとホッキの単価が下がったときに、その単価の対策をするという支援も行ってきております。また、今現在、昨年、一昨年、直

売所が、漁協のほうで運営をしておりますけれども、そちらの直売所ですとか、直接販売をするときには、通常市場で買い取るよりもキロ50円高い単価で買い取っているということでも聞いてございます。そのようなことで、魚価の単価の対策、町でも支援をした部分が今効果を出してきていると考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

それと、2つ目の肥料の、肥料といいますか、をとということですが、今現在そのようなところは考えておりません。ということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 直売関係もございました。現場の声を聞きますと、直売するとき、やっぱり水揚げされた魚介類をピックアップするわけです。いいのからピックアップして直売に出す。消費者に喜ばれる商品の提供ということで、そういうふうにするんです。そうしたら、残った魚介類が非常に単価安になっているということで、果たしてそれが本当に漁師の経済につながっているのかどうかというところを疑問視している一人でもございます。

また、先ほど飛岡主幹のほうから話ございましたように、非常に時期によっては安い魚価安のときがございます。そういうときに、じゃ、ちょっとこれを1,000キロを1つの船で取ったら幾らだったら採算ベースで合うのかということを考えてやることによって、操業回数が増えて、結果的に経済に大きな好影響を与えていくということもあるのではないかと、いうふうに思うんです。それをどうしたらいいかと言ったら、先ほど飛岡主幹が言ったように、僕も考えている産業間の補完関係です。この辺についてもぜひ、どうなんでしょうというところがあるので、行政のほうの大まかなところを、お考えをお伺いしたいというように思います。

○議長（野田省一君） 酒巻課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） 議員おっしゃいます地元で取れた資源を産業間で有効に活用していくという、そういった観点について我々もそういったところというのは大事なと思いますか、地域内での循環というものを考えたときに、ああ、なるほど、大切になる部分のかなというふうな考えではございます。

ただ、一方で、具体的に取れた魚をそういった部分に具体的に活用していくという個々の部分に入っていきますと、当然生産者の皆さんのほうのそういった部分でのそういった需要、ニーズがまずあるのかといった部分もございますし、また、ニーズがあったとして、次にそれを活用していくといったときに、こういった肥料原料としての、今回肥料としての活用は考えられないかという部分でございまして、そういった部分、各種いろいろな魚に含まれ

る成分ですとか、そういった部分の関係で、いろいろ様々法の規制の部分に関わってくる部分というのもございます。そういった部分というものをしっかり農業者さん、そういった部分のニーズも把握しながら、いろいろ検討を重ねていくことが必要なんではないかなというふうなところでございますので、御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 今、酒巻課長の答弁、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

中国は今、肥料の輸出国でしたけれども、リンで言えば40万トン、尿素で言えば10万トン、今まで最低でも輸出していましたが、もうここ数年で、今度は中国は輸入国になるということで、ほかに用立てた日本のチッソ質肥料が中国に代われる状態になるから、国内で何とか検討していかなくてはいけないという部分あると思いますので、酒巻課長の答弁、今後ちょっと検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） これまでの支援に対しての効果の面といったところも含めて、改めてでございますけれども、つい先日、漁協の関係者の方と懇談することがありました。皆さんとの情報共有ということで、ぜひお話をお聞き願ひたいかと思ひます。

先ほども触れた漁獲の関係は、漁協全体ではなくて鶴川地区の関係で触れましたけれども、近年、4億前後であった漁協全体、これは厚真も含んでいます。この令和4年度の水揚げについては、2月末の時点で7億2,000万、3月末には8億まで達するのではないかという状況だそうでございます。それと、産地市場を通さない直売事業、先ほど出ていました。これについても2,000万円に迫る売上げだそうでございます。直売事業のうち直売所の販売額は600万、飲食店への直売販売やインターネット販売等で1,400万近くなるようでございます。また、利益も500万ほどで、利益率も徐々に上がってきているよと。さらには、組合半分もできたよ。ホタテの操業再開と稚貝放流の取組、直売事業の取組というのが成果として表れてきているのかなというお話がありました。なお、こうした経営改善等の漁協としての取組が全国の漁協上部団体から評価されて、その支援を受け、令和5年度に無料のコンサルティングを受けることができるようになりそうです。

以上でございます。

○議長（野田省一君） じゃ、1回だけ。

○5番（東 千吉君） 今の町長の答弁聞いて、ちょっと数字の把握がちょっとできていない

部分があったので、一つだけ思います。

毎年漁業の経済支援で4,900万、行政から毎年貸付けをしている。これは経済支援でございます。この経済支援がなかなかなくなっていける状態になっていないということは、浜の経済、生活等が裕福になっていないということではないかというふうに思うんです。だから、そこについてどういう手当が今後必要なのかということを質問させていただいたということでございますので、ちょっとその辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（野田省一君） 議題以外にわたっている、今の答弁ではないので、注意していただきたいと思ひます。

それでは、しばらく休憩をいたします。

再開は15時45分とします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時45分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 津 川 篤 議員

○議長（野田省一君） 次に、12番、津川 篤議員。

〔12番 津川 篤議員 登壇〕

○12番（津川 篤君） 第1回定例会に当たりまして、通告に基づきまして、2点について質疑をさせていただきたいと思ひます。

まず第1点は、企業誘致について今日までどのような取組をしてきたのか。

これは昨年までに、今年度も含めてですけれども、企業がむかわ町から撤退している実態が3件あるということで、これらについて、その取組方法というのが果たしてどうであったのかという問題が出てくるんでないかというふうに思ひますので、その辺りの町長の見解をお聞きたいと思ひます。

さらには、我が町でこの企業誘致に対する特例措置というのを結構企業誘致に対して設けておるわけですが、これらについて、ほかの町と違う特筆できるような企業誘致の内容があるのかないか、この辺りについても併せてお伺いをしておきたいと思ひます。

さらには、3点目には、今、今後において企業誘致の見込みがあるのかないのか。

この辺りについて、この3点について質疑をさせていただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 大塚課長。

○経済建設課長（大塚治樹君） 企業誘致について、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

企業誘致につきましては、平成20年第1回定例会にて条例化しまして、平成23年に改定をし、進めてきております。この結果、汐見地区道有地への企業進出につながってきております。

また、条例適用の事業者ではないものの、これまで本町に進出した企業も数社あり、最近では経済同友会地方創生委員会などに出席をし、招致に向けたセールスを行った結果、本年3月1日にオープンしたワークマンハウスの進出にもつながっているところです。

また、平成30年北海道胆振東部地震被災以降、様々な企業・団体と災害に関する協定や包括連携協定を締結することで、将来的な可能性の広がりや関係人口の創出にもつなげてきております。

住宅確保につきましては、企業誘致における雇用において住宅が不足しているとの声もあることから、新年度より民間賃貸住宅建設につながる施策を行うため予算計上させていただいております。

企業より相談があった際に、企業側の条件をよく聞き取り、用途地域を含め建設可能な土地の紹介を町有地をも含め提案をしてきております。

なお、現在相談いただいている企業もありまして、対応を進めてきております。今後についても、本町に進出していただけるよう企業に意向を伺いながら対応を進めてまいりたいと考えております。

○議長（野田省一君） 津川議員。

○12番（津川 篤君） 今の話ですと、企業に新たに誘致計画というか、そういった相談もあるということで、先行きについては、これは課を通してやっていただければ結構だというふうに思うんですが、ただ、私が心配しているのは、穂別地区に2社あったやつが撤退をしたということで、今まさに町が進めている広域の中でやっている恐竜ワールドの関係で、これらの施設を建てていく、これからこの事業をやっていく上において、こういった企業が撤退することによって、そういう影響力というのはどのように捉えているのか、その辺り室長にぜひ答弁をいただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 加藤室長。

○経済恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） ただいまの御質問につきまして、加藤のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

まず、撤退された企業さんにおかれましては、この間、大変地域における企業としての実績、そして、その成果というのもたくさんあったかと思えます。いかんせん、今回の世界的な情勢も含めまして、原料輸入等に困難があったということで、本社機能に統合したというふうにお聞きしております。また、その跡地につきましても、現在本社のほうでどのような形で整理するのかということを検討しているというふうに向っております。

一方、恐竜の事業でございますけれども、先ほど答弁した中に、企業誘致には関していないとか、条例では適用になっていないんですけれども、有限会社ゴビサポートジャパンというところが現在も営業活動を行っているところでございます。本社機能はまだ群馬県内に置いておいて、こちらのほうは生産工場というような位置づけであるというふうにお伺いしております。

今後、町長の執行方針にもありましたけれども、国際的な部分でのモンゴル国との営業のほうも行っているというふうに向っているところから、恐竜産業につきましては、ゴビサポートを中心に、民間でありますグッズ関係の生産とかも行っている事業者の方もいらっしゃいますので、ぜひ博物館建設等々と併せまして、両輪のごとく今後とも事業展開を図っていくよう行政としても支援をしていければなというふうを考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 津川議員。

○12番（津川 篤君） 関わりの中で、これからそういったものを生かしたものをつくっていきたいということですから、この辺りは理解するものでありますが、先ほど大塚課長のほうから工場の、企業の問題が出たときに何点かというふうな判断があったわけですが、その中の答弁の一つに住宅事情が非常に悪というより、最悪な状態で確保できていないということで、やはり今回企業が撤退する一つの要因でもあったというふうに向っておりますので、これらについても、やはり来る企業に対して寄り添った考え方が、どうも来る者と、それからここでやっていただく企業さんとのそこに溝があるのではないかと。もっともっと、本当に企業誘致をするというのであれば、やはりそこに寄り添ったものがきちっとできていないと、これが確立されないことによって、それが今回の撤退にも、むかわの撤退につながっているということも私どもも聞かされておりますが、これらについても、ぜひそのような同じ

過ちを起こさないようなやり方、進め方、これらについては、私は慎重にやっていただきたいなど。

それからもう一点、これは企業誘致といっても、普通によそから来る企業だけを企業誘致ではないわけです。であれば、我が町に特化した企業というか、地元にあるそういう企業を育てていくというのも一つの大きな企業誘致になるのではないかというふうに思いますので、その点について総務課長のほうから何かあればお聞きしたいと思います。

○議長（野田省一君） 石川課長。

○総務企画課長（石川英毅君） それでは、私のほうからは、第2次まちづくり計画の視点の中でお答えをさせていただきたいと思います。

議員も御承知のとおり、まちづくり計画の中に重点プロジェクトという中で、町の魅力を出していくということで、タウンプロモーションという一本の柱がございます。そういった中で、関係人口という取組も進めていくというような形になってございますけれども、先ほど言われたように、企業誘致だけではなく、本町の特色、また、地域資源を活用した新規起業による取組、そういったものの支援というものも必要だというふうに考えてございます。

現在、これは私の所管ではございませんけれども、起業力耕上促進事業、そういった事業も使いながら、新たに町の地域資源を活用した特色ある新規起業というものにも支援をしているところでもございますし、結果的にこれらの支援、こういった取組が将来的に人材の定着、また、将来的には町の定住にもつながるのかなというふうに考えてございますので、今後もこのタウンプロモーション、これに基づいて取組を進めていきたいというふうに考えてございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 津川議員。

○12番（津川 篤君） ちょっと繰り返しになりますけれども、先ほど大塚課長のほうから、今後においてもそういったむかわに対して来るというより、そういった考えを持った企業さんが何社かそういうふうな相談を受けていると。実際問題として、これを地についた企業誘致に結びつけるためには、何を今しなければならぬというふうに考えているのか、その辺りについて、ちょっと見解だけお伺いしておきたいと思います。

○議長（野田省一君） 大塚課長。

○経済建設課長（大塚治樹君） 先ほど津川議員がおっしゃっていた住宅問題に関しては、私、とましんにちょっと出向きまして、住宅といいますか、賃貸住宅が建つ可能性があるのかどうかというのは、市場の原理にも基づくので、可能性をちょっととましんさんのほうに問い

合わせたりとかしていました。そうしますと、むかわ町に住宅を建てたいという方は、今、結構いらっしゃいますよというような回答をいただいています。ただ、言ってみれば、むかわ町に住宅を建てたいというのは投資をするという意味なので、投資をする先としてむかわ町がいいという判断をされている方が結構いらっしゃることだというふうに捉えています。ですから、例えば家賃の問題も市場の原理で高止まりをしているというような現状がありますので、そういったところを今後、来年度予算にも少し計上させていただいていますけれども、そういった内容も含めてやっていくことによって、定住していただけるような方も増やしていきたいというふうに思っています。

企業に関しましては、先ほど1件というふうな話をしましたけれども、今後そういう企業さんにも実際むかわ町で商売になるんでしょうかねというお話をしたら、もっと少ない人口のところでも商売になっているということなので、ぜひ入ってきたいというような意向もありますので、ただ、土地の面積ですとか、あとアクセス路の話とかでちょっと条件がありまして進出に至っていないというような状況がありますので、その辺の整理を今後企業側としていきながら、ぜひ進出に向けて進めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（野田省一君） 津川議員。

○12番（津川 篤君） 今、なぜこういう質問をするかと言ったら、先ほども申し上げましたように、やはり住宅問題をむかわ町がクリアできなかったと。それで、企業としては、やはりむかわ町にある程度お世話になっているから何とかしたいという思いで来たのにもかかわらず、やはりその住宅事情というものが回避されないものですから、やはりむかわから撤退せざるを得ないという状況が私どものほうに入ってきていましたので、これらについては、なるべくもうそういうこともないような企業誘致というものをやっていただければなというふうに思いますので、この辺りは特に御答弁は要りません。

それからもう一点、中高一貫教育の在り方ということで、……誰から話しする、ああ、副町長。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうからお答えをしたいと思います。

企業が撤退した中で住宅問題があったという質問でございますけれども、この点についてはいろいろ業者さんともやり取りがございまして、住宅が供給できないから撤退したということではなくて、やはり住宅の確保自体は当然その企業さんが確保すべきものだというふう

に考えております。私どもはやはり、先ほど大塚課長のほうから申し上げたとおり、住宅の供給の問題というところで、不足しているアパート、こういったところに助成をしながら、アパートの供給量を増やしていくと。そして、苫小牧以上の、あるいは住宅の家賃といえますか、こういったところを少し下げていきたいなという思いもございまして、そういう中で住宅の助成、アパート助成ということをやってきたというところなんです。新年度に向けても、この後、御提案させていただきますけれども、こういったところにも予算をつけて、しっかりと取り組んでいきたいという考え方でございます。

ですので、住宅は決して不足しているわけではなくて、今も現在、アパートは2棟建っています。8戸、8戸で16戸ですか、ということで、供給量としてはこれからもまだ、そういう意味では増えていくのかなというふうに思っております。そういったところに手を入れながら、私どもも努力をしているというところがございますので、決してその住宅の部分が必要ないからということではなくて、将来的に向かって企業さんがどう考えて、企業としてこの地で営業されていくのかというような問題だったというふうに思いますので、この点御理解をいただければなというふうに思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今言われたように、企業の皆さんについても、進出されている方々についても、それぞれの取り巻く事情というんでしょうか、そこの中には我々入り込むことはできませんが、ただ、津川議員が今提案されている住宅の確保等々、家賃等々の確保に向けて、そういったところもしっかりと向き合いながらこの間も来ていますし、ただ、その関りしろというんでしょうか。もっともっと深くしないと駄目なのかなと。同時に、できることの施策として、先ほど成田副町長のほうからも言われていますように、移住・定住促進事業の今回新たな展開方策というのもありますので、後ほど御議論いただければなと。

それと併せて企業誘致ということ考えた場合、これは議員も御存じかと思うんですけれども、平成20年、さらには、その後、23年に見直しているよと言ったところで、今の時代にこれがどうなのかなといったところも含めて、土地利用の現況だとか、あるいは諸条件の勘案、それと取り巻く状況、地域の特性に合った現在のむかわ版の企業誘致条例の優遇措置の内容、こういったところもしっかりこの際、点検・検証、そして、見直しを図るものは見直しをしていかなければならないのかなと考えているところでもございます。

あわせて、企業誘致もしかりでございますけれども、先ほど津川議員のほうから言われております新しく事業を起こす起業ですか。こういった視点と事業承継による就業というのが

増えるような雇用施策、これにも力を入れていければと思います。

○議長（野田省一君） 津川議員。

○12番（津川 篤君） 今、町長並びに副町長から答弁ありましたけれども、ここにむかわの企業誘致の条例が3ページにわたって書かれているんです。これを見ていくと、対比していくと、住宅費を払ってくださいじゃないんですよね。住宅の手当をしてくださいというふうな企業側の要望にもかかわらず、行政がそこに寄り添わなかったと。そこに溝ができたということが今回の撤退の大きな理由なんです。だから、そこをどのように受け止めて、今後それを生かしたまちづくりをしていかないと、また同じことが繰り返されるようであれば、何の進歩もないと。確かにここに書いてある、3ページにわたって書いてあるこの企業誘致条例。確かにこれ、今、町長言うように、現在に合わないものもあります。だから、これはこれなりに、また見直す機会というのを内部でやっていただいて、やはり議会で資料として私は提出してもらいたいというふうに思いますんで、これは答弁要りません。それから、2つ目に中高一貫教育の中で、先程教育長の施政方針の中に穂別も含んだ中高一貫教育をこれから推し進めたいというふうな話でしたんで、これはなぜここで今取り上げたかと言うと、穂別地区の人方に見れば、もう10年以上たっているにもかかわらず、やっぱり穂別高校があったから中高一貫教育ができなかったんですよという説明しか私はできないんですよね。ただ、これは道教委ですから、道教委の窓口としてやはり教育委員会が進めていかなければならない問題なんです。だけれども、先ほど教育長はこれをこの中で、穂別高校についても今後において、この中高一貫教育に道筋をつけたものやしていきたいということで施政方針の中に入れてあります。これは教育長、間違いないですね。今後において、例えば令和7年で生徒募集が中止されます。9年に廃止されます。そうしたら、その間にいつの時点でこれらを進めていくのか。その年度だけでも、今のところ考えているものがあれば、それだけ答弁していただければ結構かというふうに思います。

○議長（野田省一君） 今、津川議員の第1問目の質問が出ていないんですけれども、それを含めて、じゃ、教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） それでは、私から津川議員の質問にお答えします。通告もありましたんで、それも含めてお答えいたします。

鵜川地区では、平成15年度より鵜川中学校と鵜川高校との連携型中高一貫教育が導入されています。ちょうど令和5年で20周年を迎えます。

まちなかの清掃、プランターづくりによるボランティア活動や職場体験、乗り入れ授業に

よる連携学習活動など特色を生かした取組を実施しております。

穂別地区におきましても、平成27年度より小中高が一体となった連携した取組として、地域に根差した教育活動を展開するため、穂別地域の化石学習会やボランティア清掃など、ふるさとキャリア教育推進事業を実施してきております。

今後につきましては、穂別地区と鶴川地区が連携した中高一貫教育の取組を、道立高校でありますので、北海道教育委員会と相談し、あと助言を受けながら調査研究を進めてまいりたいと考えております。今のところ、まだ年度を言える段階ではありませんので、御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 津川議員。

○12番（津川 篤君） 年度は入れなくても、基本的に教育委員会としてこういう考えで進んでいますよということであれば、私のほうからも穂別の住民の皆さんに説明できる一つの資料となりますので、ここはお答えは要らないんですけども、今後においても、やはり同じ町に住む子どもたちとして、同じ、公平に教育を受けられるそういうシステムというのを構築していただきたいということで、これで一般質問を終わります。

◇ 北 村 修 議員

○議長（野田省一君） 次に、11番、北村 修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 北村です。

通告に基づいて質問をさせていただきます。

まず最初は、第1点目はまちなか再生に関わってでございます。

このことについては、執行方針の中で出されております。鶴川地区についても今年度からという形で出されておりますが、私はそこで、1つは鶴川地区でどのような方向で進められ、その際にこれまで参加した人たちを含めて、住民参加の方式をどのように取っていくのかということについてお伺いをしたいと思うものであります。

2つ目には、穂別地区での推進状況を今ある範囲で示していただければいいかなというふうに思っています。

これらについて、まずお伺いするものであります。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） まちなか再生につきましては、むかわ町まちなか再生基本計画に基づき進められてきているところでございます。

鵜川地区に関わる取組につきましては、これまで関係機関だとか事業者と協議・連携しながら、空き店舗を活用した起業チャレンジの拠点、学びの拠点である公営塾などの実践に努めてきているほか、中央通りの美化活動の協議というのも終えて実施に努めているところでもございます。

今後、さらに取組を進めるために、住民参加の在り方について整理を進めてまいります。

そして、現在進められております穂別地区の取組につきましては、住民有志による穂別スクラムプロジェクトというのも先日も開催を行い、地域課題の解決に向けた取組だとか、地場産品を活用した新たな商品開発などの活動に関する意見交換というのを行ってきているところでもございます。

なお、地域運営組織については、穂別地区でございますが、今、復興拠点施設整備等の事業Ⅰというのが進められておりますが、3月末設立の方向で調整されていると伺っております。

また、御存じのとおり、この間、まちなか再生等の議論を踏まえた中で、先ほど申し上げました復興拠点施設等整備事業Ⅰのエリアデザイン等の業務に着手をしているところでもございます。庁内の分野を横断した推進チームを組織し、受託事業者との間において、今月末の成果品完成を目指し鋭意協議を進めきているところでもあります。

同事業の効果というのを町全体に波及させていくことを想定しており、進捗状況というものも随時把握しながら、事業の推進のため今後も継続的な協議に努めてまいりたいと考えております。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 大体施政方針あるいは予算を見れば、そういう流れというのはおおむね推測がつくわけでありまして、私はまずここで明らかにしたいというか、お聞きしたいのは、特に鵜川地区でございまして、今の段階でⅠが終わって、Ⅱとして鵜川に入るといって形になっています。それがおおむねどのぐらいの時間というふうに見ていったらいいのだろうかということをお伺いしたいと思います。併せて、最初に申し上げましたように、住民参加、鵜川地区でもこれまでチャレンジショップなど今やっていますけれども、これらを進めるに当たっても、まちなか再生計画をつくるのに住民の人たちが参画してやってきました。それで、その後、今のような時間があるわけでありまして、さらにそれをステ

ップアップさせていく。そういう中に町民の皆さんがもっともっと参加をしていく。そういうふうな中で、自分たちも一緒になってこのまちなか再生、事業化に取り組んでいくという方向をつくり上げていく。そういうことが大事じゃないかというふうに思っているんです。そういう意味で、その住民参加というのはどんなふうに考えておられるのかということをお伺っておきたいというふうに思います。

あわせて、穂別地区の関係で言えば、昨年の拠点整備事業計画の提案の中の質疑で、私から地域協議会の皆さんとの協議ということはどうですかというお話をしました。そのときには、既にそこにお話をされているというふうに答弁があったというふうに私は記憶しておりますが、しかし、それがほとんど見えていない。その流れがほとんどないというふうに感じているんですが、それはどのような状況だったのか改めて伺いたい。まず、その点について伺います。

○議長（野田省一君） 山木主幹。

○経済建設課主幹（山木美幸君） 私のほうから鷺川地区について回答させていただきます。

鷺川地区につきましては、令和3年度の検討会の段階で、既に拠点をある程度決められて話を進められてきています。こちらにつきましては、現在指定管理者のほうも含めまして、今後どのようにしていくかということをお話を進めてきております。今後、住民参加のほうもどのように参加していただけるかということも整理して進めたいと思っております。

〔「最後」と言う人あり〕

○経済建設課主幹（山木美幸君） 今後も住民参加の方法もちょっと検討しながら進めていきたいと思っております。

○議長（野田省一君） 吉田課長。

○企画町民課長（吉田直司君） 私のほうから穂別地区の地域協議会の動きが見えていないということでの答弁をさせていただきます。

町長からも、ほかの議員からの一般質問でもお答えしております地域協議会、こちらのほうは今年の1月20日に任期を終えまして、1月31日に町へ提言いただいております。今現在、その地域協議会を今募集中している段階で、今年に入ってから、その整備Ⅰは全地域協議会の方にお示しさせていただいて、今現在新たな任期の地域協議会を運営するために募集をかけている段階でございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） まず、私がなぜ穂別の地域協議会が見えないかと言うと、今言われたように、先ほどから出されておるように、穂別地域協議会で1月に町に答申をしたというのは私も知っております。しかし、その内容は、公共交通の在り方に限られているんですよね。私が今お聞きしたのは、昨年いわゆる拠点整備事業をめぐる質疑の中で、地域住民との関係どうですかというそういう質疑の中で、地域協議会の皆さんにも協議をいただいていますという話でありました。そここのところが見えないんじゃないかというふうに言っているんです。

それからもう一つは、今議会の議案説明のときに情報提供として、拠点整備の。これからの進め方の情報提供として出されました。その中でも地域の皆さんと協議してきたというのは中高だとかという、学校だとかはそういうのは入っているんですが、青少年リーダーだとかという形は入っているんですが、協議会というのは出てこないんですよね。それでお伺いしたんです。ということが一つです。まず、この点について、その経過がどうであったのか、最新を聞いておきましょう。

○議長（野田省一君） 吉田課長。

○企画町民課長（吉田直司君） 今の御質問に私のほうから御説明させていただきます。

地域協議会が今年の1月20日に解散する、任期を終える前に整備Iでの今後の進め方、その内容等を町がお示しいたしております。その段階で地域協議会としてお示ししたエリアデザインを今後決めていく内容について、いろいろな今後の恐竜を、博物館エリアを中心とした展開から商店街を入れたエリアデザインをしていきますよという資料で御説明をさせていただきました。委員からいろいろな御意見等をその会議の中ではいただいております。その後、まちなか再生でも課題になっておりました地域交通の課題。交通弱者の解消をするために、その地域の課題と交通弱者の課題をどう改善していくか。そういう内容にもその整備Iでの展開を期待するということで、会議のほうは終了している記憶です。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 公共交通については、この後の中でもう一回触れさせていただきたいというふうに思っています。

それで、鶴川地区の住民参加という形で今後検討していきたいというふうに言われているんですが、ぜひ検討していただきたいと思う中に、私はせっかくこういう形で事業を発展させていく、まずそういう内容でありますから、ぜひとも。今、Iという形で進めている、い

わゆるプロポーザルという形で進めている。この中には単なるデザインをつくるだけではなくて、その後の運営のところまで踏み込んだものにしていきたいという構想のようでございますけれども、私は、であるならば、鵜川地区も今からそういうような方向をちゃんと求めて、そういうところまで地域住民の皆さんが参画できるような、また、参画していただけるような、そういうふうなものとして事前協議を、こういう住民協議を進めていく必要があるだろうというふうに思うんですが、そういう点では、そういうふうなところまでという考えを持っていくつもりはございますか。

○議長（野田省一君） 大塚課長。

○経済建設課長（大塚治樹君） まちなか再生のⅠのほうで、地域の課題整理をされていると思いますけれども、鵜川地区においてもそういった課題整理というのは今後も必要かなというふうに考えております。今、内々で動いているんですけども、実は鵜川地区に定款上まちづくりというふうに書いてある団体が二団体、NPOでありまして、その団体にちょっとお声がけをして、そこをコラボしながら何かできないかというような中身で今お話し合いを始めているところですけども、そういったところが今後そういった施設の管理ですとか、そういったことにつながっていくかというのはちょっと分かりませんが、議員おっしゃるような中身で協議を今後していきながら、いろいろな団体をつないで、そういった団体をつくっていききたいというような思いはありますので、御理解いただければというふうに思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） これは基本構想、基本計画の策定、それぞれ地区に分けながらも、共通したテーマというのが共につくる、共創物語というか、そして、共に価値を見いだしていこうと。テーマは1つでございます。それと、御案内のとおり、鵜川地区においても基本構想、基本計画の策定に住民参加という手法は取り入れられているところでもございます。

今、先ほど担当のほうから、基本設計に令和5年度予定をしているところでもございますが、鵜川地区です。鵜川地区が基本設計、穂別地区の復興拠点施設整備事業が実施設計、こういうような形で、まず穂別優先型で、先行型で走っていますが、住民参加手法の在り方というのは、違いは出てくるかもしれませんが、住民参加というのは、先ほど言った一つの大きなテーマで、共創、共につくる、それと協働、しっかりと目的を同じくして進んでいこうじゃないかというテーマはぶれるものではございませんので、それに沿った中での基本設計の発注というふうな形になりますので、当然基本設計の中においても、鵜川地区においても、

住民参加の向き合い方での進め方というのが求められてくると考えております。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） ありがとうございます。ぜひそういう方向で進めてもらいたいというふうに思いますが、その中に私は、先ほど出されていまして穂別地区協議会の中からも出された意見の中に、1月に出された中にコミュニティとの関係がございました。ですから、鶴川地区にあっても、やはりそういう方向というのは僕は必要だと思っているんです。

今、鶴川地区でチャレンジショップというのをやって、何か新しいのができるぞということが期待されていまして。しかし、この冬場には開いていないぞというふうな中で、多くの皆さんからやっぱり出てきたら、町へ来たら、どこか気軽に休めておしゃべりできる場所があるといいよねというような御意見というのはたくさん出てまいります。ですから、そういうようなものができるコミュニティ施設などを中心にして、そういう周りにやはり新たな事業展開ができるようなシステム、そういうものが期待されているんだろうというふうに思います。それをここで検討をぜひしていただきたいというふうに思っていますが、それらについての御意見も改めて伺っておきたいなというふうに思います。どうでしょうか。

○議長（野田省一君） 本間参事。

○総務企画課参事（本間 彰君） 今現在、復興拠点施設整備事業のエリアデザインを事業者とともに推進チームとして進めております。今後ですけれども、まだ成果品が出てきておりませんので、その成果品が出てきた段階、それ以降にさらに住民の皆様と協議をして進めていく予定です。その中でもコミュニティ施設のことは触れています。実際、事業者から成果品が出てこない、皆さんもそれをベースに議論ができないので、その成果品を基に進めてまいるところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 吉田課長。

○企画町民課長（吉田直司君） 私のほうから先ほどの質問の関連になります。

穂別の地域協議会のほうで提言をいただいた内容の提言事項1、2、3とあります。そのうちの3つ目にありますところには、まちなか再生における交通拠点の整備についてということで、そちらのほうにはむかわ町復興拠点施設等の整備事業において文言が書かれて、その整備事業についても、地域協議会で協議された内容が提言にいただいております。そのことをちょっと御説明させていただきました。

以上です。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうから鵜川地区の関係で答弁をさせていただきます。

先ほども北村議員からありました企業チャレンジの拠点ということで、チャレンジショップの関係、触れられておりました。去年、今年と取り組んできた中でのそういった反省点も含めて、今後鵜川地区における復興拠点施設等の整備に生かしていく考えでございますので、7つの拠点づくりの中でも重要なところでもございます。復興に向けてのにぎわいだとか、なりわいだとか、そういったところの創出する場面というのは当然必要だというふうに考えておりますので、方向性としてはそういう形の中で進めていきたいということでございます。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） ひとつよろしく願いいたします。

次に、2つ目の公共交通の問題についてお尋ねをさせていただきます。

ここでは公共交通の計画策定するという事になって、その中でバス路線も見直しもあるというふうに出されました。私は昨年から、今急がれるのはこのバス路線の改定の問題だというふうに言って求めていましたけれども、それが5年度にこのバス路線の見直しも含めてやるということでございます。そうした状況の中で、5年度といいますけれども、それが住民の皆さんが本当に実感ができて利用できていくというのはいつ頃になるのでしょうか。それらを含めてお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 質問の要旨に沿いながらお答えをさせていただきたいと思っております。

地域公共交通についてでございます。

むかわ町では、自家用自動車への依存の高まり、そして、人口の減少、JR日高線の一部廃止などにより公共交通を取り巻く環境というのは年々厳しさを増してきております。

また、地域公共交通に求められる役割というのは、単なる交通分野の課題解決にとどまらず、観光、健康、防災、さらにはまちなか再生など、様々な分野においてのその重要性というものが高まっているところでもございます。

このため、今年度からむかわ町の地域公共交通のマスタープランとなるむかわ町地域公共交通計画の策定を着手、アンケート調査だとか、町営バス等の乗降調査などを実施してきているところでもございます。

また、本年1月には、穂別地域協議会から、先ほども出ております穂別地区における公共交通の在り方について貴重な御提言も受けているところでもございます。

今後においては、地域の実情、そして、住民の皆さんのニーズというのもしっかりと捉えて分析した上で、バス路線の見直しをはじめ、持続可能な公共交通ネットワークの再構築を図ってまいりたいと考えております。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 今の中で答弁をいただきたかったと思ったのは、併せて申し上げた、じゃ、5年度の中でバス路線の見直しという形の中で、新たなバス時間帯の変更などはいつ頃いう見通しを立てたらいいのかということを改めて伺っておきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 栃丸主幹。

○総務企画課主幹（栃丸直士君） ただいまの御質問に対してお答えをしたいと思います。

今現在、公共交通の計画の策定の前段に、今、住民のアンケート調査、それから、バス路線の利用実態調査を終了して、今その内容をまさに分析しているところでございます。その分析結果をまず踏まえて、どういう対策を講じていくかというところを今後決めていきたいと思っております。

御承知のとおり、町営バス路線については町内10の路線走っています。このほか、道南バスが運行する路線としては、新千歳直行便と穂別鶴川線という2路線ございます。バスの路線の見直しについては、それぞれ運行する交通事業者との協議の経過なり、運輸局への手続も時間を要することになります。ですので、どういった課題があって、どこの路線をどのように見直していくかということによって、かかる時間というのは当然変わってくるものと認識しております。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 今の話だと、穂別協議会から1月に出された提言でも、本当に今、暮らしに直結するバス路線の見直しをしてくださいということだったんだよね。その点で、これがいつできるのと聞いたんですけども、まだ今のところは分からないというこういうことなんでしょうか。それで違うなら答弁いただきたいと思いますが。

併せてお伺いしますが、今、マスタープランというふうな形でバス路線の見直しをつくる。それに対していろいろな調査やっているということなんですけど、町としては、例えばR3年だったと思いますけれども、町の公共交通についてという形での調査もやっていますよね。これらについての調査をした中で、あるいはその後のこれらに関わっての対策というのはどう進められてきたんでしょうか。

それからもう一つ、今の今回やろうとしているマスタープランにはどんなふうにつなげようとしておるのか。また、これは別なものになっちゃったのかということと併せて、それとの関連に併せて、平成21年にむかわ町公共交通総合連携計画というのを合併後つくったんですよね。これを改めて見ますと、先ほど冒頭町長が公共交通政策への考え方で述べられた内容が非常に深くこれには示されています。そういう点では、ここのところをどんどんどんこの立場で発展したら私は良かったんじゃないかと思っているんですが、この点でこれらについてはどういうふうに生かしておられるのか。

あわせて、この中で言っているのは、コミュニティの関係というのとデマンドという形をもう既にちゃんとこうやって打ち出して、そういう方向に発展させていく必要があるよという形でやってきているんですけれども、それらを踏まえて、これらの計画との関係性をどのように持ってきているのか、併せてちょっと伺っておきたい。

○議長（野田省一君） 栃丸主幹。

○総務企画課主幹（栃丸直士君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず、今進めているアンケート調査、それから、利用実態調査については、今後この地域公共交通計画の主体については、地域公共交通活性化協議会の構成員のメンバーの意見も当然いただきながら、内容については、方向性について決めていきたいと思っております。この協議会委員の中には、学識経験者として様々な自治体の計画策定の経験を持つ北大の岸先生とか、あるいは、道総研の委員さんだとかという方も入っております。そういう専門的な知見というのも当然入れながら考えていきたいというのが1点です。

それから、バス路線の見直し自体は、やっぱり公共交通自体にかかるバス路線の費用、町全体で1億5,000万という多額の費用がかかっています。この辺も持続可能な公共交通という観点で、かかる経費をどう抑えながら効率的にバス路線の利便性を高めていくかということも考えていかなきゃならないというふうに思っております。ですので、そういったところを総合的に考えながら、バスの見直しは考えていきたいと思っております。

それから、また、平成21年の計画につきましては、その当時デマンドバス、それからコミュニティバスということで、大幅に今までの定時定路線を変えて、デマンドバスとコミュニティバスということで、効率よく走らせてきているということで認識はしております。ただ、そこからもう10年経過しまして、やっぱりバス路線の利用者の減少もありますし、路線自体のルートの見直しということも今必要になってきているというふうに考えておりますので、その計画自体は当然、今の段階でも生きておまして、そこで決めた対策については、当然生

かすものは生かしながら、ただ、見直すものは見直しながらというところで、今後新しい公共交通計画の策定に向けて、そのいいところと悪いところ、そういうのを見直しをかけながらつくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） この平成21年との関わりですけれども、私この中に公共交通総合連携計画、関わっている人は局長ぐらいしかいないのかな、もはや。これ見ると、公共交通ということで非常に社会保障的な立場、社会福祉的な立場、そういうふうなことがきっちりと盛られてきているんですよね。ですから、これは単にバス路線の見直しだとか、そういうハード的な面で言えばそういうことになるんでしょうけれども、しかし、この中に貫かれている対応というのは、今でも生かす必要があるんでないかというふうに思っています。そういう点で、改めて何か意見があれば伺っておきたいというふうに思いますが、あわせて、私はそういう中でこれからつくるマスタープラン、路線との関わりで言えば、バス路線ということで新たに穂別地区協議会から出されたと同じように、鶴川地区で言えばやっぱり鶴川地区でも高齢化になってきている人がたくさんいますので、町の中を走って買物や病院に行く。そういうことでも利用できるようなそういうバス対策というのもあっていいんじゃないかというふうに思っているんですが、そういうものは検討する余裕ありますか。改めて伺います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今のやり取りの中でも出てきておりますが、バス路線あるいはダイヤの改正が独立した地域公共交通計画ではないと。それと、今回の提言書の中にもありますように、人口減少だよといった地域の活力の維持、向上を図ると。これは提言書の中にきちっと書かれております。穂別地区で言えば、穂別地区全体を見据えた地域づくりの一環としての総合的な公共交通ネットワーク形成を図ること。これは穂別地区だけではなく、今、北村議員が言われた全体つながる公共交通。それと、国土交通大臣、2023年ですか、地域公共交通再構築元年というふうなところも位置づけているようでございます。そういったところもしっかりと捉えながら、今回の提言書にあるまちなか再生での、例えば穂別地区でございすけれども、交通拠点づくりと一体で公共交通を捉える機運というのをも加速化することにつながると、つなげていかなければならないものであると捉えているところでございます。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） ぜひ総合的に捉えていただいて、進めていただきたいということ

述べて次にいきます。

3点目には、補聴器購入への補助制度導入についてということであります。

これはここにお示ししているとおりに、この補聴器の必要性というのは、私は高いから補助というだけではなくて、今度の町の方針の中でも認知症への新たな取組が、新たなといいますか、継続してでしょうけれども、一層高めた取組が示されています。そういうふうなことと併せて、そういうものを予防するという観点からも、今、補聴器の大切さ、これが問われてきています。

そこで、私は2つここで挙げているんですが、1つは、検査を受ける。これはなかなか、私もだんだん近くなってきたからよく分かるなという気がするんだけど、検査しなさいと言ってもなかなかすつと行けるという状況はならないということはあるんですよね。ですから、そういうものが気軽にできるようなそういう支援、仕組みというものを検討していく必要があるんじゃないかというのが第1点です。

それから、2つ目には補聴器を購入する場合の補助制度といいますか、助成制度というのを我が町としてもつくっていいのではないかというふうに思うんですが、その辺についての考え方を伺うものであります。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 補聴器購入の補助制度につきましては、聴力レベルが70デシベル以上の聴覚障害による身体障害者手帳交付者に対し、障害者総合支援法による補装具支給制度が適用されます。また、医師により治療等で必要と判断され購入された場合には、医療費控除の対象ともなります。

難聴は、聴力レベルの幅が大きく、加齢性難聴だけではなく、他の要因による難聴もあり、難聴の原因を含め検査した上で、補聴器の必要性や有効性というのを判断し、適切な補聴器使用を進めることが必要となっております。

そのため、検査が気軽に受けられる仕組みづくりにつきましては、適切な検査、補聴器調整をするための耳鼻科などの専門治療科の協力というのが必要とされております。医療機関の受診が適切ともされているかと考えております。

本町の補聴器購入の支援制度でございますが、令和3年4月から、幼児期、それと学童期に補聴器を装用することで、言語取得、学習への適応促進に一定の効果が期待できる18歳未満の児童・生徒を対象として、購入費の費用の3分の2を現在助成しているところでもございます。

加齢性難聴の出現率、70歳以上で50%以上とも言われています。むかわ町に当てはめると約1,200人以上が該当することになります。

補聴器購入費用の助成については、助成の目的によって対象も変わるため、有効性を判断した上で内容を精査することが必要と考えております。

これらの状況から、難聴の検査、補聴器購入費助成は、有効な内容・方法等の調査研究が不可欠と考えられるため、町内外の実情、そして、国の動向、こういったところも注視してまいりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 大変失礼しました。私がここで出したのは、加齢性難聴のほうでございました。高齢者を中心に、高齢者じゃなくても、そういう障害によってそういう場合がありますから、それら含めてですけれども、子どもの場合はちょっと入れていませんでした。

いずれにしても、今、そういう大事なので調査を検討してということでございましたけれども、補聴器そのものといっても、非常に値段は、価格はすごく差があるようなのです。しかし、きちっとやっぱりちゃんとした日常生活ができるような形ということになると、数十万という金額になっていく。それだとなかなか手に入らないというような場合がありますので、そうした折にぜひ補助制度をとということを求めたわけでございます。

また、気軽に検査を受けられるようにということなんですけれども、耳鼻科へ行けばいいという、そういうことなんです。だけれども、問題はやはりその人がそういうふうに行こうかというふうになっていただけるような、そういう後押しをどこかでできないかと、どんな形かでできないかという問題なんです。これらについて何か検討していく必要があるんじゃないかというふうに思っているんですけれども、あれば伺っておきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野田省一君） 本日の会議時間は審議の都合によってあらかじめ延長いたします。

今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） 今の質問にお答えしたいと思います。

まず、議員がおっしゃるとおり、難聴と認知症というところは、やはり脳への刺激が少なくなるといところで関連してくるものというふうに私どもも押さえているところです。

加齢性難聴につきましては、40歳代、30歳代からもう徐々に進行していくというふうに言われておりますので、認知症予防というふう考えたときに、本当に早いうちの対応というものが必要になってくるのかなというふう考えられます。

難聴の原因といたしましては、例えば糖尿病であったりとか、動脈硬化というものも、血流不足というところが原因になって難聴につながっていくというようなところもありますので、そのようないろいろな因子が絡んでくるということも含めて、まずは周知をしていくということが難聴に対する周知を求めていくということが大事なのかなというふうに考えております。

軽度の難聴でありますと、補聴器とまではいかななくても、集音機みたいな形のもので音を大きくして聞こえるようにする機械がありますので、そういうものの紹介なんかも含めながら周知をしていくということが大事なのかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） ひとつよろしく願いいたします。時間の関係がありますので、次にいきます。

4番目に、畜産経営を存続させる取組についてであります。

町長の執行方針の中に、農業への、漁業や林業も含めて1次産業への支援というのが非常に豊かに出されているわけでございますけれども、残念ながら畜産の部分が触れられていない。総体的に見ればそういうことなんでしょうけれども、そういうこともありますので、ぜひこの畜産分を考えていただきたいということでお尋ねをいたします。

何せ今、特に北海道が深刻だというふうに私は思っているんですけども、酪農を中心に畜産全体が今のままでは離農、経営破綻というのが相当出てくるというふうに言われております。既に12月末にはかなりの離農者が出ている状況になっています。

また、もっと言えば、私は酪農が北海道から消えていくというようなことになっては、本当に大変だなと思っています。我が町にも酪農はございます。そうした点から、ぜひとも対応をお願いしたいということで、まず第1点目には、飼料の高騰あるいは乳価の低迷というふうな中で、飼料への高騰支援や、特に今、生産者が困っているのはホルスタインの子牛が、もともとは大体1頭生まれて10万からそれ以上で取引されて、これも一つの酪農家の収入でありました。しかし、今、それが1万円でも買ってくれない。1,000円まで下がってきている。こういう状況です。ですから、これらへの支援を何らか考えていかなきゃならないんじゃないかというふうに思っているわけでありまして、お伺いするものであります。

2つ目には、問題は牛乳が捨てられているという問題です。

牛乳の消費拡大に何か町としても取り組んでいただけないか。特に私が今回急いだのは、

牛乳の消費が余るということになるのがこの3月なんです。なぜかと言うと、学校が春休みに入るからです。そうすると、給食での牛乳の消費がなくなるということがあるんです。これらに対して何らかの形で、我が町として対応できないかということを考えているところでございます。

酪農家の皆さん、本当につらい状況でございます。数年前には乳製品が足りない。だから、牛をたくさん飼え、乳を絞れと言われました。今度は余ったから絞るな、牛を処分せよ。とんでもない政策であります。こういう中で苦勞している。これらに対して私達も牛乳の消費拡大で応援したいというふうに思っております。ぜひ対応をお願いしたい。

それから3つ目には、この乳製品の問題で一番問題になっているのは、こういうふうに国内でも余りにされているのに、しかし、一定量の乳製品の輸入が続けられているという問題です。これらについて、やっぱりこういうときにこそ、それらはやめてほしいということ、特に北海道は、私ども農民団体が言うだけではなくて、行政から小さな先頭に首長さんまでやってほしいというふうに思っているんです。それで、ぜひとも国のほうにこれら、行政としても働きかけていただきたいという点で、3つの点についてお尋ねをいたします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 飼料、燃料をはじめとする生産資材の高騰、これからの生産費の増加分、乳価に十分に反映されていない実態、そして、副収入となる子牛の価格低迷など、議員御質問のとおり、酪農経営、非常に厳しい状況というのが続いていると認識しております。

1点目の酪農支援につきましては、町は何もしていないんじゃないかじゃなくて、町としましても、令和4年度において独自の取組として、飼料高騰に対する支援、牛舎等の暖房用燃料の支援というのを実施し、現在、交付事務を進めているところでもございます。

今後の状況にも注視し、国、そして北海道、系統などの支援とその活用というのを前提としながら、必要に応じ対応に努めていきたいと考えております。

2点目の消費拡大につきましては、町単独での拡大運動はその効果も限定的なものとなることから、全国・全道的な取組への参加などを行いつつ、町の姿勢として、食育の取組の一環として牛乳や乳製品の健康面での効果などを広めるなど、できることからの取組に取り組んでいきたいと思っております。

参考までに、牛乳の関係では、過半、北海道の牛乳を飲もうという北海道牛乳チャレンジ、私自身も参加をし、バトンをつないできている一人でございます。

3点目の輸入の在り方についての政府への対応につきましては、全国・全道的な課題でも

あり、JAあるいは町村会等々と足並みをそろえた対応が前提となるものと捉えておりますので、御理解を願います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 特にいろいろ難しい課題があります。一言だけ言っておきますと、私は町が何もしていないというふうに言ったわけではございません。執行方針の中に農業等々がありますけれども、畜産ということが触れられていないということを申し上げただけでございます、よろしく申し上げます。

特に私はこの中で、3つ目の輸入の問題に対して、米もそうでありますけれども、牛乳も13万トン、これは本当にそういうことが義務はないのに、それが行われて、どこかの都合でこれらに対して、やっぱりこういうときにはやめろというふうなことを本当に声上げて言っていたきたい。上京等々の折には、町からもぜひとも声を上げていただきたいということを強く求めておきたいというふうに思います。

そういうことで、最後の問題に入りたいと思います。

最後は、マイナンバーカードについてでございます。

マイナンバーカードについては、2つほどお伺いいたします。

1つは、カード取得に助成という形で町もやっているわけでございますけれども、改めてこれらを進めていったわけはどうだったのかということと、実態、先ほど行政報告の中で、取得率について触れられました。それらを含めて実態をお伺いいたしますし、分かれば、これを取得した方で実際どんな使用のされ方しているか、それらまで捉えているかどうか伺っておきたい。

2つ目には、このマイナンバーカードが健康保険証にひもつきにするという状況が出てきています。あわせて、昨今になって出てきているのは、介護保険等にもこれがひもつきになるというような事態に広がってきています。昨年の本議会でのこれらの質問に対してあった答弁は、このマイナンバーカード取得は任意ですということでございました。本当に正しい答弁だというふうに思っています。そういうふうな状況からいって、これがカードがないとしても、例えばこの健康保険証が持てないとか、そういうことにならないようにきちんと対応すべきだというふうに考えていますが、それらを含めて見解を伺っておきます。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 昨年11月時点で、むかわ町のマイナンバーカードの人口に対する交付枚数率、昨年の11月時点、全国を下回る状況とともに、新型コロナウイルス感染症によって、

町内の景気、こういったところが低迷している状況にありました。

このような背景から、マイナンバーカード普及促進事業というのを創設し、カード保有者に対し、むかわ町金券3,000円を交付することで、カードの取得の普及と経済の循環というのを促進してきているところでもございます。

本事業の効果も一定程度あるものと受け止めておりますが、令和5年2月末時点の交付枚数率は、全国63.5%に対し、むかわ町は68.7%で5.2ポイント上回る状況となっております。

続きまして、マイナンバーカードを取得していない、取得していても保険証登録をしていないなどの方の対応についてお答えをいたします。

国は、令和6年秋に保険証の廃止を目指すと表明。医療機関での資格承認はマイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とするとしているところでもございます。

令和5年2月17日付「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 中間取りまとめ」の中で、マイナンバーカードを取得していないなどで資格確認ができない状況というのを対象に、資格確認書、氏名、生年月日、被保険者番号などが記載されたものを創設し、保険者が提供することで対応する方向というのが示されております。

今後も国の動向に注視をしつつ、自治体としてマイナンバーカードの普及促進に努めていきたいと考えております。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 普及促進に努めると、国がそういうふうにするわけですから、それはそれでいいんですけども、問題は、私が2つ目に聞いている問題なんです。マイナンバーカードを持っていないという場合に、保険証というものが持てないというような形になったら大変なんです。今のところ、保険証に代わる資格証という形で言うておりますけれども、やはりこれらについてきちんとそれらも一つの権利として保証すると、そういう立場で自治体も関わる必要があるというふうに思っているんですが、そこら辺のところの考え方について改めて伺っておきたいというふうに思いますし、併せて町長の見解を伺っておきたいと思うのは、あくまでも法律的にはこのマイナンバーカード取得は任意ということになっています。ですから、そうでない人がいるということも当然認めるということにちゃんとしなければいけません。そういう立場に立って判断していくということになっているのかどうか、そのところを改めて2つ確認させていただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） カードの導入の目的というのは、あくまで行政サービスの効率化だと

か、あるいは住民の利便性の向上、そして、そのためのカードが果たす役割、そして、メリットの周知、これは国全体でより浸透させ、普及促進の取組というのが必要ではないのかなと考えております。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） なかなかそれ以上の答弁はしづらいところなんだろうというふうに思いますが、私はやはり基本的には、これはマイナンバー法によって、これは取得は任意であります。ですから、持たない人が出てしまってもやむを得ない。その代わり、保険証なり、そういうものについては、きちっとそれをその人が困らない、住民が困らないように対応するというのは当然のことだというふうに思います。ぜひともそういうふうにしていただきたいというふうに思います。

あわせて、もう一点だけお伺いしておきたいと思っておりますけれども、今、さらに保険証から介護と先ほど言いましたが、介護というところまで来ています。これがさらに進めば、恐らく預貯金の通帳等々にまでいくというふうにそもそも言われておりましたけれども、そういう流れの中になるのではないかという心配があります。こうなると、本来守らなければならない個人のプライバシーだとか、そういうものに非常に不安が出てくる。そこがこれが進まない大きな原因だとは思っておりますけれども、そういうふうな状況が出てくるという可能性があるというふうに思います。そうした点についてどのように考えておるか、町長の見解改めて一言お伺いしておきたいと思っております。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） マイナンバーカード運用に当たっての留意というところをお尋ねかと思っております。

言わずもがなですが、広く国民にしっかりと周知し理解を図る。こういったところが基本にされているのではないかなと思っております。

また、マイナンバーの交付金というんでしょうか。こういったところもお話が出ているわけですが、そういったところの円滑化というか、申請手続、そして交付事務の簡素化、こういったところも図るとともに、取得向上に資するという点で言えば、カード利活用の機会を増やすなど、住民の皆さんがカード取得によってのメリットというのをしっかりと取得する場合の実感というのを分かりやすい仕組み、こういったところを構築していくことを町村会としても要望、提案をしているところでございます。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 最後になりますけれども、持ちたくても持てないだったり、あるいは高齢だったり、障害があったりとかと持てない場合が出るというふうに思います。そういう場合に、保険証など、ちゃんとそれは保障していくというふうなことをやっていただきたいというふうに思うんですが、改めてその確認だけさせていただきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 小坂主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） 保険証を必要な人に渡す、渡せるような体制というところの御質問かと思えます。

将来的な保険証自体はなくなります。令和6年秋になくなる予定で、その後、保険証を1年以内の有効期間として、それ以降は資格確認証というものになっていきます。資格確認証については、申請に基づき交付されるものというところで、今、中間の取りまとめの中で記載されているので、マイナンバーカードがない方に対してもそのような形で交付されるものと理解しております。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） マイナンバーカード、これはそもそもは任意という形で出発しながら、だんだんだんだんお金をつけて、餌をつけて広げながら、内容的にも締めつけるという状況になってきています。こうしたやり方は本当にいいのかなという疑問があります。しかし、この中であっても、自治体として、今申し上げたように、保険証なりにこれがひもつけされたときに、やっぱりそれを持てなくてもちゃんと医療にはかかれる、保険証が活用できる、そういうものを自治体の仕事としてやっていただきたいということを強くお願いして、述べて終わります。

○議長（野田省一君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（野田省一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

なお、明日の開会時間は午前10時とします。

御苦労様でした。

散会 午後 5時15分

令和5年第1回むかわ町議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年3月10日（金）午前10時開議

町長提出事件

- 第 1 報告第 1号 専決処分報告に関する件
(工事請負契約の変更に関する件)
- 第 2 報告第 2号 専決処分報告に関する件
(損害賠償の額の決定に関する件)
- 第 3 同意第 1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第 4 議案第 1号 損害賠償の額の決定に関する件
- 第 5 議案第 2号 むかわ町個人情報保護法施行条例案
- 第 6 議案第 3号 むかわ町子育て応援基金条例案
- 第 7 議案第 4号 むかわ町防災会議条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第 5号 むかわ町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第 6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 第10 議案第 7号 むかわ町立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 第11 議案第 8号 むかわ町博物館設置条例の一部を改正する条例案
- 第12 議案第 9号 むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第13 議案第10号 むかわ町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第14 議案第11号 むかわ町起業支援等資金貸付条例を廃止する条例案
- 第15 議案第12号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第13号）
- 第16 議案第13号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 第17 議案第14号 令和4年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第15号 令和4年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第19 議案第16号 令和4年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）
- 第20 議案第17号 令和4年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 第21 議案第18号 令和4年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）

- 第22 議案第19号 令和5年度むかわ町一般会計予算
第23 議案第20号 令和5年度むかわ町国民健康保険特別会計予算
第24 議案第21号 令和5年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算
第25 議案第22号 令和5年度むかわ町介護保険特別会計予算
第26 議案第23号 令和5年度むかわ町上水道事業会計予算
第27 議案第24号 令和5年度むかわ町下水道事業会計予算
第28 議案第25号 令和5年度むかわ町病院事業会計予算
第29 諸般の報告
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員
5番	東千吉	議員	6番	佐藤守	議員
7番	中島勲	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
11番	北村修	議員	13番	野田省一	議員

欠席議員（1名）

12番	津川篤	議員
-----	-----	----

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	藤江伸	会計管理者	八木敏彦
総務企画課長	石川英毅	総務企画課参事	本間彰
総務企画課参事	梅津晶	総務企画課幹事	柴田巨樹

総務企画課 主幹	栢丸直士	総務企画課 主幹	菊池功
町民生活課 主幹	菊池恵美	町民生活課 主幹	小坂僚介
健康福祉課長	菅原光博	健康福祉課 参事	今井喜代子
健康福祉課 主幹	高橋佳香	健康福祉課 主幹	熊谷伸一
健康福祉課 主幹	横山貴仁	農林水産課長	酒巻宏臣
農林水産課 参事	高木龍一郎	農林水産課 参事	藤野真稔
農林水産課 主幹	飛岡雅幸	経済建設課長	大塚治樹
経済建設課 参事	江後秀也	経済建設課 主幹	山木美幸
経済建設課 主幹	佐藤琢	経済建設課 主幹	西村和将
企画町民課長	吉田直司	企画町民課 主幹	伏木允一
企画町民課 主幹	長谷山一樹	経済戦略室 济恐竜ワールド 戦略室長	加藤英樹
経済戦略室 济恐竜ワールド 戦略室主幹	櫻井和彦	経済戦略室 济恐竜ワールド 戦略室主幹	太田耕司
国民健康保険 穂別診療所 事務局長	西幸宏	教育長	長谷川孝雄
生涯学習課長	佐々木義弘	教育振興室長	藤田浩樹
生涯学習課 主幹	松本洋	選挙管理委員 会事務局長	石川英毅
農業委員会 事務局長	東和博	農業委員会 支農局長	藤野真稔
監査委員	数矢伸二		

事務局職員出席者

事務局長 今井巧 主査 酒巻早苗

◎開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

〔「議長、ちょっと質問があります」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 定足数に達していると、今、議長おっしゃったんですが、副議長が今日欠席されております。もし、万が一議長に事故があるときには、副議長が職務を行うこととなりますよね。今、副議長が欠席している状況ですから、もし、万が一議長に何かあったときには、この進行等はどのようにすることになるのでしょうか。お伺います。

○議長（野田省一君） 会議規則に、今ちょっと、できていないかもしれませんが、会議規則にのっとって、第1、第2の次の委員は決まっておりますので、もし、万が一のときはそういう形になります。

大松議員。

○8番（大松紀美子君） どのような順番になるのですか。

○議長（野田省一君） それでは、事務局。

○事務局長（今井 巧君） 議長、副議長、不在の場合につきましては、仮議長を選出しまして、仮議長において議事を進行することになるかと思われま。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 順番が決まっていると、今、議長おっしゃんですけども、仮議長というのはそのまま進行するわけではないですよ。私が調べたところによりますと、選挙をするということになっている部分もあるんですが、それはどのようになるんですか。

○議長（野田省一君） 今、必要ですか。今、事務局も調べなければ正確なこと分かりませんが、万が一私が出られなくなったときは、その手続に従って進める規則はできている、規則というかはありますので、それに従っていけばよろしいんじゃないですか。

よろしいですか。

○8番（大松紀美子君） はい。

○議長（野田省一君） それでは進行させていただきます。

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（野田省一君） 日程第1、報告第1号 専決処分報告に関する件（工事請負契約の変更に関する件）を議題といたします。

本件について報告を求めます。

菊池総務企画課主幹。

〔菊池 功総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（菊池 功君） 報告第1号 専決処分報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書は1ページをお開き願います。

本件は、工事請負契約の変更に関する件でございまして、令和4年第3回定例会におきまして議決をいただきました、旭岡1号橋橋梁補修工事請負契約につきまして、設計変更に伴い契約金額を変更する必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年2月8日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

設計変更の内容につきましては、工事過程における地覆補修工、下部補修工などの変更によるものでございます。

議決をいただきました契約の金額の事項中、7,700万円に188万1,000円を追加いたしまして、7,888万1,000円に改めるものでございます。

平成18年5月9日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について、第4号に規定する当該議決に係る契約金額の100分の5を超えない範囲での変更であるため、専決処分をしたものでございます。

以上で、報告第1号の説明を終わらせていただきます。

○議長（野田省一君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告第1号は報告済みといたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（野田省一君） 日程第2、報告第2号 専決処分報告に関する件（損害賠償の額の決定に関する件）を議題といたします。

本件について報告を求めます。

菊池総務企画課主幹。

〔菊池 功総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（菊池 功君） 報告第2号 専決処分報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書は3ページをお開き願います。

本件は、損害賠償の額の決定に関する件でございます。令和4年9月6日の強風により、町道美幸2線、美幸4丁目69番地付近の街路樹の枝が折れ、同住所に在住、管理する車両に損害を与えたことから、示談成立に向け地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年2月16日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものがございます。

損害賠償の額は24万4,594円、損害賠償の相手方は、むかわ町□□□丁目□番地、□□□□様でございます。専決処分日と同日付で示談が成立し、町が加入する全国町村会総合賠償保険により全額支払いを終えているものがございます。

なお、原因となった街路樹につきましては、速やかに現場を確認、再発防止のため根元から処分してございます。

平成18年5月9日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について第2号に規定する、1件の金額が200万円以下の損害賠償であるため、専決処分をしたものがございます。

以上で、報告第2号の説明を終わらせていただきます。

○議長（野田省一君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告第2号は報告済みといたします。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第3、同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件につきまして御説明いたします。

議案書5ページでございます。

本件は、本年5月11日の任期満了に伴う教育委員として、むかわ町穂別平丘14番地18、清川伊代氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、清川氏の経歴等につきましては、別冊議案説明資料を御参照願います。

以上、同意第1号の説明といたします。よろしく御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第4、議案第1号 損害賠償の額の決定に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

梅津総務企画課参事。

〔梅津 晶総務企画課参事 登壇〕

○総務企画課参事（梅津 晶君） 議案第1号 損害賠償の額の決定に関する件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案書につきましては、7ページをお開き願います。

本件は、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を定めることにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

損害賠償の額は330万9,321円、損害賠償の相手方は、議案書記載のとおりでございます。

経過の概要につきましては、令和元年11月19日、町内文京2丁目の交差点において、本町職員が運転する公用車と相手方が運転する自転車による側面衝突事故が発生し、相手方は外傷を負ったほか、自転車や衣服等の所持品にも損傷を負ったものでございます。相手方に対しましては、町が加入しております損害保険会社より対人賠償及び対物賠償を行ってきたところでございますが、令和5年1月に相手方と障害慰謝料等を加算し損害賠償金とすることで示談が成立する運びとなったことから、損害賠償の額を決定するものでございます。

以上、議案第1号につきまして提案理由の御説明を申し上げました。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ちょっとだけお尋ねいたします。

この事案は令和元年ということございまして、相当な日数がかかっているわけでございます。人身ということなので病氣療養等々の問題があったのかというふうに思いますけれど

も、そういうふうな割には300万という状況ということで、年数の割には額ともちょっと不釣合いな感じがするわけでございますけれども、この辺のところを含めて詳細な経過を説明
願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 梅津総務企画課参事。

○総務企画課参事（梅津 晶君） ただいまの質問につきまして、お答えを申し上げます。

まず、今回示談ということになりますので、事故が発生してから示談までの流れを一般的なもので御説明をまず申し上げたいと思います。

事故が発生しまして、今回は人身事故ということでございますので、治療行為が発生する
ところでございます。治療が発生してから物損部分については損害を与えてしまった物品等
の時価に対して査定を行ってまいります。それと並行して治療が行われ、最後に症状が固定
される、症状固定というプロセスを迎えます。これはもう医療行為としてこれで治療する余
地がないというところが症状の固定という意味でございます。その後、相手方によっては後
遺障害等がある場合には等級認定の手続が行われます。これと並行して人身事故を起こして
しまった部分の示談交渉が行われ、示談が成立すれば示談金をお支払いしますし、示談が不
成立の場合は調停などの手続を経て、最終的に示談金の支払いが行われるというのが一般的
な交通事故の場合の事故発生から示談の流れについてでございます。

今般は、相手方のほうが後遺障害の等級の認定手続を行いました、申請が却下され、そ
の後、異議申立ての手続を行ったところでまず時間を要しているところでございます。

2点目としましては、示談が成立せずに調停の手続が行われたことにより、この間、時間
の経過がかなりかかっているというところでございまして、結果として令和元年の事故発生
から今般までの時間の流れがあるというところでございます。

また、示談金の部分につきましてでございますけれども、こちらにつきましては、病院で
治療した部分につきましては、直接保険会社のほうから病院に払われますので、こちらの部
分については対象になる決まった金額のままになってございます。今般出ましたのは、入院
中に係る雑費の部分、あるいは入院したこと等により就業することが困難になった休業の補
償の部分、あとは事故が起きたことによる慰謝料の部分、こちらの部分等々で合計として
330万という形になってございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） おおむねは分かりましたけれども、そうすると330万というのは入

院中の雑用的ないわゆる保険外の費用ということであると。

この過失割合がどんなだったのかというあたりもうちょっと説明願いたいんですけども、それによっては、状況によってはやっぱり支払う額というのは、慰謝料とか変わってくるんじゃないかと思うんですけども、その辺のところを含めてもう一度説明を願いたい。どうも、そういう長いあれで、そしてそういう状況の割にはこの額で落ち着いたというのはちょっと腑に落ちない感じがするんですけども、その点、納得するようにもう一度お願いします。

○議長（野田省一君） 梅津参事。

○総務企画課参事（梅津 晶君） ただいまの質問についてお答えを申し上げます。

ちょっと過失割合について、今手元に資料がございませんのでちょっと御説明はできないんですけども、一番費用として大きい部分につきましては、やはり事故が起きたことによりまして精神的苦痛に対する補償の部分が金額としては大きくなっているという状況でございます。

また、期間の部分を改めて申し上げますけれども、やはり相手方様につきましても、事故で負傷を負ったことによりまして、その治療ですとか、やはり症状固定と申しましても相手方様本人としては、やはり医療行為ではもう治らないのかもしれないですけども、やはりちょっと体の不調を訴えている部分があったりというところで、様々諸手続をされるのに、いろいろな判断があったのかなというところで、時間がかかっているというところでございます。

また、最終的に保険会社と相手様方の示談が一度不成立になったということで、その後、弁護士さんを通して諸手続をするのにも所要の時間もかかっているということでございまして、ちょっと金額と事象の釣合いというのは、ちょっと私どもは分からないんですけども、最終的にはこういった額で、示談が保険会社と弁護士さんと成立しているというところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第1号 損害賠償の額の決定に関する件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第5、議案第2号 むかわ町個人情報保護法施行条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

梅津総務企画課参事。

〔梅津 晶総務企画課参事 登壇〕

○総務企画課参事（梅津 晶君） 議案第2号 むかわ町個人情報保護法施行条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案書につきましては、9ページをお開き願います。

なお、説明の都合上、配付しております議案説明資料3ページのほうを先にお開き願いたいと思います。

この条例は、社会全体のデジタル化への対応や、個人情報の保護とデータ流通の両立、強化及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報保護制度の所管は国の個人情報保護委員会となり、これまで各地方公共団体が条例で定めていた個人情報保護制度の多くは法で規定されることから、現行のむかわ町個人情報保護条例を廃止するとともに、法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を規定する条例を新たに制定しようとするものでございます。

条例規定事項の概要につきましては、3ページの2番を御参照ください。

1点目として、開示請求に係る手数料の規定、2点目として、むかわ町情報公開・個人情報保護審査会への諮問事項の規定、3点目として、同審査会の所掌事項の規定であり、その概要につきましては、説明資料のとおりでございます。

また、現行のむかわ町個人情報保護条例の廃止及びこれに伴う関係条例の一部改正等を附

則で規定するものでございます。

議案集の9ページにお戻り願います。

条例について御説明を申し上げます。

条例第1条は、この条例の趣旨、条例第2条は、この条例で使用する用語の規定でございます。

条例第3条は、開示請求に係る手数料の規定で、手数料は無料でございます。

条例第4条及び5条は、むかわ町情報公開・個人情報保護審査会への諮問事項及び同審査会の所掌事項の規定でございます。

条例第6条は、規則への委任規定でございます。

附則につきましては、附則第1条は、施行期日の規定となっており、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

附則第2条から附則第4条までは、むかわ町個人情報保護条例の廃止規定並びに同条例の廃止に伴う経過措置及び同条例の廃止に伴うむかわ町高齢者等見守り支援条例の一部改正の規定となっており、むかわ町高齢者等見守り支援条例の一部改正の概要につきましては、議案説明資料集の4ページ、新旧対照表のとおりとなっておりますので、後ほどお読み取りをいただきたいと思っております。

以上、提案理由を御説明申し上げます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第2号 むかわ町個人情報保護法施行条例案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第6、議案第3号 むかわ町子育て応援基金条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

〔菊池 功総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第3号 むかわ町子育て応援基金条例案につきまして御説明申し上げます。

議案書は13ページをお開き願います。

本案は、新たに特定目的基金を設置するため条例を整備するものでございます。

本町は、これまで結婚から出産、そして子どもを育てるため多くの事業を取り組んできてございますが、全国的な少子高齢者が進む中、地域を持続発展させるためには、より長期的な視点に立ち事業を継続、そして充実を図っていく必要がございます。

若い世代が本町を選び定住、そして結婚、出産後も安心して子育てができるまちづくりを推進するとともに、未来の宝である子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを図るために、一層充実させることを目的とする事業を進めなければなりません。

後年度以降の財政状況により、目的とする事業の推進に影響が出ないようにその経費に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定により新たに条例を制定し基金を設けるものでございます。

それでは、主な条文につきまして御説明申し上げます。

第1条は、条例の設置目的といたしまして、繰り返しとなりますが、本町の未来の宝である子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを目的とした事業の財源とすることと規定してございます。

第2条から第5条までは、他の特定目的基金との整合性を図り、その管理及び運営につきまして定めるものでございます。

第6条は、基金の処分に係る条項でございまして、第1条の目的に沿った事業である場合、

全部または一部を処分できることとしておりまして、積立金原資の処分を可能とするものでございます。

なお、本案は交付の日から施行するもので、この後御審議いただく議案第12号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第13号）で造成に係る原資の積立て、議案第19号 令和5年度むかわ町一般会計予算で活用事業の提案を予定していることを申し添えまして、議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） ちょっとお伺いいたします。

基金条例に関して反対するものではないんですけれども、第2条でもって一般会計予算で定める額を積み立てるということで、基本的には財源の許す範囲というふうに書かれているんですが、今説明あったとおり、新年度予算のほうで1億という計上をしていますけれども、この辺の総額というのはどういうふうに考えているんでしょうか。本当は後で質問すればいいのかもしれませんが、1億ですけれども、来年にしたら2億にするとか何かそういうような状況というのは考えられるのか、その点だけお伺いします。

○議長（野田省一君） 菊池主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

本案につきまして、条例が可決されましたら、第2条のとおり基金は今後一般会計で定める金額を積立てすることとしておりまして、この後御審議いただく議案第12号の令和4年度の一般会計補正予算のほうで原資として1億円積立ての提案をさせていただくこととなっております。

この1億円につきましては、まず基金造成の第1回目の積立てということで1億円を積立てしました。当該年度につきましては1億円、次年度につきましては活用を図っていく事業を提案させていただくところですが、原資としては一般財源を活用していきたいというふうに思っております。令和4年度の補正予算につきましては、財源としましては、後ほど御説明します地方交付税のほうでちょっと一般財源のほう確保できましたから積み立てるものでございます。令和5年度以降につきましては、今後の事業の組立てにより活用を図っていく

ために必要な費用、また、今考えておりますのは、ふるさと納税の寄附を活用しながら新たな事業の取組のために原資を積立していきたいと考えているところでございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） これに異議があるわけじゃないんですけれども、活用等々含めてお伺いをしたいというふうに思うんですが、今回は1億円、補正予算の中に1億円の積み立てる金額が提案されているんですけども、これ自体が今回は新年度予算との関わりでいえば、子どもたちの保育に関わるゼロ歳から2歳までの無償という形で、そしてそれを基金で積むというような形になっています。

この基金の運用の仕方についてなんですけれども、それはその範囲ということなのか、それとも子育て応援資金というのだから、例えばこれが今後、学校給食の無償支援とか、そういうところにも広げるつもりなのかというのが第1点。

それから2つ目には、今、積立ては今後一般財源でふるさと納税等があればと、今回は地方交付税の関係でお金が出たよという形になっているんですけども、今後、この基金への積立てが十分にできていかないという場合に、そういうこれまでやっていた事業もその積立額によってその応援部分というのが影響するのかなど。そういうことはあってはならないというふうに思っていますが、そんなことは考えていないんだろうと思うけれども、そのところを改めて確認をさせていただきたい。そういう条例なのかということでお伺いをしたいと思います。

○議長（野田省一君） 菊池主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 子育て応援基金の活用につきましては、政策的な部分がございますので、ちょっと資料に基づいてお答えしたいと思います。別に配付しています議案説明資料の、後の議案で活用を図ろうと思っていた資料になりますが、56ページに子育て応援基金活用事業の概要ということで、今後の基金の用途ということ、支援の目的につきまして記載させていただいているところでございます。

令和5年度の当初予算におきましては、活用事業について決定させていただいているところでございますが、資料の2に記載のとおり、今後につきましても、今回は子育て世帯への支援ということですが、子どもへの支援や教育環境の充実の支援というものに活用を図っていきたいというふうに考えております。

財源につきましても、先ほどふるさと納税などを活用してということでお答えさせていた

だきましたが、もちろんスタートした事業を途中で止めるわけにはいきませんので、これから出てくる施策も含めまして、その使途に必要な金額を予算の中で積立てをしていきたいなというふうに考えております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） この子育て応援基金条例ができるということ、本当に私はすごいわかったなと思っています。町長1期目のときから、子育て支援は僕の政策の一丁目一番地ですということずっとおっしゃっていましたので、本当にこの基金をつくるということで、より一層の子育て支援が充実していくのではないかとというふうに私は期待をしているところです。

私、新年度予算の審議できませんので、ちょっとここさつき菊池さんのほうから新年度予算のほうのページが出ていましたので、ちょっと聞かせていただきたいんですけども、昨日もふるさと納税の議論がありましたけれども、町から食のほうに関心が高いというふうな話がありましたけれども、私はずっと申し上げておりますけれども、子育てするならむかわ町だよということを、アピールぜひしていただきたいということを申し上げてきました。それでこの一覧見ると、本当にほかの町はやっていないこともたくさんあるんです、実は、このメニューの中には。だからこれをいろんなふるさと納税でも、こういう事業に活用します、恐竜の卵基金もそうですよね、こういう本当に町の特産物ですね、そういうものをアピールして、そのためにふるさと納税してくださいということを言っていると思うんですけども、どこか北海道の町でもありますよね、子育ての事業のためにふるさと納税をお願いしますみたいなのところがあるんですけども、やっぱりそんなふうにむかわ町もふるさと納税の紹介をするときに、こういうメニューなんか大いに出して行って、このためにぜひふるさと納税をしてくださいというような、そんなふうに仕組みづくりをしていくという考えはありませんか。

○議長（野田省一君） 石川総務企画課課長。

○総務企画課長（石川英毅君） 私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

昨日の一般質問の中でも、私のほうから若干触れさせていただきましたけれども、新年度タウンプロモーション戦略ということで、その中に今議員が言われたようなことも含めて、いろいろな部分でうちのむかわ町をPRしていくと、そういうような戦略プランをつくっていききたいというふうに思っておりますので、その中で整理をさせていただきたいなという

ふうに思っておりますので、御理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第3号 むかわ町子育て応援基金条例案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第7、議案第4号 むかわ町防災会議条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

梅津総務企画課参事。

〔梅津 晶総務企画課参事 登壇〕

○総務企画課参事（梅津 晶君） 議案第4号 むかわ町防災会議条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案につきましては、議案集15ページをお開き願います。

この条例は、災害対策基本法の規定に基づき設置しております、むかわ町防災会議の組織のうち、委員の定数を改正しようとするものでございます。

説明の都合上、別に配付しております議案説明資料集の5ページをお開き願います。

むかわ町防災会議の委員につきましては、条例第3条第5号各号の規定に基づき、現在30名を委嘱しているところでございますが、日本海溝、対馬海溝を震源とする海溝型巨大地震

による被害想定が具体化し、津波緊急避難対策などの防災・減災対策の検討などが必要とされる中、識者のほか、町ぐるみで防災・減災を取り組んでいくに当たり、新たな委員の委嘱が必要になった場合に対応するため、条例第3条第6項中、委員の定数を30人以内から40人以内に改めるものでございます。

議案集15ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、提案理由を御説明申し上げました。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第4号 むかわ町防災会議条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩をいたします。

再開は11時とします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第5号及び議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第8、議案第5号 むかわ町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第9、議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案の2件を一括議題といたします。

議案第5号及び議案第6号の2件について提案理由の説明を願います。

柴田総務企画課主幹。

〔柴田巨樹総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（柴田巨樹君） 議案第5号 むかわ町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

議案書は17ページから、別冊配付の議案説明資料につきましては7ページからでございます。

恐れ入りますが、説明の都合上、議案説明資料7ページ、地方公務員法の改正による職員の定年延長等についてより御説明を申し上げますので、御了承願います。

本件につきましては、全国的に少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少している中、複雑高度化する行政課題に対応していくため、定年年齢の引上げにより、能力と意欲ある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代に知識・技術・経験等を継承しようとするため、国家公務員法等の一部が改正され、地方公務員の定年についても国家公務員と同様に段階的に引き上げられることなどを踏まえた、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、本町におきましても関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、主な改正内容につきまして御説明申し上げます。

1つ目に、定年年齢の引上げに関する規定の整備でございます。

定年年齢を60歳から65歳に段階的に引き上げることとなります。令和5年度から令和13年度にかけて、2年に1歳ずつ定年の年齢を引き上げるものでございます。

また、労務職につきましては、現行の定年年齢63歳を65歳に引き上げ、医療業務に従事する医師につきましては、職務の特殊性や地域の特性により欠員の補充が容易でないことから、現行の定年年齢65歳からを段階的に70歳に引き上げるものでございます。

なお、表中の網掛けをしている年齢がそれぞれ定年年齢となります。

2つ目に、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入でございます。

管理職手当の支給を受けている職員につきまして、勤務上限年齢を設け、管理監督職以外の職とすることで、組織内の新陳代謝を確保して組織活力の維持を図るものでございます。原則60歳で管理監督職を退くこととなりますが、職務の特殊性から、必要に応じて引き続き管理監督職として勤務できる特例について規定をしております。

3つ目に、定年前再任用短時間勤務及び暫定再任用制度の導入でございます。

定年前再任用短時間勤務とは、対象職員の希望によりまして、60歳に達した日以後に最初の4月1日から定年退職日前に退職した職員を短時間勤務の職に採用できる制度になります。

また、定年年齢の引上げにより現行の再任用制度が廃止となりますので、定年の段階的な引上げ期間におきましては、年金受給開始年齢までの継続的勤務を可能とするため、現行の同様の暫定的な再任用制度を設けるものであります。

4つ目に、情報提供・意思確認制度に関する規定の整備についてであります。

60歳以後の任用等に関する情報の提供や、60歳以後の勤務の意思を確認するための規定を設けるものであります。

5つ目に、60歳に達した職員の給与に関する規定の整備についてであります。

60歳に達した日以後の最初の4月1日以後、給料月額を7割水準とするものであります。旧定年年齢が65歳である医師につきましては、この措置の対象外とされております。

次に、議案説明書8ページにお移り願います。

議案第6号につきまして御説明申し上げます。

先ほど御説明申し上げました第5号議案に関連いたしますが、地方公務員法の一部改正に伴い改正が必要となります条例を改正するための整備条例となります。改正が必要となります条例が8つの条例に及びますので、それぞれ条建てで改めるものでございます。

3番、改正する関係条例でございますが、第1条は公益的法人等へのむかわ町職員の派遣等に関する条例につきまして、公益的法人等に派遣できない職員として定年条例に定める異動期間を延長された管理監督職員を加えるものであります。

第2条は、むかわ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきまして、引用してあります地方公務員法の条項を改めるものであります。

第3条は、むかわ町職員の分限についての手続及び効果に関する条例につきまして、いわゆる役職定年に達したことによる管理監督職以外の職への転任に係る降給を、分限処分の1つとして加えるものであります。

第4条は、むかわ町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例につきまして、懲戒処分時の給料減額について処分の発令後に給料月額が変動した場合の取扱いを定めるものであります。

第5条は、むかわ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきまして、引用している地方公務員法の条項を改めるほか、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制度が導入されることに伴い、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものであります。

第6条は、むかわ町職員の育児休業等に関する条例につきまして、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員として、異動期間を延長された管理監督職員を追加するほか、前条に同じく再任用短時間勤務職員を、定年前再任用短時間勤務職員に改めるものであります。

第7条、むかわ町職員の給与に関する条例につきましては、再任用職員及び再任用短時間勤務職員を、定年前再任用短時間勤務職員に改めるほか、附則におきまして、先ほど説明資料7ページの主な改正内容の(5)で御説明申し上げました、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、職員の給料月額を7割水準とする規定を設けるものであります。

第8条は、むかわ町職員の再任用に関する条例につきまして、暫定再任用職員の任用に係る規定を、むかわ町職員の定年等に関する条例の改正附則に定めることとして、当該条例を廃止しようとするものでございます。

最後に、条例の施行期日でございます。

議案第5号及び議案第6号ともに、令和5年4月1日から施行するものでございますが、情報提供・意思確認制度に関する規定につきましては、公布の日から施行するものでございます。

なお、説明資料9ページ以降は、各条例の新旧対照表となっておりますので、後ほどお読みいただければと思います。

以上、議案第5号及び議案第6号につきまして、提案内容を御説明申し上げます。よろしく御審議・御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第5号について質疑ありませんか。

10番、小坂議員。

○10番（小坂利政君） 大卒でお話をさせていただきたいと思いますが、議案の第5号、第6号、職員、公務員の権利に関する条例というふうに私ども理解しております。新たな権利がここでは与えると、定年延長ということも含めてあるわけであります。これは町民にとって町の職員というのは大きな財産でもありますし、よりどころとして尊重しなければならないそういう立場でもあります。

近年、霞ヶ関の高級官僚も含めてでありますけれども、公務員の成り手が非常に少ない、したがって優秀な人材を確保するという点では、かつてに比べて相当落ちているという話も聞きます。地方行政にあっても多少なりともそういう影響もあるのかなど。道庁辺りに聞いても、入ってもすぐ辞めると、優秀な人材はほかに行っちゃうというような現象もあるようにも聞いております。当町においてはそんなことあまりないだろうと思いますが、やはり優秀な人材を採用し、町民のために奉仕をさせるというのが町としての義務でありますし、我々もそれを期待したいと思っておりますが、ここで新たに権利が、5年間の延長というふうな権利が発生します。イコール嫌でもよくても悪くても延長するということであります。よい延長であればこれは歓迎しますが、しかし権利だけを主張するそういう体制が、町民の一人としてここでやっぱり心配をしておかなきゃならないだろうと。

そういう面からいくと、採用時、永遠と続く制度でありますから、これから先の職員として採用するとき、心構えとしてこれを加味したやはり優秀な人材を、採用時からこの延長することを念頭に置いたそういう体制づくりも、私は同時に必要だろうと。そういうふうにして、私も職員を採用する立場でありますので、そういうときにもやっぱり延長ということは後々の事業にも影響しますし、町全体にも影響する、そういったことも置き換えれば、そういうことも懸念されますので、新しい制度、採用する機会にはやっぱりそういうこともきちっと議論を深めた中で、職員の中でも議論を深めた中で、そういう体制も構築をしながら私はやっていただければというのは、この制度に当たっての基本的な考え方が、もし多分町長は考えておられるんだと思いますが、ずっと続くわけであります。

新たな権利の発生ということで、義務を果たさないで権利の主張ということは私は避けるべきだなという、今あるから言っているんじゃないです、将来心配するから言っているだけの話であって、そういうところも含めた体制づくりを、町長のほうからも一言いただければと思っております。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） これは今、国を越えての事変だとか、そして全国においても人口減少

化というのが続いているかと思えます。この人口減少化をいかに生き抜くのかというのが、それぞれ人材の確保であり、確保した人材をどう育てていくのか、そして町にも関わりを持ってもらえるのか。そして、今小坂議員が言われたように、権利が発生したからというのではなくて、言わずもがなですけれども、公務員、住民皆さんの奉仕者であるんだといったところのしっかりとした義務を果たしていくんだよといったところも含めながら、採用時において、さらには今いる職員においても御案内のとおり、もう震災から5年の今回節目をたつよ、たちますよといったところで、構成も当時関わってきた震災を知っている人間が、もう今、約六、七割になっているといったところを踏まえながら、うちの起点は防災起点ですよ。防災に関わるということでまちづくりにもつなげていくんだよといったところも含めながら、戻しますけれども、人材確保、人材の育成、そしてあくまでも住民の皆さんの奉仕の理念、こういったところも含めながら、採用時においても努めていければなと思っております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 5号、6号とまたがるかもしれませんが、2つほど伺いたいというふうに思います。

1つは、定年延長ということになっていくわけでございまして、本町として職員の想定数そのものはどんなふうになっていくのかな、その辺の見通しを伺っておきたいというふうに思います。延長した分、延長になった職員が出た部分、新たな採用は控えるとか、そういうふうなことになるのかどうか、それらを含めて伺っておきたいというのが1つであります。

それから、再任用、この辺がよく分からないんです、現行再任用から暫定再任用への移行というようなことで、これはあくまでも今やっている、今年定年になった場合に残ってやっている人たちのことを言っているだけなのか、それとも、一般に任用職員というのがおられますけれども、そこら辺のところとは関わりはどうかというのが1つ。

それから、あわせて実際の任用職員として非常に低賃金で働いてこられる皆さんの状況というのは、この状況の中ではどんなふうに変化していくんだろうかと。そこらの処遇も含めて対応するというところになっているのかどうか含めて伺いたい。

○議長（野田省一君） 柴田主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君） 北村議員の御質問にお答えをしたいと思います。

初めに、職員数定員管理の見通しという部分になるかと思いますが、先ほど定年延長とい

うことで、2年に1歳ずつ引上げになると。これは退職者も毎年ではなくて2年ごとに退職者が出るという形になります。当然退職者が出ない年と出る年がございますので、新規採用職員の採用数につきましても一定程度退職者との見合いというのも毎年度計画する必要があると思います。

それと、総体的な定員につきましては、まだ条例に、すみません、今ちょっと正確な数字は押えておりませんが、決められている定員にはまだ達しておりませんので、退職者と新規採用とのバランスをうまく図りながら、組織がうまく回るように、住民にサービスが提供できるように、今後も定員管理には努めていきたいと考えてございます。

再任用の関係でございますが、こちら退職後65歳まで再任用として働くことができるということでございまして、現在の再任用と今回の改正する暫定再任用につきましては、基本的には中身は一緒でございます。

以上でございます。

○議長（野田省一君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 私が伺ったのは、再任用だけではなくて、今の現行の任用職員がいますよね、いわゆる一般職にはならないという形で働いていただいている方々。こういう人たちの関わりは、今後どうなっていくんだろうかということなんです、お聞きしたいのは。実際問題でいえば、この庁舎内の仕事のかなりの部分をそういう一般職とは違う任用職員の皆さんにやっていたらという状況いっぱいあると思っているんです。ですから、そこら辺も含めて職員の在り方というのは考えていかなきゃならないという、そういう時期だろうと思っているんですけれども、それらも含めて伺っておきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 柴田主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君） 失礼いたしました。

会計年度任用職員になるかと思えます。こちらにつきましては、いわゆる常勤の一般職員とは別に、今うちの町は100名を超える会計年度任用職員任用していますが、ここにつきましては、定年延長が延びて、例えば職員の総体数が増えたとしても、会計年度を減らすという考えは、今ございません。町における事業の中で、やっぱり職員だけではやっぱりカバーできない部分もございます。現在も新たな新年度に向けて会計年度任用職員の募集も行っておりますので、一旦、この制度とは会計年度任用職員は別ですが、引き続き町の業務には当たっていただくことで考えてございます。

○議長（野田省一君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 私は一般職の皆さんが定年延長になっていくというのは、これは時代の趨勢といえますか、今皆さんが寿命もどんどん延びておりますから、当然のことだというふうには思っております。だからそれはそれでよろしいのですが、それと同時に、今全国的にもそうですけれども、一般の職員と同時に今言われた会計任用職員ということで、いわゆるそういう安く雇えるといえますか、そういう人たちがどんどん増えてきているというのも今の仕組みの中なんです。ですからやっぱりそのところの人たちに日が当たるようなことになっていかないと、先ほど町長が答弁されたように人材確保ということとも関わって、やっぱり将来的には大変なんだろうなと思っています。それはお金のかかる問題ですから簡単にはいかないということにはなるんでしょうけれども、やっぱりそういう会計任用職員の皆さんなんかの職も併せて改善するなり、そこが職員の中に入れていきなりという形がつくられていくべきだというふうに私は思っています。そういう状況からいえば、その辺の見通しというのはどういうふうに考えているのかということをも改めて伺っておきたいと思うところでございます。

それから、もう一つ、これはちょっと分からないので教えてください。7割の賃金になるというのは、60歳過ぎたら7割の賃金になっちゃうということで理解すべきなのかどうか、ちょっとここだけ確認させてください。

○議長（野田省一君） 柴田主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君） まず、会計年度任用職員さんの処遇関係でございますが、こちらにつきましては、特別うちの町だけがどうこうという制度ではございません。一律に国のほうで示されたもので給与の額とかは決めてございます。実際、会計年度任用職員さんのほう、一会計年度ずつの雇用になるものですから、いわゆる一般職員みたいに、ずっと定年までという制度ではございません。ただ、最近話題になっております雇い止めの関係なんかもございまして、国のほうで今接遇、処遇の関係も今見直しをしようとしてございますので、我が町としてもその情報は入手しながら、必要な措置というのは今後も講じてまいりたいと思います。

それと、給与の7割水準につきましては、60歳を迎えましてその次の初めてくる4月1日から、60歳になっているときの給与月額を7割にしますということで、基本的にはお医者さんを除く全職員が、60歳を超えた最初の4月1日から7割になるというものでございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） この表を見ていてちょっと理解ができないのでお伺いするんですが、例えば、今年3月で一応60歳になって、職員の方が中にもいらっしゃると思うんです、むかわ町にも。その方は、この施行は4月1日からですから、対象になるのかならないのか、副町長は頭振っていますが、その辺なるのかならないのか。結局、来年度3月に退職する方々がこの対象になるということでもいいのかどうか、それだけ確認させてください。

○議長（野田省一君） 柴田主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君） 申し訳ありません、表の見方が私もちょっと難しいんですけども、まず初めに、この3月で退職をされる方はこれには該当はしません。表の見方としましては、令和5年度中に60歳を迎える方、本来であれば次の年の3月31日が、今までで言う定年になるんですけれども、今度61歳を定年としますのもう一年長く働くこととなります。以降、生まれた年ごとに1歳ずつ延びていくこととなりますので、今年度の方は対象にならず、次年度以降1年、またその次の方について62歳までとなりますので、さらに長く働くということで、最終的には令和13年度で65歳が定年となります。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第6号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第5号について、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第5号の討論を終わります。

次に、議案第6号について、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第6号の討論を終わります。

これから議案第5号、議案第6号の2件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第5号 むかわ町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案を採決

します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第10、議案第7号 むかわ町立学校設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木生涯学習課長。

〔佐々木義弘生涯学習課長 登壇〕

○生涯学習課長（佐々木義弘君） 議案第7号 むかわ町立学校設置条例の一部を改正する条例案の御説明をさせていただきます。

議案書39ページをお開き願います。

本一部改正条例案は、宮戸地区にございます、むかわ町立宮戸小学校が今年度いっぱいをもって閉校し、むかわ町立鶴川中央小学校に統合することに伴い、所要の改正を行うものがございます。

説明の都合上、議案説明資料の43ページの新旧対照表をお開き願います。

第2表の別表から、「むかわ町立宮戸小学校」の項を削るものがございます。

議案書39ページにお戻り願います。

本一部改正条例は、令和5年4月1日から施行しようとするものがございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第7号 むかわ町立学校設置条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第11、議案第8号 むかわ町博物館設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

櫻井経済恐竜ワールド戦略室主幹。

〔櫻井和彦経済恐竜ワールド戦略室主幹 登壇〕

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（櫻井和彦君） 議案第8号の提案理由を説明いたします。

むかわ町博物館設置条例の一部を改正する条例案でございます。

議案書は41ページ、説明資料は43ページを御参照ください。

こちらは、むかわ町博物館設置条例（平成18年むかわ町条例第90号）の一部を次のように改正するものであります。

第1条中、「第18条の規定に基づき」を「第2条第1項に規定する博物館として」に改め

ます。

第8条第1項中、「第20条」を「第23条」に改めます。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

こちらは、博物館法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行うものになります。

博物館法（昭和26年法律第285号）が、令和4年4月15日に改正され、令和5年4月1日から施行されるものに伴います。

むかわ町穂別博物館設置条例第1条の根拠としております、博物館法第18条設置が削除されたことによりまして、博物館法第2条第1項博物館の定義に基づくものに改正するものがあります。

同じく、第8条博物館協議会の設置の改正につきましては、引用の条ずれに対応するものでありまして、内容の変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第8号 むかわ町博物館設置条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第12、議案第9号 むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

小坂町民生活課主幹。

〔小坂僚介町民生活課主幹 登壇〕

○町民生活課主幹（小坂僚介君） 議案第9号 むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書43ページ、議案第9号をお開き願います。

この改正は、健康保険法施行令の一部改正により、出産育児一時金の支給額について所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、議案説明資料47ページ、議案第9号資料の新旧対照表をお開き願いたいと思います。

改正部分でございますが、第4条第1項中、出産育児一時金として支給する金額「40万8,000円」を「48万8,000円」に改正するものでございます。

議案書の43ページの、議案第9号へ戻っていただきたいと思っております。

附則において、この条例は、令和5年4月1日から施行し、施行の前に出産した被保険者に係るむかわ町国民健康保険条例第4条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第9号 むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第13、議案第10号 むかわ町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

江後経済建設課参事。

〔江後秀也経済建設課参事 登壇〕

○経済建設課参事（江後秀也君） 議案第10号 むかわ町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書45ページをお開き願います。

本条例は、子育て支援住宅の入居資格要件を見直し、所要の改正を行うものでございます。

これまでは、子育て支援住宅の入居資格要件は、同居者に中学校修了前の扶養家族が2人以上いるものとしておりましたが、本町における特殊出生率が1.45人中、出生率の現状に合わせ、子育て支援住宅の入居資格条件の改正をするものでございます。

今回の改正で、中学校修了前扶養親族数を2人から1人へ改正することにより、入居資格条件を緩和し、子育てに係る住環境の充実を図ることを目的としております。

本条例中、第2条第1項第4号中における扶養親族数を「2人以上」から「1人以上」に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行日を令和5年4月1日としております。

以上、提案理由の説明を終わります。御審議、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 条件が緩和されるということで、申込みが増えたらいいなと思っ
ているんですけども、現在空き室になっているのは何戸あるのか、それから、1人にするこ
とによって、見込まれるというか、そういうものあると思うんですけども、その2つにつ
いて伺います。

○議長（野田省一君） 江後参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

これまで、令和5年2月の状態でしたが、子育て支援住宅の空き状況、3戸ござ
いました。随時募集をしてきた中で相談がありまして、子ども1人しかいないんだけども
入れないのという声はかなりありまして、それで今回施行方針のほうでもお示したんです
けれども、子育て環境の充実、また、特殊出生率の現状に見合わせた中で、ここの住宅の入
居要件を緩和することによりまして、子育て環境が向上するところを見越したところ
でございます。

ただ、その後、3月に2軒入りまして、現在空き家は1軒でございます。

以上でございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第10号 むかわ町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例案を採決
します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第14、議案第11号 むかわ町起業支援等資金貸付条例を廃止する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山木経済建設課主幹。

〔山木美幸経済建設課主幹 登壇〕

○経済建設課主幹（山木美幸君） 議案第11号 むかわ町起業支援等資金貸付条例を廃止する条例案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書47ページをお開きください。

起業支援等貸付制度につきましては、起業を行う際に融資を受けづらいなどの事業者からの相談を受け、地場産品創出事業をスタートとし、ステップアップしていく支援策として平成23年4月に事業を開始しました。起業に対する国等の支援の充実、町としては、企業力向上促進事業として支援の充実が図られてきていることから、貸付制度を廃止するため、当該条例を廃止するものです。

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

以上、提案理由の御説明を申し上げます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第11号 むかわ町起業支援等資金貸付条例を廃止する条例案を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、しばらく休憩いたします。

再開は午後1時30分とします。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時30分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第12号から議案第18号までの一括上程、説明、質疑、討論、
採決

○議長（野田省一君） 日程第15、議案第12号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第13号）から、日程第21、議案第18号 令和4年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）までの7件を一括議題といたします。

議案第12号から議案第18号までの7件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

〔菊池 功総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第12号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第13号）から、議案第18号 令和4年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）まで、一括して御説明申し上げます。

議案書は49ページをお開き願います。

初めに、議案第12号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第13号）につきまして御説明申し上げます。

本案は、歳出におきましては、新たな補助金の内定、燃料費、電気料金高騰による予算の追加がございますが、各事務事業の年度内の実績、執行見込みからの整理、歳入におきましては、企業版ふるさと納税を追加するほか、国・道支出金及び町債は、歳出で補正する各事務事業の特定財源の調整、町税から使用料及び手数料、財産収入から諸収入までの一部を除いては年度内の収入見込みからそれぞれ整理する内容となっております。

この後説明する議案を含めまして、追加する項目を中心に御説明申し上げます。

議案書1条ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億3,935万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ101億8,857万5,000円とするものでございます。

補正する款項及び補正後の金額につきましては、議案書50ページからの第1表歳入歳出予算補正となっております。

議案書は57ページをお開き願います。

第2条継続費の補正の件、第2表継続費の補正でございますが、令和4年第2回定例会におきまして議決いただき、令和6年度までの事業として進めてございます、穂別地区地上デジタル放送公開に係る地域情報通信施設整備事業におきまして、執行額の確定に伴う総額の減額と合わせ、令和4年度は機器調達が必要な事業でございましたが、半導体不足や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により機器調達に遅れが生じていることから、整備に係る実施年度の見直しが必要となり、年割額を変更するものでございます。

次に、議案書58ページをお開き願います。

第3条繰越明許費の補正の件、第3表繰越明許費補正でございます。

まず、追加につきましては、2款、本庁分地域情報施設管理運営事業につきまして、支障となる光通信ケーブルの移設工事を国営かんがい排水整備工事の進捗状況に合わせ施工する必要があり、年度内の竣工が難しいことから繰越し設定を行うもの、穂別総合支所分、地域情報施設管理運営事業につきましては、穂別地区通信ネットワーク機器が半導体不足から年度内の納品が難しくなったとの事業者からの申出があり、繰越し設定を行うもの、マイナンバーカード普及促進事業につきましては、令和5年2月17日付でマイナポイントの申込期限が5月31日まで延長されたことを受け、本町におきましても、さらなるマイナンバーカードの普及促進及び地域経済循環を図るため、3月末までとしている交付者に金券3,000円給付する本事業を継続するため、繰越し設定を行うもの、5款、担い手確保・経営強化支援事業につきましては、農業者の機器等整備に対する道間接補助金が令和5年2月に採択され、本予算で予算を追加しますが、事業完了が令和5年度となることから、繰越し設定を行うもの、農業基盤整備事業につきましては、道営土地改良事業に係る農家負担軽減を図るための特別対策、次世代農業促進生産基盤特別対策事業におきまして、国及び道の事業推進に伴い、令和4年度で事業が採択され本補正で予算を追加しますが、既定額の一部を含め事業の実施が5年度となるため、繰越し設定するものでございます。

次に、変更につきましては、令和4年8月の大雨に係る各施設の災害復旧事業4件につきまして、既に設定済みの繰越明許費を本年度執行に係る予算の整理をした後、施行内容によ

り計画及び調査に時間を要することから、年度内の竣工が困難な箇所などに係る内容を整理するものでございます。

次に、議案書59ページをお開き願います。

第4条地方債の補正の件、第4表地方債補正でございますが、各事業の実績見込みから限度額を廃止、変更するものでございまして、アイヌ住宅新築資金等貸付事業債は、年度内の貸付け時執行がないことから廃止、道路橋りょう災害復旧事業債及び公園施設災害復旧事業債のみが追加で、ほかの事業債は執行実績により減額するものでございます。

各事務事業に係る補正の内容につきまして、説明の都合上、別に配付してございます令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第13号）に関する説明書により御説明申し上げます。

3ページの歳入から御説明申し上げます。

1款町税2,542万2,000円の追加につきましては、2項固定資産税において償却資産の年次低減及び資産減失により当初見込みより収納額は減少するものの、1項町民税においては、前年度所得が当初見込みから増加及び修正申告により増加、法人税においては修正申告により増加、4項たばこ税においては、町内販売本数の増加が見込まれるものでございます。

4ページ、2款地方譲与税につきましては、森林環境譲与税の交付見込みに基づき、334万円4,000円追加するものでございます。

9款地方特例交付金につきましては、保育士等処遇改善臨時特例交付金に係る受入れ科目の適正を図るため減額、同額を14款国庫支出金で追加するものでございます。

10款地方交付税2億3,327万9,000円の追加につきましては、普通交付税の確定額が39億3,327万9,000円となったことから、既定額38億円との差額1億3,327万9,000円を追加、特別交付税においては、12月交付確定額から年度における交付総額を5億円と見込み、既定額との差額1億円を追加するものでございます。

12款分担金及び負担金につきましては、5ページに記載の学校給食負担金及び畜産担い手育成総合整備事業負担金の減額などにより、1,020万6,000円減額となるものでございます。

13款使用料及び手数料につきましては、それぞれの事業での決算見込みによる補正をするもので、情報通信施設使用料及び公営住宅使用料などの減額により404万円減額となるものでございます。

14款国庫支出金につきましては、各事業の実績見込みによる整理で増減がございまして、全体で5,362万7,000円の減額となっております。その中でも7ページ上段の保育所運営費国庫負担金は、認定こども園等における保育実績に基づき433万7,000円、中段の新型コロナ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、令和4年1月以降に執行した事業に係る地方負担分に対する交付金が決定したことから344万5,000円、下段の保育士等処遇改善臨時特例交付金は、先ほど御説明しましたとおり適正な歳入科目で受入れたことから303万8,000円を追加するものでございます。

8ページから11ページまでの15款道支出金につきましては、国庫支出金同様、各事業の実績見込みによる整理で増減がございますが、全体で1,875万1,000円を追加するものでございます。その中でも8ページ下段、保育所運営費道負担金は国庫負担金と同じ理由で398万6,000円、9ページ上段、権利擁護人材育成事業補助金は成年後見支援センター事業に係る負担金に対して、当初見込みを上回る補助金が確定したことから114万円、9ページ上段と中段、また、10ページ中段と受入れの目、節は異なりますが、地域づくり総合交付金は、まちなか再生、地球温暖化対策実行計画策定、エゾシカ駆除事業に係る交付金の内定により合わせて417万円、10ページ上段、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金520万円、担い手確保・経営強化支援事業補助金3,175万1,000円は、繰越明許費補正で御説明しました事業に係る財源として追加するものでございます。

11ページ、16款財産収入につきましては、定期預金の利率が見込みより低利であったことに伴う減額はございますが、職員住宅に係る建物貸付料、光ネットワーク回線等貸付料、12ページ下段の町有林造林事業に係る間伐材、皆伐立木の売払いの実績、また、13ページ上段、国営事業における河川工事における用地を売払いしたことから、全体で854万9,000円追加するものでございます。

13ページ、17款寄附金につきましては、指定寄附金が令和4年第4回定例会以降13件、1,330万円の申出があり採納したことから追加する一方で、一般寄附金はふるさと納税が当初見込みより1,366万7,000円減額、合わせて36万7,000円の減額となるものでございます。

企業版ふるさと納税を採納した13件のうち、意向により公表可能な範囲で芳名を御報告いたします。健康で生き生きとした暮らしを創る事業に対する申出が1件ありまして、母子保健推進事業、不妊治療助成事業で活用するものとし、苫小牧市、株式会社錦戸電機、代表取締役、大滝力緒様から申出があり100万円を採納してございます。安心・快適な生活環境を創る事業に対する申出が2件ございまして、いずれも防災対策事業に活用するもので、1件目は、札幌市、上山試錐工業株式会社、代表取締役、上山弘様から10万円を採納、2件目は、札幌市、株式会社セイコーマート、代表取締役社長、赤尾洋昭様から申出があり採納してございます。次に、みんなで支え合い明るい未来を創る事業に対する申出が10件ございまして、

いずれも復興拠点施設等整備事業で活用するものとし、1件目は、苫小牧市、岩倉建設株式会社、代表取締役、鈴木泰至様から500万円、2件目は、千歳市、株式会社クラーク総合通商、代表取締役、廣田勝年様から10万円、3件目は、岩見沢市、株式会社フェイス技研、代表取締役、本田忠様から100万円、4件目は、苫小牧市、菱中建設株式会社、代表取締役社長、山崎啓二様から150万円、5件目は、東京都、東映株式会社、代表取締役社長、多田憲之様から採納してございます。6件目は、苫小牧市、株式会社進興工業、代表取締役、大上正一様から採納してございます。7件目、札幌市、北陽ビジネスフォーム株式会社、代表取締役、岡部信吾様から採納してございます。8件目は、札幌市、ダイシン設計株式会社、代表取締役、本多弘幸様から採納してございます。9件目は、苫小牧市、株式会社建章、代表取締役、佐藤弘様から採納してございます。10件目につきましては、企業の意向によりお名前の報告は控えさせていただきます。報告した13件の指定寄附金につきましては、歳出3事業におきまして財源振替を行い、今年度中に活用を図らせていただきます。

続きまして、18款繰入金につきましては、各充当事業の確定、決算見込みにより基金繰入金を整理したものでございまして、14ページ、15目ししゅもふ化場の光熱水費の財源とするししゅもふ化事業推進基金につきましては、100万円を追加するほかは全て減額するもので、全体で3億1,764万5,000円の減額となるものでございます。

14ページ、19款繰越金につきましては、これまでの補正予算で未計上となっております2,349万9,000円を追加するものでございます。

20款諸収入につきましては、15ページに記載の宝くじ交付金の確定、工事移設補償費は令和4年第4回定例会補正予算（第12号）で追加した国営かんがい排水整備工事に係る支障光通信ケーブル移設工事に対する補償費が確定したことに伴い、こちらは繰越明許費の財源となるものでございます。

中小企業振興融資貸付金等大きな減額に伴いまして、20款全体では5,488万9,000円減額となるものでございます。

21款町債につきましては、各事業の確定に伴う、借入限度額の追加、減額はございますが、地方債補正で御説明しました2つの災害復旧事業債で追加があるものの、全体で2億838万2,000円減額となるものでございます。

続きまして、17ページからの歳出につきまして御説明申し上げます。

1款議会費につきましては、議員改選期に伴う在職期間率適用に伴う期末手当、基準日の議員数による共済会負担金の減額により、全体で490万4,000円減額となるものでございます。

2款総務費につきましては、一部の施設における光熱水費、ふるさと納税の寄附者の意向に伴い、後年度以降の事業に活用するため基金原資積立金などを追加いたしますが、年度末における整理、継続費補正で御説明申し上げました穂別地区地上デジタル放送公開に係る地域情報通信施設整備事業が大きく減額することから、1億6,676万3,000円減額となるものでございます。

2款におきまして、基金積立金以外で追加する事務事業及びその内容につきまして説明します。

18ページの下段から19ページにかけての83番、ふるさと納税運営事務においては、歳入で御説明したとおり、歳入見込みは減少する一方で、寄附件数が増加していることから、特産品の返礼に係る費用として115万円を追加、20ページの中段でございます、180番、財政調整基金積立金におきましては、令和3年度末の現在額が当初見込みを上回ったことから、利子積立金69万2,000円を追加、電気料高騰に伴い光熱費を追加する事業につきましては、18ページ中段、60番の2、穂別総合支所庁舎管理事務で100万円、21ページ、225番の2、穂別総合支所地域情報施設管理運営事務で80万円、ページは飛びますが26ページ、393番、穂別町民センター管理運営事務で60万円となっております。

また、2款において、新たに基金原資の積立てを追加するものにつきましては、まず、20ページ、200番、基本基金積立金につきましては、町有林の造林事業の実績、間伐材等の立木売払い収入による財源充当差額を積立てするもので795万3,000円の追加、23ページ、300番、地域振興基金積立金781万7,000円、305番、未来担い手基金積立金651万2,000円、306番、恐竜の卵基金積立金661万4,000円につきましては、いずれもふるさと納税寄附者の意向に沿って後年度以降活用するために、新たに積立てを予定するものでございます。

続きまして、30ページの3款民生費につきまして御説明申し上げます。

608番、アイヌ政策推進交付金事業におきましては、本年度両地区においてアイヌ文様のラッピングバスを整備する予定でしたが、感染症の影響などにより年度内の車両納品の見通しが立たなかったことから、国の交付金規定に基づき整備を令和5年度に変更するため2,093万6,000円を減額、35ページ、950番の2、穂別地区発達支援センター事業におきましては、本年度予定していました建物塗装工事を令和5年度に変更するため747万1,000円減額するほか、各事務事業における年度末の整理により減額となっております。

3款におきまして、追加する事務事業及びその内容につきましては、まずは33ページ、820番、国民年金一般事務で21万7,000円、また、34ページ、917番、子育て世帯生活支援特

別給付金支給事業で100万円につきましては、令和3年度の事業実績に伴う補助金等の返還でございます。

34ページ、910番、児童福祉一般事務におきましては、障害者通所給付費の年度内の執行見込みの増加に伴い70万円、912番、子育て応援基金積立金におきましては、議案第3号で議決をいただきました子育て応援基金の創設に伴う原資積立金1億円、35ページの925番、こども園運営支援事業におきましては、当初見込みから園児数の増加及びコロナ対応利用に係る負担金が769万9,000円追加することから、3款全体では1,976万7,000円を追加するものでございます。

続きまして、36ページの4款衛生費につきまして御説明申し上げます。

こちらは、37ページ、1040番、予防接種事業で6万3,000円、1041番、感染症対応ワクチン接種事業で1,038万1,000円につきましては、令和3年度の事業実績に伴う補助金の返還でございます。

39ページの1060番、環境保全対策事業におきましては、環境審議会の開催回数の増加に伴い、委員等報酬で6万6,000円の追加がございますが、4款全体といたしましては、各種健診事業、予防接種事業などの減額により、全体で1,947万2,000円減額となるものでございます。

40ページからの5款農林水産業費につきましては、41ページ、1210番、地域農業推進事業におきまして、こちらは繰越事業となります農業者への機器等整備に係る担い手確保・経営強化支援事業補助金で3,175万1,000円、42ページの1280番、農業基盤整備事業におきましては、国・道の事業進捗、既定予算額の一部を繰越しとなります道営水利施設等保全高度化事業に係る負担金で1,040万円を追加、また、44ページ、1419番、森林環境譲与税基金積立金においては、今年度の事業実績に伴い、次年度以降の活用を図るため原資積立金を767万4,000円追加、また、電気料高騰に伴い光熱費を追加する事業につきましては、下段の1300番、穂別ダム管理事務で13万8,000円、46ページになります、1461番、ししゃもふ化場管理運営事務で110万円となっておりますが、農業振興事業及びししゃもふ化場の整備事業の実績に伴いまして、5款全体としては981万4,000円の減額となるものでございます。

続きまして、6款商工費につきましては、1480番、商工業振興対策において、年度内の融資実績により中小企業振興融資貸付金を600万円減額、48ページ、1595番、地域おこし協力隊支援事業において、当初予定から隊員の減少及び新規に起業する隊員がいなかったことから2,637万9,000円の減額など、款全体で9,057万8,000円の減額となるものでございます。

なお、6款において予算を追加するものにつきましては、47ページに記載の1500番、産業会館管理運営事務の燃料費32万2,000円のみとなっております。

続きまして、49ページの7款土木費につきまして御説明申し上げます。

まず、50ページ、1630番、除雪対策事業において、年度内の稼働見込みから委託料を1,104万円追加するほか、1640番、町道整備事業における委託料及び工事、51ページの1750番、町営住宅維持管理事務における維持補修及び解体工事の実績などにより、7款全体では2,751万4,000円の減額となるものでございます。

52ページの8款でございます。

消防費につきましては、1770番、胆振東部消防組合運営事務における負担金の精算などにより、2,506万2,000円の減額となるものでございます。

53ページからの9款教育費につきましては、教育施設における燃料費及び光熱水費、ふるさと納税の寄附者の意向に伴い後年度以降の事業に活用するため、基金原資積立金のほか、年度内の執行見込額の増加により、まず56ページの1990番、小学校就学援助事業におきまして60万5,000円、57ページ、同じく中学校の就学援助事業において19万6,000円を要保護及び準要保護生徒援助費として追加いたします。そのほかの事務事業では、年度末の整理によるもので9款全体としては1,341万9,000円減額となるものでございます。

9款において、燃料費及び光熱水費を追加する施設等について御説明します。

まず、小学校につきましては1,132万6,000円、中学校につきましては476万円、鶴川体育館につきましては48万9,000円、穂別スポーツセンターにつきましては168万7,000円、田浦球場で6万6,000円、ゲートボール場で11万1,000円、スケートセンターで17万円、スキー場で9万1,000円、学校給食センターで100万円となっております。

また、9款において新たに基金原資を積立てする事業につきましては、55ページの1857番、鈴木章記念事業推進基金積立金に651万2,000円、58ページ、2160番、生涯学習推進基金に194万2,000円、こちらはいずれもふるさと納税の寄附者の意向に沿って後年度以降活用するため、積立てを予定するものでございます。

66ページの中段でございます。

10款公債費につきましては、前年度許可債までの借入れを含め、元金及び利子の確定、借入状況に係る利率を見直したことに伴いまして、元金で62万9,000円の追加、利子で8万4,000円の減額となるものでございます。

66ページ下段から67ページにかけては、11款諸支出金でございます。下水道事業会計補助

金及び上水道事業会計出資金は、事業実績により減額となるものでございますが、上水道事業簡易水道等事業における動力や維持補修等の増加に伴う補助金を518万6,000円追加、また、指定管理者である厚生連の前年度会計分決算を受け、損失額が7,774万5,000円と確定、その他事業分と合わせ病院事業会計の補助金を8,292万7,000円追加、11款全体としましては7,823万円を追加するものでございます。

12款給与費につきましては、年度末における整理、一般職給職員手当等で合わせて4,605万9,000円減額となるものでございます。

68ページ、13款災害復旧費につきましては、繰越し事業分を含み各事業に係る復旧内容等の執行見込額を整理、全体で3,430万8,000円減額となるものでございます。

以上で、議案第12号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第13号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の説明に移らせていただきます。

議案書は61ページをお開き願います。

本案は、保険事業勘定補正予算（第4号）及び直診勘定補正予算（第3号）でございまして、事業勘定につきましては、直診勘定に係る特別調整交付金僻地診療施設運営費分の確定に伴い歳入歳出の調整、直診勘定につきましては、歳出におきまして各事務事業の執行見込みによる整理、歳入におきましては、診療収入見込み、僻地診療施設運営に係る保険事業勘定からの繰入れ等を含む財源の整理となつてございます。

第1条でございまして、保険事業勘定における既定の歳入歳出の総額からそれぞれ415万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ11億7,368万9,000円に、第2条ですが、直診勘定における既定額の歳入歳出の総額からそれぞれ4,301万3,000円減額し、歳入歳出それぞれ3億9,040万1,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正後の金額は、保険事業勘定は議案書の62ページからの第1表歳入歳出予算補正、直診勘定は議案書64ページの第2表直診勘定歳入歳出予算補正となつてございます。

説明の都合上、別に配付してあります保険事業勘定補正予算説明書、こちら（第5号）により御説明申し上げます。

令和4年度むかわ町国民健康保険予算（第5号）に関する説明書（保険事業勘定第3号）の5ページをお開き願います。

歳出から御説明申し上げます。歳出につきましては、6款基金積立金におきまして、基金

利子積立金 3 万円を追加、7 款他会計補助金につきましては、診療運営に係る特別交付金が当初見込みを下回ったことにより直診勘定への繰出しが418万4,000円減額となるものでございます。

3 ページにお戻りいただきまして、歳入について御説明申し上げます。

1 款国民健康保険税につきましては、課税基礎となる被保険者の前年所得が見込みを上回ったことから、現年課税分保険税で787万3,000円、収納実績見込みから滞納繰越分を60万円、合わせて847万3,000円、4 款財産収入につきましては、積立てする基金の利子の収入見込みにより 3 万円、6 款繰越金につきましては、これまでの補正で未計上となっておりました繰越金を予算化するため117万5,000円、7 款諸収入につきましては、滞納繰越分納付に係る延滞金を実績見込みにより47万8,000円追加するものでございます。

3 款道支出金につきましては、僻地診療所運営費に係る特別交付金が418万4,000円減額、5 款繰入金につきましては、一般会計繰入金は世帯数及び被保険者の減少に伴う保険基盤安定繰入金など当初見込みを下回ったことにより206万3,000円、基金繰入金は保険税等の増額に伴い、後年度以降に活用を図るため806万3,000円、合わせて1,012万6,000円減額となるものでございます。

続きまして、直診勘定の補正の内容について御説明申し上げます。

こちらにも別に配付してございます令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）（直診勘定補正予算 第3号）により御説明申し上げます。

5 ページの歳出から御説明申し上げます。

1 款総務費につきましては、電気料金高騰に伴い診療施設維持管理費における光熱水費で130万円を追加するほかは、給与費、一般事務費など年度末の整理となることから、全体で3,467万3,000円減額となるものでございます。

7 ページ、2 款医業費につきましては、患者数の減少による、医療材料費、特殊検査に要する費用が見込みを下回ることから、834万円減額となるものでございます。

説明書は3 ページにお戻りいただきまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

1 款の診療収入につきましては、新型コロナワクチン接種実施に伴い、各種予防接種料金で265万円追加となりますが、入院外来収入において患者数の減少により各収入が見込みを下回ることから、全体で3,635万円減額となるものでございます。

2 款診療外収入につきましては、ワクチン接種促進補助及び物価高騰対策支援金の収入により、その他の収入で40万円追加するものでございます。

4 款繰入金は、歳入歳出の決算見込みから必要となる一般会計からの繰入金で287万9,000円、僻地診療所運営に係る特別交付金が算定が見込みを下回ったことから、事業勘定からの繰入金で418万4,000円、合わせて706万3,000円減額となるものでございます。

以上で、議案第13号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第14号 令和4年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書は65ページをお開き願います。

本案は、歳入におきまして医療保険料が当初見込みから増額することに伴い、歳出におきまして、広域連合に対する保険料負担金を追加するほか、事務事業における整理、調整を行うものです。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ263万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,505万1,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正後の金額は、議案書66ページの歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別に配付してございます令和4年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページの歳出により、3ページの歳入を併せて御説明申し上げます。

歳出、1款総務費につきましては、歳入2款におきまして負担割合に伴う被保険者証交付事業に係る特別調整交付金を6万円追加することから、財源振替するものでございます。

2款分担金及び負担金につきましては、年度内における保険料の賦課収入見込みから保険料等負担金を300万2,000円追加する一方で、広域連合における事務費の確定に伴い、事務費負担金を46万6,000円減額、また、3款諸支出金につきましては、医療費返還金を9万5,000円追加するものでございまして、歳入の1款、保険料の決算見込みのほか、4款において繰越金を予算化、3款において繰入金で財源調整を行うものでございます。

以上、議案第14号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第15号 令和4年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明に移らせていただきます。

議案書は67ページをお開き願います。

本案は、歳出におきまして保険給付費及び地域支援事業費の利用実績を踏まえ、最終所要見込額のほか、各事務事業の執行見込みから整理、歳入におきましては、各費目に係る財源

調整を行うものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,462万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億62万9,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正後の金額は、議案書68ページからの第1表歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別に配付してございます令和4年度むかわ町介護保険特別会計補正予算(第4号)に関する説明書により御説明申し上げます。

6ページの歳出から御説明申し上げます。

1款総務費につきましては、一般事務及び認定審査会事務における年度内の執行見込みから36万円減額となるものでございます。

2款保険給付費につきましては、下段から7ページにかけての施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、介護予防サービス給付費、また、8ページ上段の高額介護サービス給付費で、利用状況から今後の執行に不足が見込まれるため追加はございますが、他の項目におきまして減額となることから、2款全体では2,750万円の減額となるものでございます。

8ページから11ページまでの3款地域支援事業につきましては、それぞれの事業実績の見込みにより682万8,000円減額となるものでございます。

12ページ、4款基金積立金につきましては、定期預金の利息が見込みを下回ったことから、利子積立金を3万5,000円減額、5款諸支出金につきましては、過年度の国の負担金などの実績に伴う償還金を10万3,000円追加するものでございます。

説明書は3ページにお戻りいただきまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

1款保険料につきましては、保険料の収入見込みを整理し65万円、2款分担金及び負担金につきましては、配食サービスを利用する方々の購入枚数の見込みにより38万8,000円減額となるものでございます。

3款国庫支出金から5款道支出金及び7款の繰入金のうち一般会計繰入金につきましては、主に保険給付及び地域支援事業費における割合などに基づき収入を調整を行ったもので、一部の項目で追加はございますが、款全体ではそれぞれ減額となるものでございます。

4ページ下段から5ページにかけての6款財産収入は、歳出同様の理由で3万5,000円の減額、7款2項介護給付費準備基金繰入金につきましては、事業の最終見込みの整理により1,172万1,000円減額となるものでございます。

8款繰越金につきましては、これまでの補正予算で未計上となっております繰越金を予算化するものでございます。

以上で、議案第15号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第16号 令和4年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）の説明に移らせていただきます。

説明書は49ページ、また、別に配付してございます令和4年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）に関する説明書の1ページをお開き願います。

本案は、電気料金及び今後の執行見込みに係る費用を追加するほかは、各事業の事業実績に伴い整理するものでございます。

議案書の第2条、説明書は2ページになります。簡易水道等事業費用、営業費用の422万円の追加につきましては、原水及び浄水費におきまして、電気料金値上げに伴い不足が見込まれる動力費に120万円、配水及び給水費におきまして今後の漏水修繕対応時に必要な材料費及び委託料合わせて340万円を追加する一方で、資産減耗費において解体工事实績及び資産除却費の変更に伴い、38万円減額となるものでございます。

説明書は上段の1ページでございます。

営業費用の追加に係る財源といたしまして、営業外収益で財源調整を行うものですが、長期前受金受入で96万6,000円を減額、営業費用との差額518万6,000円につきまして、一般会計補助金を追加することで調整するものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、3ページ、説明書につきましては、同じく3ページ、上水道事業資本的収入につきましては、豊城地区の配水管敷設工事に係る令和4年度工事実績により、一般会計出資金を192万1,000円減額、簡易水道等事業資本的収入につきましては、穂別地区第6次拡張工事等の実績により企業債が260万円減額となるものでございます。

議案者は74ページ、説明書は4ページになります。

それぞれの事業に係る資本的支出、建設改良費につきましては、収入で御説明したほか、毎年実施しております量水器購入及び取替工事費用の入札実績によるもので、水道事業で1,300万円、簡易水道等事業で800万円減額となるものでございます。

議案書、第4条につきましては、一般会計からの補助を受け入れる金額、第5条につきましては、企業債の限度額を本補正予算に伴い、改めるものでございます。

以上で、議案第16号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第17号 令和4年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）の説明

に移らせていただきます。

議案書75ページをお開き願います。

本案は一部において必要となる費用を追加するほか、各事業の実績及び執行見込みにより整理するものでございます。

議案書の第2条、説明書の2ページでございます。

公共下水道事業営業費用の230万円減額につきましては、処理場費におきまして、施設管理の執行見込みにより82万6,000円、資産減耗費の見込みによる147万4,000円の減額、営業外費用の80万円の減額につきましては、雑支出を減額するものでございます。

1ページの上段、営業収益につきましては、当初より使用料の収入におきまして120万円の追加が見込まれることから、支出との差額を営業外収益一般会計補助金を430万円減額するものでございます。

続きまして、説明書は3ページになります。

農業集落排水事業の営業費用366万2,000円の減額につきましては、資産減耗費におきまして除却費が不足することから追加するほかは、事業実績により減額となるもので、説明書1ページ下段の営業外収益におきまして、一般会計補助金を同額減額するものでございます。

議案書76ページ、第3条、説明書4ページになります。

農業集落排水資本的支出、建設改良費につきましては、処理施設に係る機器更新工事の実績により780万円減額するもので、説明書の3ページ、資本的収入、事業に係る企業債国庫補助金で整理するものでございます。

議案書の第4条につきましては、企業債の限度額を、第5条につきましては、一般会計から受け入れる補助の金額を、本補正予算に伴い改めるものでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第18号 令和4年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）の説明に移らせていただきます。

議案書は77ページ、別に配付してございます令和4年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）に関する説明書は1ページをお開き願います。

本案は、指定管理者である厚生連の決算を受け、前年度会計年度の損失額が確定したことに伴う損失交付金、また、医療機器更新に伴う資産減耗費の確定に伴い、収益的収入支出で追加するものでございます。

議案書第2条、説明書は1ページの下段、収益的支出、医業費用8,292万7,000円の追加に

つきましては、経費におきまして損失交付金の確定に伴い7,774万5,000円、資産減耗費におきまして、医療機器の除却費518万2,000円を追加するもので、上段の医業外収益におきまして、その財源として一般会計補助金を同額追加するものでございます。

議案書の第3条につきましては、一般会計から補助を受け入れる金額を本補正予算に伴い改めるものでございます。

以上で、議案第12号から第18号までの説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 説明が終わりました。

換気のため暫時休憩いたします。

再開は14時30分とします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時30分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑の順番は、議案番号順とします。

各会計とも質疑をされるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

議案第12号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第13号）に関する説明書、別冊事項別明細書3、歳出17ページから30ページまでの1款議会費及び2款総務費について質疑ありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 21ページの8、広報公聴費のところなのですが、新年度から町の広報紙を全面カラー化するというようなことが出ているんですが、大変結構なことだと思うんですけども、町民の皆さんから寄せられる声としては、字が小さい、1ページの中にもちろん配置の関係ありますから、なかなか難しいでしょうけれども、もう少し字を大きくしていただけないものかというような要望が届いているんですけども、そういったところの、例えば字を大きくするという事はページ数が増えるということですから、カラー化ととも

に、字を大きくするというところについての検討はされたのでしょうか。

○議長（野田省一君） 梅津参事。

○総務企画課参事（梅津 晶君） 広報の文字のいわゆるフォントの大きさの件につきましては、過去の御質問等でいただいているところではございますけれども、広報の一般的なページ数というのは、自治体により若干違うんですけれども、大体24ページ前後ということで、その中でどれだけのことをどれだけお伝えしていくかという中で、担当のほうも創意工夫してやっております。

本町の文字の大きさなんですけれども、ほかの自治体の広報紙と比べても、そんなに小さいというわけではないんですけれども、記事の多さといいますか、文字数というところでは、若干多めなところもあるのかなということで、そういったことも含めて、ページに対して文字の割合が若干多いのかなというところでは、ちょっと小さく見えるところもございますけれども、御指摘のあった部分については、常時工夫をしながら記事作成をしておりますので、カラー化の話、新年度予算の話もあるんですけれども、1年間の区切りが一応5月号から4月号までを1つの会計年度の予算でやっていますので、実際はカラー化になるのは、この5月号からになりますけれども、その辺も紙面の色合いも新たになることも含めて、引き続き工夫を凝らしてまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 21ページの225の02、地域情報施設管理運営事務、ここについて伺いたいと思います。

先ほど、システム等の整備委託料1億3,000万減額なって、これは継続ですと、その理由というのは、今のウクライナの戦争といいますか、いろんな関係で半導体だとか部品が入ってこないという、そういう説明だったんですけれども、そうすると3か年のうち、4年度は一部執行していますね、そして5年、6年でそういった部品の調達、こういったものは計画どおりできるという業者というか、そういうところの話合いというのはどうなっているのか。その点伺いたいと思います。

○議長（野田省一君） 伏木主幹。

○企画町民課主幹（伏木允一君） 地域情報通信施設整備事業ですけれども、3か年の継続費で執行しておりますが、今年度、先ほどの半導体不足で調達できなかった部分につきましては、逆に、先に調達できるものもございますので、3か年の計画の中で執行できるように、

先に調達できるものは調達して、後に調達せざるを得ないものはそうすることで、中で調整しながら予定の工期内で実施できるように実施しております。

○議長（野田省一君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 調達できるものとできないものを分けという説明ですけども、それを調達がちょっと難しいという面についての情報というのは、それでは年度の近くにならないと、その辺の状況は分からないのかなど。今回は更新ですから機械が故障してとは違って、若干遅れても支障はないのかと思うんですけども、そういった情報等の考えというのも何か情報が入っていないんですか。

○議長（野田省一君） 伏木主幹。

○企画町民課主幹（伏木允一君） 今回の調達につきましては、実施につきましては、汎用品、なるべく手に入りやすいもので実施するというので、事業者と調整しております。

各住宅、1,300戸の住宅に設置する部品ですので、大変数が多くなります。ですから、事業者とはよく調整しながら、できるだけ早く情報をいただいて、先にできるものはするというので調整しているところです。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

7番、中島議員。

○7番（中島 勲君） 262ですけども、復興拠点の施設等整備事業、これは一般財源を1,170万マイナスして、特定財源、そのうちのその他に振り替えているわけですけども、これはその内訳といいますか、経理上の処理なんでしょうか、ちょっとその辺もう少し詳しくお願いします。

○議長（野田省一君） 菊池主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 私のほうから財源の振替について御説明したいと思います。

先ほど一般会計補正予算（第13号）におきまして、17款の寄附金のうち指定寄附金1,330万円の申出がありまして、受けております。その中の10件、1,170万円につきましては、寄附者の意向に伴いまして、みんなで支え合い明るい未来をつくる事業に係る事業で活用してほしいという申出がございましたので、いずれも復興拠点施設等整備事業で活用する旨、財源振替をしたものでございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 22ページになりますが、まず1つは、まちなか再生に関わって、こ

の復興賑わい創出事業で1,800万の減額、お金残したということなんですけれども、ほとんどが使われなかったということなんだけれども、いろいろ聞きますと、やって来る対象がなかったというような話も聞きましたが、そもそもこれに対して、この賑わい事業に対して、当初予算の中ではどのような内容を見込みながら、これらに対する、関わっていただく関係団体等々というのは、どういうふうなものであったのかということを含めて、まずお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、番号260でありますけれども、まちづくり推進事業ですが、ほとんどの予算は使われている中で、この報酬部分で若干残ったというのが大きいようですが、このまちづくり推進事業の中で、どのような委員会の内容があったのか、どんなふうな点について今回は議論されておったのか、改めて伺っておきたいというふうに思います。

以上、2点であります。

○議長（野田省一君） 山木主幹。

○経済建設課主幹（山木美幸君） 私のほうからは、261番のまちなか再生事業のうちまちなか復興賑わい創出事業の補助金の部分についてお答えします。

こちらの事業につきましては、令和3年度までありました検討委員会のほうでいろいろ出された事業を速やかに進めるために2,000万と、枠予算ではあったんですけれども、補助事業でつけております。

令和4年度につきましては、検討委員会のほうはなくなってしまうんですけども、令和3年度中に出された事業をそのまま進めている形になっております。

事業内容としましては、穂別地区のほうではべつメロンのソフトの試作品や、あとカボチャペーストを使った試作品、あと鶴川地区のほうでは経費はかからなかったんですけれども、まちなか中央通りの美化活動について実施してきております。

以上です。

○議長（野田省一君） 栃丸主幹。

○総務企画課主幹（栃丸直士君） 私のほうからは、260番まちづくり推進事業の報酬についてということでございます。

これについてお答えいたしますけれども、まず、まちづくり委員会につきましては、令和4年度、今のところ現時点で3回開催してございます。このうち主な協議事項につきましては、まず1点目が国土交通省の制度に基づくかわまちづくり計画、これの計画作りをメインに協議を進めてきています。

それから、もう一つが、この共に創るまちづくり事業、このページ、同じページの273番事業ありますけれども、この共に創るまちづくり事業の申請書に対する審査というところも行っていたいております。

ただ、協議事項としては、かわまちづくりをメインで今まで進めてきているというのが実態になっております。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 最初のまちなか賑わい事業、これはそういう事業をやったというのを伺っておったんだけど、そもそもこれを事業化するときに、その対象とする団体なり、その事業メニューなりというのがあったと思うんですけども、今のお話だと、前年度からの引継ぎで、それを対象にしたやつがなくなっちゃったということなのか、ということでもう一回伺いをしたいというのと、そもそもこういう2,000万も予算化してやるわけだから、それなりの目的というか、目安を持ってやらなきゃならなかったと思うんですけども、そのところがせっかくつけたのに、そういう幾つかの団体なり何なりがそんなもの知らんということやらなかったのか、その辺のところをちょっと説明をしていただきたいというふうに思うんです。それが1つであります。

それから、もう一つ、このまちづくり委員会に関わって、かわなかのことだけということなんですか、まちなかの再生の問題とかそういうことについては、ほかでは議論しなかったというふうに捉えていいんでしょうか。諮問もなかったということなんでしょうか。その辺のところ、当初計画としての進め方としてどうだったのかということをもう一回整理してお願いします。

○議長（野田省一君） 答弁調整のため暫時休憩をいたします。

再開は14時55分とします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時54分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

栃丸主幹。

○総務企画課主幹（栃丸直士君） 私のほうからは、260番事業のまちづくり推進事業のまちづくり委員会の開催内容についてお答えいたします。

先ほど申し上げた協議事項のかわまちづくり計画に関する協議のほかに報告事項として都市計画マスタープラン、それからまちなか再生基本計画、あるいは地方創生の総合戦略の関係といったところに意見を求めてきているところがございます。

また、復興拠点の整備事業についても御意見を求めたり、さらには鷓川橋の解体についても御説明して、まちづくり委員会からの意見を求めてきているという状況になってございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 次に、山木主幹。

○経済建設課主幹（山木美幸君） まちなか復興賑わい創出事業の実行委員の構成からちょっとお話しいたします。

構成につきましては、町と商工会、あと観光協会、あと会の目的に賛同する団体で構成されております。

この本事業の事業内容としましては、胆振東部地震による大きな被害を受けた町なかのにぎわいを取り戻す活動を実践するという事で、にぎわい創出に向けた景観づくりに関する事、にぎわいづくりイベントに関する事、にぎわい創出につながる地域ブランドの向上に関する事というのを事業内容としてきております。

こちらにつきましては、令和3年度は本目的に沿ったものを速やかに実行するために、あくまでも当初は枠予算ということで予算づけしてきておりまして、令和3年度に実施していただきました検討委員会、むかわ起死回生会と穂別スクラムプロジェクト、こちらの会から様々な提案があった事業を進めてきております。

穂別スクラムプロジェクトにつきましては、令和3年度で会自体は解散しているんですけども、有志の方が残っておりまして様々検討を進めてきております。

令和4年度につきましては、当該事業、その会から出てきた内容について事業を進めてきております。

以上です。

○議長（野田省一君） 吉田課長。

○企画町民課長（吉田直司君） 私からは、令和4年度に実行されてきた内容を御説明したい

と思います。

先ほど、山木主幹のほうから答弁された両地区のまちなか再生検討委員会がR3年度の末に基本計画を策定し終了しております。

R4年度は鶴川地区に関しましては、北村議員も御存じのとおり基本計画にあります5つの柱、その中のうち鶴川地区では中央通り沿いの環境型活動というのがあります。中央通りのほうの美化活動といたしまして、除草の関係で機械を使うデモをやりました。無償でメーカーのほうでデモ会を開いていただきましたので、先ほど山木主幹が言ったとおり無償になっております。

穂別地区に関しましては、議員も御存じのとおり穂別スクラムプロジェクトが基本計画にのっとってまだ活動し、5本の柱にあります、1つの地元資源を活用したまちなかづくり、こちらのほうで商品開発等資源を活用した商品開発等を進めております。そちらの活動で必要なものを賑わい創出実行委員会のほうにかけて承認され、活動をしているところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） そういう活動をされておるといのは事前に伺っておりました、それはすごいいいことだなと思っています。ただ、それなのに、予算が1割程度しか使われなかったということなんだよね。言われたように、聞きますと、無償であってお金がかからなくて済んだという、美化活動のように、そういうものがあつたと、だからだという話なんだけれども、そういう中で、今答弁された中に、私が聞いたここに関わるべき、期待したというか、そういう団体がどういうものですかという中に、観光協会、商工会等々が今出されてきました。

それで、これらの団体も含めてこの事業を取り組みたいということだったと思うんですよね。例えば、鶴川地区で言えば、この観光協会なんかを中心にして、これまでまちなかで既に計画してきた、このチャレンジショップを中心として、こういうところでやるということ、恐らくこれも一つの大きなにぎわいの事業として入れたんだろうと思っているんです。ところが、これらがちゃんといかなかったということじゃないかと思うんです。

町の人たちは、チャレンジショップ、せっかくあれだけお店出したけれども、商いがされていないんじゃないかと、商いというのはそういうもんじゃないよと怒っている人もいますけれども、これらについて、冬の間やられていないとか、こういうことがあります。これは

聞いてみると、そこは観光協会が関わっているぞということになっています。

ですから、私はそういう関連がちゃんとスムーズに取れていなかったんじゃないかというふうに、この事業の取り組み方に一つは僕は課題があったんじゃないかというふうに考えているんです。そこら辺のところはどうだったのかということをもう一回整理して、やったことはこういうことをやりましたというのは分かりましたけれども、そもそも2,000万の予算をつけてどういうことをやろうとしたのか、どういう団体にこれまでやってきたスクラム何とかとか、そういうところもあるんでしょうけれども、そのほかに私は観光協会あるいはM Dino、こうしたことも含めたんじゃないかと思っているんですけれども、それらを含めて、どういう全体的な協議になってきたのか、話し合いになっていたのかということをもっと明らかにする必要があると思って。やっぱりうまくいかなかったらうまくいかなかったということで、ちゃんと来年度につなげるというふうにしなきゃいけないというふうに思っているんで、改めて伺うものであります。

あわせて、もう一つ聞きたいのは、今、まちなか再生の関わりでその委員会の話をお答えいただきました。その中に先ほど述べられた共に創るまちづくり事業というのが273番であるんですね。これについても協議をしたということなんですけれども、これは当初の事業予算の中にはなかったのですよね。途中から補正で組み立てられて入れられたものですよね。これは恐らくその委員会なんかで議論した、提案もし出されてきたものをもって、この事業に出されてきたんだと思っているんです。

これで、途中で補正して出しながら、また減額措置を、100万以上のお金を、減額予算になってきているという、この辺のところちょっと途中出しと言いながら、これだけの100万以上のお金が余すというのもよく分からんというのがあるんですけれども、それらを含めて改めてお伺いします。

○議長（野田省一君） 栃丸主幹。

○総務企画課主幹（栃丸直士君） 私のほうからは、260番事業のまちづくり推進事業について今の質問にお答えします。

まず、共に創るまちづくり事業につきましては、政策予算として6月補正で去年300万の補正予算額で措置しているものでございます。

この補助制度のそもそもの仕組みが申請者からの申請があって、その後にまちづくり委員会の委員の皆さんの審査を経て交付の可否を決定するというスキームになってございます。

今年度につきましては2件申請があったところでございまして、募集期間については12月

で一旦は締め切って、2件の申請があったということで、一旦は事業の締め切りをしたところでございます。100万不用額が出たのは、この2件の事業、実績額を精査した上で100万ほど不用額が出たということで、今回実行予算として上げさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 吉田課長。

○企画町民課長（吉田直司君） 私のほうからは、にぎわい創出のほうの関係のほうの御説明をさせていただきます。

議員御指摘の鵜川地区のまちなか再生検討会のほうから出されていた基本計画にあります5つの柱のうちの2つ、こちらのほうが中央通りの環境美化というのは、先ほど御説明しました。その以外に空き地活用や空き店舗活用ということで協議がされております。

当然、その鵜川地区のまちなか再生検討会の中には、商工会から推薦された委員、それから観光協会から推薦された委員、各団体から推薦された委員と、それから公募型の委員が入って協議を進めております。

その中の空き店舗活用ということで、議員がお話ししておりますチャレンジショップというのが出てきております。今後あそこの空き店舗活用に関しましては、にぎわい創出に向けて空き店舗の活用の仕方、今後の展開を担っていただく箇所になるというふうに今後も調整等は必要だと考えております。

当然、先ほどお話にありました地域商社M Dino、そちらのほうも今後は参加をしていけるように協議を進めております。

当然、そのほかにも空き地活用という課題もありますので、今後、いろいろなところで各団体等が参加し、協議を進めていければなというふうに考えております。

あとは、拠点づくりになりますが、鵜川地区の拠点づくりに関しましては、新たにぽぽんた市場さんも参加したいというお話は聞いておりますので、各公共施設等の指定管理者と協議をし、その協議の中から次、住民参加型が生まれてくるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

7番、中島議員。

中島議員、先ほどもこの13号でやっていますよね。財源振替の件やっていたね、そういえば。すみません、ルールというか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、30ページから40ページまでの3款民生費及び4款衛生費について質疑ありませんか。
8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 35ページの925、こども園運営支援事業なのですが、事業の負担金が760万ぐらい多くなって補正されているんですけども、例えばひかり認定こども園であれば、定数を超える入園者がいるということで、こういう事態は当然だと思うんですけども、そのところで心配なのは、保育士の場合は臨時採用したりして対応しているということと聞いておりますけれども、広さなんですね。ひかり認定こども園、前身ひかり保育園なんですけれども、40年以上たっていますよね。その中で、今の保育所の広さの基準というところがあまり変わっていないので、広くなっていないので、どうなのかなという心配があって、その辺をどうなのかなという、それから、もうこの古くなっているというところで、改築等のことなんかは出ているのかなという気もするんですけども、これらについて伺います。

○議長（野田省一君） 熊谷主幹。

○健康福祉課主幹（熊谷伸一君） ひかり認定こども園の広さの基準を満たしているかというお話についてと改築の関係について御説明いたします。

広さの基準につきましては、基準は満たしているというように聞いてございます。あと、改築の話につきましては、正式なお話は聞いてはおりませんが、令和5年度に改築の話が出てくるというような情報は入っております。

以上です。

○議長（野田省一君） そのほかに質疑ありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） ちょっとこれ確認なのですが、基準には満ちていると、足りていると、いつのときかもう忘れちゃったんですけども、個室を広げた、通路のところもちょっといじって、個室にしておくと狭いから廊下の部分もなくして広くしたというようなこともあった気がするんで、それは違いますか。それで満たしているというふうになったのかなと思っているんですけども、覚えていませんか。

○議長（野田省一君） 熊谷主幹。

○健康福祉課主幹（熊谷伸一君） 今お話しがあった改築につきましては、民間に委託される平成23年の改築時に面積を広げたというふうに聞いております。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

先に成田副町長。

○副町長（成田忠則君） こども園の老朽化に伴う建設のお話があったかと思います。施設側としては、当然老朽化をしていて、今後建て替えの考え方もお持ちのようです。正式にはと、いうことで、先ほど熊谷のほうから答弁しましたけれども、施設側としては、建て替えに向けて動き出すというようなことで、コンサルさんなんかにも相談をしているという話は聞いております。

今後については、まだ具体的なスケジュールというのは示されておりませんが、いずれそういう話が出てくるのかなというところで押さえておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

10番、小坂議員。

○10番（小坂利政君） 30ページから31ページに関連しますが、いわゆるアイヌ関連対策事業の中身で毎年のように、これアイヌ住宅新築資金貸付金は未執行で、760万くらいがどうも出ているような気がするんです。今年もそうなんですけれども、これって使い勝手が悪いのか、あるいは使う人がいない、いると思うんです、私は。いるんだけど、使い勝手が悪くて余ってくるような、私は感覚で今も見ているんですけれども、今、むかわ町においても住宅事情が悪いということが今回の議会でもいろいろ話も出ますし、ちまたでもそういう話があります。

特に若い人たちが住宅を求める、アイヌ対策の中での対応として、今日までどういう対応をされているのか、毎回同じ金額が余るような気がするんですよ。ということは、満額、1回も使っていないという金額なのか、あるいは当初予算で組んでいた金額を多少なりとも使われている方がいらっしゃるのか、その辺ちょっと改めて確認をしたい。

○議長（野田省一君） 熊谷主幹。

○健康福祉課主幹（熊谷伸一君） 610番事業、アイヌ関連対策事業についての質問についてお答えいたします。

今回、補正でマイナス760万円の減額となっておりますが、中身といたしましては、新築

1件に対する補助の金額でございます。

この事業につきまして、これまでの実績といたしまして、平成26年度に改修が1件あって以降、議員御指摘のように3月の補正で760万円落とすということをしているという内容でございます。

イモッペ生活館のほうでアイヌ生活相談員のほうに相談がここのところあるかというところでいきますと、新築に関する内容では今のところ相談はないというように聞いてございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 江後参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 住宅事情についてお答えしていきたいかと思えます。

近年、町としてハートフル事業をこの前展開してきておりまして、またハートフル事業終わってからおきましても、戸建て住宅の建設は結構進んできている形でございます。また、むかわ市街におきましても、アパート建設も2棟ほど進んできている形でございますので、住宅の着工、建設というところは進んできている現状であることを報告させていただきます。

○議長（野田省一君） 10番、小坂議員。

○10番（小坂利政君） 今の説明で平成26年以降使っていないという実態があるわけでありませう。何年なのかな、今、令和5年ですから。これ非常にまずいと思うんです。予算が執行されないで、ずっと引き続き、毎年同じ金額が出て、私は気になっておったんですよ。何かしらの改善策なり方法を考えるなりしていかないと、本来の趣旨であるアイヌ対策、アイヌ民族に対する対策そのものが本町の場合は劣っているという評価にもなります。

あわせて、この住宅以外にも過去の経過の中で、大規模事業に取り組んだ実態があるわけでありませう。旧穂別町にもありませう。鶴川にもありませう。事業を閉鎖してそのまま建物だけが残っている実態もあるわけだ、大規模投資でありませう。

結果として何を言いたいかという、こういうことがあることによって、新たな起業をしたくてもできないという裏の事情もあるわけでありませう。これは非常にまずいアイヌ対策の実態がこういうところからもかいま見える。やっぱり重点地区というか、この胆振管内、ウポポイもできて、国の重点施策の中にあるアイヌ対策事業の中で、その周辺の中核であるむかわ町がこういったいつまでもさらけ出すということは、後々やっぱりいろんなところで弊害が出てくるだろうという気がするわけでありませう。

そして、もう一つは、先ほども説明ありませう、車両に2,000万、たまたまコロナで対応

が間に合わなかったという説明もありますが、対策事業ですから、何か言いたい、ちゃんとしゃべらせて、という大事な話をしているわけです。その辺についても見解をきちっとこれから先持っていただきたいし、対策事業そのものが駄目であれば、やめて改めて対策をするとか、そういうことを含めて答弁をいただきたい。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、住宅の関係でございます、これは生活改善の一環ということで、資金手当をしながら借りていただくということで、まずは枠取りをさせていただいているということで御理解をいただきたいというふうに思います。

なぜ使われていないのかといったところは、議員がおっしゃるとおり、点検、検証は必要だろうということで、その中でまずいものがあるのであれば、当然、改善をしていかなきゃならないということで、御意見をいただいたというふうに思っておりますので、今後、点検、検証をさせていただきたいというふうに思います。

また、バスの関係については、先般説明しているとおりでございますけれども、なかなかその部品等々の調達ができないとかいった問題がありまして、そういう中で少し遅れているという部分でございます、この部分についても遺漏なきように我々進めていきたいというふうに思っておりますので、今年には間違いなく納車になるということでございますので、その点も御理解いただければというふうに思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） みんな大変な大きな質問で、小さな質問でちょっと恐縮するなという感じするんですけども、40ページの1140、合併浄化槽の関係でちょっとお伺いをしたいんですが、ここで346万からの減額ということで、たしか道の補助を受けて500万ぐらいの予算だったと思うんですけども、そうすると百四、五十万、一、二件の利用なのかなと思うんですけども、この利用が少なくなった減額の要因、それぞれみんな地震以降、新築だとか改築、そういったものが終わってきて、こういった合併浄化槽がだんだん利用が少なくなってきたのか、それとも一時的なもので、これは町の中は下水道ですけども、田舎のほうは、こういった合併浄化槽というのは、まだまだこれから普及が必要となるんですけども、その辺の減額の要因だけちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 小坂主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） 合併浄化槽についてお答えさせていただきます。

平成30年、令和元年、令和2年と合併浄化槽、合計で12件ずつありまして、令和3年ですと実績は9件、令和4年度ですと4件の実績、2月末現在ですけれども、減となってきております。以前はそれなりに活用があったかと思いますが、令和4年については、昨年の半分以下というところが実態でございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） それでも数件まだ利用があるということなんですけれども、それじゃ、なぜ普及が進まないのかなというふうに、ちょっと日頃考えているんですけれども、当初は結構補助事業が大きくて、個人の負担というのは小さかったんですよね。ところが、だんだん利用者が増えることによって、予算の関係もあるものですから、だんだん個人の負担率というのが大きくなってきたと、そういったところでちょっと二の足踏むような状況というのが生まれているのかなという感じもするものですから、その辺で補助率の関係で、もし町独自でもって変えることができるのであれば、そういう方法を今後考えられないかなという、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（野田省一君） 小坂主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） 浄化槽の補助についてでございます。現行ですと、5人槽35万2,000円、7人槽44万1,000円、10人槽、あまりないですが、58万8,000円の補助の上限額となっております。合併浄化槽自体はもっともっと高い金額でございます。議員御指摘のとおりでございます。そのような形で、補助が少ないというお話でございますが、課題として受け止めたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、40ページから52ページまでの5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、8款消防費について質疑ありませんか。

5番、東議員。

○5番（東 千吉君） 41ページの事業番号1210の中でございます。担い手確保・経営強化支援事業補助金31,751、これ今年度に道支出金で同額受けたものを同額、全額繰越明許にして

いるというふうに書かれていると思いますが、これ今年の分と何か考えてそういうふうになっているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 酒巻課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

こちらの事業につきましては、国の補正予算で秋に措置されまして募集が開始されたというところで、冬期間、農業者の方にこれの利用についての募集を行い、この間ヒアリング等を行ってきて、採択された事業でございます。

それで、これは農業機械等の整備に対する支援でございます、これは納期等補助金の申請からそして事業実施、納期まで考慮しまして、年度をまたいでの事業の執行ということで繰越明許をさせていただいたという内容になってございます。

○議長（野田省一君） ほかに。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 50ページの1640の町道整備事業なんです、雪解けが早くて舗装道路、町道の、かなり穴ぼこか見ているんですけども、今のもう既にそういう要請が来ていて、もう直し始まっているのか、もうちょっと待ったほうがいいのかなというような思いがあって、まだお願いしていないんですけども、今の状況としては、やっているのかどうか、そしてどのぐらいの期間で、時間がかかるのか、結構目立っていますよね。その辺の状況について伺います。

○議長（野田省一君） 江後参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） ただいまの御質問にお答えします。

最近融雪が始まりまして、道路路面が出てきまして、町道の穴ぼこが目立ってくる形となってきているのは、こちらのほうでも認識している形でございます。また、町道のみならず、道道のほうでも維持補修が始まってきているという形で、町の維持のほうになるんですが、3月まで舗装の補修の維持契約は結んでおりまして、また随時、維持委託業者と連絡を取る形で、また情報も提供していただければ、現場を見て速やかに穴埋めを進めていきたいかと思っておりますので、御理解くださればと思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 46ページの0480商工業振興対策事業、ここでちょっとお伺いをしたいと思います。

たしかこの制度というのは、国のほうのいろんな絡みもあって1億円を原資として予算を毎年組んでいるというような状況、お聞きしたこともあるんですけども、その中でなぜこの資金を使えないのかというようなことで商業関係者と話をしたら、高齢化でもって借りても返済することができないと、それでなかなか利用できないという話があったのですけれども、これは商業でなくて工業も入るわけですから、それで今回、今まで使われなかった少ない金額が、今回6,000万の減ということは、4,000万利用されている方がいるのかなと、それでちょっともし差し支えがなければ、どういった理由でこういった資金を利用しているのか、コロナの関係でいろいろ会社等の事情だとか、何かいろんなそういう事情で今回これだけ利用しているんですよというようなことで、もし差し支えがあれば答弁は結構ですけれども、もし話せる範囲でしたら、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 山木主幹。

○経済建設課主幹（山木美幸君） 事業番号1480番の中小企業振興融資貸付金のことのお伺いかと思うんですけども、こちらにつきましては、令和4年度につきましては、運転資金として3件、あと設備資金として2件活用されております。

現在ちょっと借りる側からちょっとお話を聞いたところ、貸す上限がちょっと低いということで、ちょっと借りづらいというお話がありますので、その上限の拡充も含めて、現在ちょっと協議を進めている段階です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、53ページから69ページまでの9款教育費、10款公債費、11款諸支出金、12款給与費、13款災害復旧費について質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 67ページの2520の給与費なんですが、一般職級が2,300万、あとは手当類なんですが、これらの必要、マイナスになった要因と、それからこれらの補充というのはどのようにされたのか。あと、住民サービスへの影響等がなかったと思いたいんですけども、この辺のやりくり状況とかその辺、差し障りのない範囲でお伺いします。

○議長（野田省一君） 柴田主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君） 給与費に関する御質問でございますが、給与費が減額になることにつきまして、直接住民サービスが低下をするということはないと思っております。

ただ、予算を積算する段階で職員の数とあと新規採用職員の見込みと合わせて予算を計上してございますが、年度の途中で中途退職する職員も出てきている部分もありまして、当初の予算よりも執行額が少なくなったということで、今回、減額の内容で提出をさせていただいたところでございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 1点だけ伺いますが、64ページになります。体育施設費であります、の町民体育館管理運営事務に関わってですが、この冬も見ましたら、体育館の横に落雪注意という看板がかかっていました。危険だということが分かっているということになるんだろうというふうに思うんですけれども、あの辺の住民の方から前から要望を受けていたんですが、体育館の屋根、ひさしのように端が出ているんですよね。

いろいろ聞きますと、体育館の上のほうの部分については、雪が降れば、そこは途中で解けて流れるような状況あるんだけれども、その出ている、その屋根の出張りの部分にたまるそこは落ちない仕掛けなんで、あるときに解けたらどんと落ちるという状況で、非常に通行等に危険だというのは言われていたんですが、そこら辺の、当然知ってのことだと思っんですけれども、その辺のところの改善とか改修とかという、そういうものは全く検討していないんでしょうか。看板だけ立ててしゃあないというふうになっているんでしょうか。その辺のところをちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（野田省一君） 松本主幹。

○生涯学習課主幹（松本 洋君） ただいまの質問に対してお答えをしたいと思います。

町民体育館の屋根の落雪につきましては、町民体育館のいわゆる設置場所、そして道路の位置関係からしても、やはり議員が御指摘のような状況が起こりやすい形になっているかと思っております。我々といたしましても、その看板設置をはじめ、状況によってはコーンの設置ですとか、あと土木担当と連携しながら、なるべく速やかな除雪対応をお願いしているというところありますが、やはりなかなかその屋根の落雪自体を全て、いわゆる無落雪に近いような状態にするというのは、今の構造上なかなか難しいということもあります。

例えば農協の倉庫なんかには、歩道側にちょっと鉄骨で造った、雪がすぐ直下に落ちるような工夫もされているというところですが、もともとのそういう設置をするような建物構造になっていないものですから、なかなかその屋根だけの改修でそこを改善することは難しいと思っておりますが、何らかの少しでも改善策がないかということで、いろいろ関係担当と

は協議をしているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） よく分かっているんだなというふうに改めて確認になりましたけれども、既に過去には、これまでに落雪によって車の上に落ちて被害が出るとか、そういうふうなこともございました。何よりも僕は残念だったのは、あそこは中学校の目の前の通りなのに、通学路にはなっていないんですよね、してはいけないというような状況になっているんでしょう。こんなことまでして、あの状況を放置するというのは、やっぱり我が町としてはこれ、あまりいいもんじゃないな。何とか多少金にかかるかもしれないけれども、早めにやっぱりその安全対策は取る必要があるというふうに思います。

ぜひそのことを強く要望したいと思います。何か答弁あれば伺っておきます。

○議長（野田省一君） 松本主幹。

○生涯学習課主幹（松本 洋君） 担当としてしっかり検討してまいりたいと思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、1ページから16ページまでの1、総括、2、歳入全般について質疑ありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 3ページの町税のところですか。この3年、コロナ禍の中で、税金が増える、収入があるということは大変好ましいことではあると思っているところです。

差し支えない範囲でどの分野の方々からの納税なのかというところがちょっと知りたいと思ってお聞きします。

○議長（野田省一君） 菊池町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（菊池恵美君） 個人住民税の関係ということで今の質問にお答えいたします。

今年度の当初の見込みでは、新型コロナの影響もありまして、農業所得のほうを10%ぐらい、農業所得、営業所得を10%ぐらい減少という形の予算の見込みの見方をしておりました。実際のところ、当初の農業所得の見込みよりも農業所得のほうが増加しているということで見えております。

○議長（野田省一君） ほかに。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 農業者の方が頑張っているということなんだろうが、全体的に見て、例えば商工業者の方々の経済状況だとか、こういう納税の中で分かると思うんですけども、増えているのは農業者だと。じゃ、それ以外の方々の経済状況をこの税から見て、どのような実態に今年度はなったというふうにお考えでしょうか。

○議長（野田省一君） 菊池町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（菊池恵美君） 今、農業所得のこと言いましたけれども、農業所得のほうが一番ちょっと伸び率が高いということで、農業者の農業所得のほうが増加しているということです。

ほかに給与所得のほうも増加傾向ではございます。営業所得のほうもちょっと若干マイナスの形になっておりますので、実際に商工業者、営業の方々については、少しやっぱり所得のほうで落ち込んでいるなというふうな分析はしております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり49ページから59ページまでの予算総則、第1表歳入歳出予算補正、第2表継続費補正、第3表繰越明許費補正、第4表地方債補正の全般について質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 全般についてちょっとお伺いをしたいと思います。

まず、この一般会計全体で総額から3億3,900万、約3億4,000万の減額をした中での補正という形になっているんですが、中身をいろいろさらに見ますと、うち基金に1億円積むとか、あるいはそのほかの基金でも相当な数を積んでいます。そうすると、当初予算と対比すると、実際問題、令和4年度中に一般会計として実際にこの事業予算として歳出されていった、使われていったというのはどのぐらいになるのかということをお伺いしておきたいというふうに思います。

今、差引きしてこうなったんですけども、実際に単年度収支で見ると、どういう状況になっていくのかということをお知らせ願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 大変補正予算の中でお答えするのは難しい内容で、戸惑っておりますが、今補正予算におきまして3億3,900万、約3億4,000万円を減額し、総額が

101億となっているところでございます。

今回の補正につきましては、先ほどから御説明しておりますとおり、今年度当初予算で見込んだものの、不足が生じるのは追加、事業の精査をしたものは執行見込みにより減額というふうにさせていただいているところでございます。

収支のバランスを見ますと、もちろん現段階では歳入歳出が同額ということで、単年度収支というのは今の段階ではお見せできないのかなというふうに考えておりますが、この予算の中で財政調整基金のほうにつきましても、2億ほど取り戻しておりますが、実際のところは今年度、現在までで4億を超える取り崩しをしている状態でございますので、単年度収支については大変厳しい状況であるのかなというふうに考えております。

現在はまだ見込みでございます。この後、国の交付金の確定、また交付税におきましても、特別交付税等の確定がございまして、最後は年度末に整理させていただいた後に御説明できるのが本来であるというふうに考えております。

ですが、ふるさと納税の寄附金等を活用しながら、後年度以降に活用できる財源を確保したり、実際に普通交付税が見込みより交付が多かったことから、新たに基金を創設できたりということで、財政的にはまだ年度末前ですが、考えている範囲内の歳入歳出のバランスを取れているのではないのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ありがとうございます。

まだ年度途中という形であるから、そこまでは行かないということなんだけれども、大きっぱに見て、私は今年度は歳出予算に対して使われなかったということが相当な形になって出るんじゃないかと、実際には基金の取り崩しなんかで予算をつくっていますから、それがやりくりすれば、今言われたような話になるんだろうけれども、しかし、この地方財政が単年度収支の予算にしているという、こういう性格から言うと、私はこんな中で、お金が余れば基金に積み増ししていくというだけでは、今の時世の中で本当にそれでいいのかなという思いはするんです。

やっぱりそういうものは今いる住民の皆さんにやはり還元していく、手当をしていく、そういう事業の進め方というのがあっていいんじゃないかというふうに思っているんですが、そういう中で言うと、随分この予算の使い方が余すような形になっているなという思いを、

ざっと見てですけれども、詳しくは分析していませんけれども、そんな感じがいたします。

その辺のところの在り方について、この予算全体を見ながら、途中でございますけれども、今どのような印象を持っておられるか、今、私が言ったことについても、もし意見があればお伺いしておきたいなというふうに思うところであります。

○総務企画課主幹（菊池 功君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

本町の標準的な財政規模、これまで何度か予算のとき、決算のときにお伝えさせていただいておりますが、今年度につきましては54億6,000万円が標準財政規模となっております。一般的に標準財政規模の3%から5%が決算の剰余金として残るのでないかというような試算がされております。それを逆算しますと、我が町、今年100億の予算でございますので、もし5%残ったとしても、執行率は97%を超える執行になると思います。

その執行率をなるべく高めに、また余剰な金額については、後年度活用できるようにということであるのが今回の整理予算なのかなというふうに考えているところでございます。

今の段階で余剰が出ないようにの整理でございますので、余剰が出た場合に、基金に積むばかりではなくということではなくて、今回の補正につきましては、見込んだものを下回ったものを整理している、それを基金に積んだり、戻したりしているということを御理解いただきたいなというふうに考えております。

新たな新年度予算については、この後、御説明させていただきますけれども、やはり活用するところは活用するというふうに考えての予算編成をしておりますので、その辺は御理解いただきたいなと思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

これで議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）に関する別冊説明書、保健事業勘定補正予算（第4号）事項別明細書、1、総括、2、歳入、3、歳出の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）に関する別冊説明書、直診勘定補正予算（第3号）事項別明細書、1、総括、2、歳入、3、歳出の全般について

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり61ページから64ページまでの予算総則第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正第2表直診勘定歳入歳出予算補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号 令和4年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、事項別明細書、1、総括、2、歳入、3、歳出の全般について質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 1点だけお伺いします。

4ページになりますが、歳出のこの広域連合負担金なのですが、これ増えた形になっているんですが、これはそんなふうになるんだと思います。この増えたことについて、これまでの後期高齢者制度の在り方も少し変わってきたという状況にあります。高齢者負担の問題もあります。これらについて、この関わりを含めて、それらのどういうふうな変化としてこうなったのか、分かりやすく説明をお願いしたい。

○議長（野田省一君） 菊池町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（菊池恵美君） それでは、今の御質問にお答えいたします。

御質問のありました後期高齢者広域連合負担金の中の保険料等負担金につきましては、歳入のほうで後期高齢者医療保険料の歳入した部分をそのまま全額後期のほうに支払いをするというような形の予算になってございます。

今回、後期のほうの保険料が当初広域連合のほうからの予算額の提示に基づいて予算編成をしておりますけれども、今回実績としまして、収入のほうが増加したことによりまして、支出のほうも不足している部分の予算の部分について、今回300万ほど予算を増額しているという形の内容になっております。

保険料の増加の要因としましては、当初、見込んでおります被保険者数の増加と、あと被保険者の中の給与所得の増加によりまして、保険料のほうが増額していることによるものでございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり65ページ及び66ページ、予算総則第1表歳入歳出予算補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号 令和4年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第4号）に関する別冊説明書、事項別明細書、1、総括、2歳入、3、歳出の全般について質疑ありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 3ページ歳入で、介護保険料の説明欄にある普通徴収分と特別徴収分の内容についてお伺いします。人数等も含めてです。

それから、11ページの50137の認知症総合支援事業のことについてなんですが、実は、私のほうにも、例えば、あの方、認知症になっているかもしれないけれども、とても認知症の検査に行ったらと、家族も周りの人も言えないという方が、割と数々いらっしゃいます。

新年度事業にこの認知症サポーター活動促進オレンジ事業というのを、オレンジの概要がありますけれども、例えば、私はこの健康むかわチャレンジ事業というのがありますよね、その中に特定健診や胃がん検診だとか、そういう健診と同じように、一定の年齢になったら、例えば私はもう75になっちゃいましたから、75になった方は必ず認知症検査を受けるとか、そういう仕組みがあれば、認知症ではないかという、認知症の検査を受けるということに対してまだまだ抵抗があるんですね。

だから、そういう健診としてみんなで受けましょうみたいな仕組みができれば、受けるためらいみたいなものがちょっとなくなるんじゃないかなというふうに、ちょっと全国各地どうということあるとか調べたりしているんですけども、私の考えがいいかどうかは別にして、そういう健診のように認知症の健診というふうにして受けられるような仕組みがこの2つの事業の中でできない、そういう検討はなかったのか、私は大変いいんじゃないかと思っ、そういうことができたらいんじゃないかと思っているんですが、国の予算が来るとか来ないとか別にして、町としてそういうものがないかな、この中で、というふうに思うんですけども、検討はなかったでしょうか。

○議長（野田省一君） 菊池町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（菊池恵美君） それでは、まず1点目の介護保険料の普通徴収と特別徴収の部分ですけれども、ちょっと今、具体的な実数の数字を持参はしてきていないんですけれども、介護保険料につきましては、約3,120人ぐらいの被保険者になっておりますが、制度として、まず第1に年金から引けるものについては特別徴収を行うというのが介護保険のものになりますことから、約ちょっと目測であれなんですけれども、8割、9割の方につきましては、特別徴収対象という形になってございます。年金からの引去りができない方、あと65歳になったばかりでスタート、年金特徴にならない方につきましては、普通徴収という形になっております。

○議長（野田省一君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） 認知症の対策についての質問かと思いますが、まずは健康むかわチャレンジ事業の関係、来年度の事業になりますけれども、こちらのほうにつきましては、チャレンジ事業の中にいろは塾、認知症予防教室のほうに参加される部分についてもポイントがつくような形で入れ込みをしております。

あと、介護予防事業につきましても、こちらのチャレンジ事業の対象事業として考えていくようにしているところです。

認知症の検査を健診の中に入れられないかという部分なんですけれども、認知症の検査、詳しい検査になってきますと、なかなか難しいものがありまして、簡易的なものでありますと、後期高齢者の健診のときに、高齢者の質問表とかも利用したりしておりますので、そういう中で、その中の項目に認知症に係る項目も若干入っておりますので、そういうところで見ている部分はございます。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 最初の介護保険料の関係なんですけれども、私も知っていますので、こういう普通徴収分とこの減額なっている部分というのが、その方の納められない生活実態みたいなものが、この中でかいま見られたらなというのがあって、何人になるんでしょうねということをお聞きしていますので、後で結構ですから教えてください。

それから、2つ目の認知症のいろんな場面でもものの中にありますよというけれども、やはり町民の方が、いや本当、受けてほしいと思って、見ていて、例えば会話したり、行動を共にしたりして、そう言いたくても言えないというのまだあるんです、まだまだ。そのの

ところを突破するために、やはり何か、こんなのやっていますよじゃなくて、早期に発見するためにこういうことを町としてするんだという、そういうものを私は持ってほしいとお尋ねしていますので、ぜひ御検討いただけたらと思うんですが。

○議長（野田省一君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） 認知症の検査に関してですけれども、やはり軽度の認知症を発見するところから始めて予防につなげていくというのが一つのポイントになっていくのかなというふうに思っております。

先ほども出ておりました、認知症予防教室の中のいろは塾では、軽度の認知症を発見できるツールを用いまして、年に1回から2年に1回ぐらいはその検査をさせて、集団でできる検査がありますので、そちらのほうをさせていただいております。

そのほかにも、今、コンピューターとかで判断できるような個別の認知症のツールみたいなものもございますので、そちらのほうも今後、活用とかも考えていければなというふうには、こちらのほうでもいろいろと調査していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） それでは、先ほどの参考までに資料は出すことに、後ほど印刷で配付いたします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり67ページから71ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、これで議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号 令和4年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり73ページ及び74ページの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号 令和4年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり75ページ及び76ページの全般について質疑あり

ませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号 令和4年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり77ページの全般について質疑ありませんか。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 1つお伺いいたします。

今回、損失交付金7,700万になっているんですけども、たしか記憶が間違っていなければ、令和3年で大体3,000万前後だったかと思うんですけども、そうすると今回、その倍以上の損失補填金ということになるんですが、この要因ですね、コロナ禍のこともあったので、その辺の要因をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 高橋主幹。

○健康福祉課主幹（高橋佳香君） 損失補填金の考え方ですけども、令和3年度につきましては、すみません、ちょっと今、手元に資料ないんですけども、今回の7,700万よりも多く、1億を超えていたと思います。令和4年度、今回の申請で7,700万台に逆に下がったところでは、病院のほうからの説明では医薬品ですとかの保管の仕方を無駄のないように管理していくですとか、あと人件費の関係もそうですけれども、あとコロナの町からの予防接種の費用が増えたというところで、合わせまして7,700万ぐらいで、前年度とその前の年よりも損失については下がったという報告になってございます。

○議長（野田省一君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） それでは、私の記憶違いということで分かりました。

いずれにしても、町民の生命、命を守るわけですから、7,000万が1億でもむかわ町としては、病院事業を運営するためにその辺の損失金、これはやむを得ないと思っていますけれども、ただ、ちょっと事業名は忘れちゃったけれども、病院事業会計の適正化協議会というか、そういうプランありますよね、これ今、どういうふうに活動されているのか、その実態をちょっと教えていただきたいと思いますが。

○議長（野田省一君） 菅原健康福祉課長。

○健康福祉課長（菅原光博君） 私のほうから病院のプランの関係、御説明申し上げたいと思います。

新年度予算でも要求してございますが、新たな強化プランということで、令和5年度に5

か年計画を立てる予定となっております。

この中で、病院の今後の経営に関して少しでも黒字化につなげるような計画を立てることとなっておりますので、御理解ください。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第18号の質疑を終わります。

これから議案第12号から議案第18号までの7件について討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第12号については原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第12号の討論を終わります。

次に、議案第13号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第13号の討論を終わります。

次に、議案第14号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第14号の討論を終わります。

次に、議案第15号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第15号の討論を終わります。

次に、議案第16号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第16号の討論を終わります。

次に、議案第17号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第17号の討論を終わります。

次に、議案第18号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第18号の討論を終わります。

これから議案第12号から18号までの7件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第12号を採決します。

お諮りします。

議案第12号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第13号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号を採決します。

お諮りします。

議案第13号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号を採決します。

お諮りします。

議案第14号 令和4年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号を採決します。

お諮りします。

議案第15号 令和4年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号を採決します。

お諮りします。

議案第16号 令和4年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号を採決します。

お諮りします。

議案第17号 令和4年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号を採決します。

お諮りします。

議案第18号 令和4年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

しばらくの間休憩をいたします。

再開は16時30分とします。

休憩 午後 4時16分

再開 午後 4時30分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は審査の都合によって、あらかじめ延長します。

◎議案第19号から議案第25号の一括上程、説明、質疑、委員会付

託

○議長（野田省一君） 日程第22、議案第19号 令和5年度むかわ町一般会計予算から日程第28、議案第25号 令和5年度むかわ町病院事業会計予算までの7件を一括議題といたします。議案第19号から議案第25号までの7件について、提案理由の説明を願います。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第19号 令和5年度むかわ町一般会計予算から議案第25号 令和5年度むかわ町病院事業会計予算まで一括して御説明申し上げます。

議案書は79ページからとなります。

本説明は、別冊にファイルで配付してございます令和5年度各会計予算概要書と併せて御説明いたしますので、よろしく願います。

まず、概要書によりまして予算規模について御説明申し上げます。

配付済みのファイルのインデックスで事業概要と表記してございます1ページをお開き願います。

令和5年度むかわ町各会計予算総括表でございます。

説明に当たりましては、議案書同様前年度の予算額につきましては、6月肉づけ補正前の当初予算の額で対比してございますので、あらかじめ御了承願います。

一般会計の本年度の予算は92億7,305万7,000円で、前年度に比べますと9億6,683万3,000円、11.6%の増額でございます。特別会計につきましては、国民健康保険特別会計のほか2特別会計の総額で27億1,437万7,000円、4,640万6,000円、1.7%の増額でございます。公営企業会計は上水道事業会計のほか2企業会計で支出総額17億1,685万5,000円、1億9,918万4,000円、13.1%の増額でございます。全会計の総額は137億428万9,000円、12億1,242万3,000円、9.7%の増額となっております。

議案書で御説明申し上げます。

議案第19号、一般会計予算につきまして御説明申し上げます。

議案書は79ページ、概要書は2ページ、3ページの一般会計歳入歳出予算科目別対比表をお開き願います。

議案書の1条でございますが、一般会計の予算総額は92億7,305万7,000円でございます。

款項の区分等の金額は80ページからの第1表歳入歳出予算のとおりとなっております。

議案書は87ページをお開き願います。

こちらは第2条の継続費の件でございます。

事前復興計画策定業務事業に係る計画の策定を令和5年度から契約期間が2か年度となる継続事業として取り進めるため、地方自治法第212条第1項の規定に基づき、経費の総額及び年割額を定めるものでございます。

計画策定費は総額で2,750万円を予定しており、各年度に要する予算額は表中、年割額のとおりとなっております。

議案書は88ページをお開き願います。

第3条債務負担行為の件でございます。令和5年度に整備する公用車及び学校用情報処理機器につきまして負担の平準化を図るため、北海道備荒資金組合の譲渡事業を活用し整備することから、地方自治法第214条の規定に基づき債務を負担することができる事項、期間、限度額を定めるものでございます。期間はいずれも整備年度を含め5か年、それぞれの限度額は記載のとおりとなっております。

議案書89ページから90ページまでは、第4条地方債の件でございます。事業の執行に当たり新たに借入れする事業につきまして、地方自治法第230条第1項の規定に基づき、起債の目的、限度額などを定めるものでございます。各事業における限度額は記載のとおり、地域情報施設整備事業債から臨時財政対策債まで21の項目で整理してございます。

議案書は79ページにお戻りいただきまして、第5条でございます。

こちらは、一時借入金の件でございます。年度の歳入予算執行に当たり、現金に不足が生じた際に、借入れることができる一時借入金につきまして、地方自治法第235条の3、第2項の規定に基づき最高額を10億円と定めるものでございます。

次に、概要書2ページ、3ページで前年度対比の款別増減につきまして御説明申し上げます。

左側の歳入でございます。

1款町税につきましては、歳入全体の11.6%を占め、事業者の投資が落ち着き、償却資産に係る固定資産税は減少しますが、個人所得や法人業績による町民税、たばこ税の増加が見込まれ、10億7,466万4,000円、前年対比で317万2,000円、0.3%の増加となっております。

なお、各税目の状況、前年度対比につきましては、概要書9ページ及び10ページに記載してございますので、後ほど御確認くださいようお願い申し上げます。

2款地方譲与税から9款地方特例交付金、11款交通安全対策特別交付金につきましては、令和4年度の決算見込み及び令和5年度国の地方財政計画に基づき見積りしてございます。

10款地方交付税につきましては、歳入全体の46.5%を占める43億1,400万円を見込んだところでございます。内容につきましては、普通交付税は基準財政需要額にかかる公債費参入額は減少することから、令和4年度の38億円から5,000万円減額の37億5,000万円、特別交付税においては、前年度予算額4億円に歳出予算で計上するもののうち、ルール分での算定が見込まれる外部人材活用分などを加算し、5億6,400万円としたところでございます。

なお、地方交付税及び地方譲与税等の決算の推移に係る状況は、概要書11ページにまとめて記載してございます。

12款分担金及び負担金につきましては、畜産担い手育成総合事業に係る受益者負担金、現年度分の学校給食の負担金の減額でございます。

13款使用料及び手数料につきましては、町が運営してきた穂別地区インターネットサービス事業の終了などにより減額となっております。

14款国庫支出金につきましては、新型コロナワクチン接種体制に係る負担金や補助金、参議院議員通常選挙終了に伴い委託金は減少となっておりますが、令和4年度が骨格予算であったことから、普通建設事業に係る補助金が大幅に増額となっているものでございます。

令和5年度に新たに見込むものとしましては、地球体験館及び旧消防鶴川支所庁舎解体に係る空き家対策総合交付金、事前復興計画策定に係る社会資本整備総合交付金、立地適正化計画に係る集約都市形成支援事業補助金などでございます。

15款道支出金につきましては、国庫支出金同様、前年度が骨格予算であったことから増額となるものでございます。

16款財産収入につきましては、町有林事業に伴う間伐材、皆伐立木売払の増加を見込んでいるものでございます。

17款寄附金につきましては、ふるさと納税による寄附額を2,000万円増の1億円と見込んでいるものでございます。

18款繰入金につきましては、特定目的基金を財源として執行する事務事業において引き続き基金の活用を図ってまいります。国・道支出金同様、前年度が骨格予算であったことにより、政策的事業に対する充当により増額となっているものでございます。

なお、当初予算における財政調整基金の繰入額は2億2,000万円としているほか、各基金の積立て及び取崩し状況につきましては、概要書14ページに記載してございます。

21款町債につきましては、議案書第4条で説明のとおりでございますが、国・道支出金同様の理由により増額となっております。

個々の事業ではししゃもふ化場整備事業に係る借入れは大幅に減額となりますが、新たに公共施設の解体事業、防災行政無線整備、除雪機械整備などで活用を予定するものでございます。

続きまして、2ページに戻りまして、右の表の歳出につきまして同様に御説明申し上げます。

2款総務費につきましては、ふるさと納税PRに係る取組費用、地球体験館、旧消防鶴川支所などの解体事業、公共用地取得費用、地域活性化起業人の増員、集会施設における備品整備更新のほか、新たな事務事業であるタウンプロモーション戦略推進事業などで増額となっております。

3款民生費につきましては、令和4年度補正予算で原資積立てを行った子育て応援基金活用事業及び保育人材確保に向けた一時金交付事業を創設したほか、穂別診療所における機器更新及び人材確保に係る繰出金、認定こども園に対する負担金補助金などが増額となっております。

4款衛生費につきましては、新型コロナワクチン接種に係る事業は減額となる一方、公立病院経営強化プラン策定費用、ふれあい健康センター屋根改修工事、平取町外2町衛生施設組合負担金のほか新たに取り組む再生可能エネルギー導入計画策定費用、家電買換りサイクル助成事業などにより増額となっております。

5款農林水産業費につきましては、農業費においては、新たな水田農業緊急対策交付金及び新規就農者総合対策交付金、林業費においては、町有林及び民有林整備事業、地域林政アドバイザー設置事業により増額となっておりますが、水産業費においては、継続事業最終年度となります鶴川ししゃもふ化場の工事費用が大幅に減額となっていることから、5款全体では減額となっているものでございます。

6款商工費につきましては、新たな移住定住促進事業、空き家空き地対策の取組、地域おこし協力隊の増員などにより増額となっております。

7款土木費につきましては、各費目において普通建設事業の当初予算化に伴う増額となっておりますが、主な事業といたしましては、穂別地区除雪機械の整備、立地適正化計画の策定、排水路整備、公園遊具更新事業などを計上してございます。

消防費につきましては、防災行政無線操作卓及び鶴川地区屋外スピーカー6基更新、事前復興計画策定業務などにより増額となっております。

9款教育費につきましては、宮戸小学校の鶴川中央小学校への統合に伴う減少はございま

すが、教職員住宅の改築、補修、解体事業に係る費用、各学校の補修、また新たに校務支援システム導入や中学校部活の地域移行費用などに増額となっております。

10款公債費につきましては、償還終了や新たな元金償還開始による増減はあるものの、大型事業に係る償還終了により減額となっております。

11款諸支出金につきましては、公営企業への出資補助のうち下水道及び病院事業への出資が増加、下水道事業に対する補助金が大きく減額となっているものでございます。

12款給与費につきましては、職員の退職、採用による相殺減となっております。

次に、議案第20号 令和5年度むかわ町国民健康保険特別会計について御説明申し上げます。

議案書は91ページ、概要書は4ページ、5ページをお開き願います。

議案書の第1条でございますが、保険事業勘定の予算総額は11億8,843万3,000円でございます。款項の区分等の金額につきましては、議案書92ページからの第1表保険事業勘定歳入歳出予算となっております。

第2条でございますが、直診勘定の予算総額は4億5,060万5,000円でございます。

同じく款項区分の金額につきましては、議案書96ページからの第2表直診勘定歳入歳出予算のとおりとなっております。

第3条でございますが、保険事業勘定歳出予算のうち2款保険給付費の各項の予算額に過不足が生じた場合において、同一款内で各項の間で流用できることにつきまして地方自治法第220条第2項ただし書の規定に基づき定めるものでございます。

概要書4ページになります。

前年の対比につきまして、款別で御説明申し上げます。

まず歳入でございます。

歳入1款国民健康保険税につきましては、世帯数は前年度から7世帯増の1,271世帯、被保険者は35人減の2,125人で見積り、被保険者の減、また所得の減少を見込み、減額となっているものでございます。

3款国庫支出金につきましては、出産育児一時金の改正に伴い、令和5年度に限り1件当たり5,000円の補助金、15件を見込み、皆増となっているものでございます。

4款道支出金につきましては、普通交付金において出産育児一時金、特別交付金につきましてデータヘルズ計画の策定、僻地診療所運営費により増額となっております。

6款繰入金につきましては、国民健康保険税の減少、歳出、事業納付金の増加を補填する

事業基金繰入金が増額となっております。

続きまして、右の歳出について御説明申し上げます。

1 款総務費につきましては、各事業に係る連合会負担金が減少しております。

2 款保険給付費につきましては、コロナウイルス感染症に係る傷病手当金は減少する一方で、議案第9号で議決いただきました出産育児一時金の改正により増額となっております。

3 款国民健康保険事業納付金につきましては、いずれも増額となるものでございます。

5 款保健事業費につきましては、特定健診の受診向上に向けた未受診対策を継続、令和5年度は特定健康診査実施計画を策定、また、新たに若年者特定健診事業を取り組むことから増額となっております。

7 款諸支出金につきましては、直営診療施設運営に係る特別交付金が財源となります直診勘定への繰出金が増額となっております。

次に、概要書5ページの上段でございます。

直診勘定の前年対比を款別に御説明申し上げます。

1 款診療収入につきましては、1 か月当たりの入院患者を延べ260名、外来患者を述べ1,000名と見込み、見積りしております。また、諸検査等収入につきましては、新型コロナワクチン関係費用により減少となっております。

4 款繰入金につきましては、公債費の償還は減少しているものの、機器更新及び人材確保に係る一般会計からの繰入金、保健事業勘定からの繰入金がそれぞれ増額となっております。右側の歳出でございます。

1 款につきましては、給与等は看護師分で減少しておりますが、施設費においてペレットボイラー更新及びスプリンクラー設置に係る実施設計、また屋上の防水工事を実施することにより増額しております。

2 款医業費につきましては、派遣看護師に係る委託料、住宅及び家電借り上げ料などに増加しております。

3 款公債費につきましては、一部の事業に係る償還が終了したことに伴い減少となっております。

次に、議案第21号 令和5年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

議案書は99ページ、概要書は引き続き5ページをお開き願います。

議案書第1条でございますが、後期高齢者医療特別会計の予算総額は1億5,904万4,000円

でございます。款項の区分の金額は、議案書100ページ、101ページの第1表歳入歳出予算のとおりとなっております。

概要書5ページ下段でございます。

左側の歳入、1款後期高齢者医療保険料、また右側歳出、2款分担金及び負担金につきましては、保険料算定における推計被保険者数は前年度から80名増の1,761名で算出し増額となっております。

歳入、2款繰入金につきましては、保険料経費に係る保険基盤安定金が増額となっております。

続きまして、議案第22号 令和5年度むかわ町介護保険特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

議案書は103ページ、概要書は6ページをお開き願います。

議案書第1条でございますが、介護保険特別会計の予算総額は9億1,629万8,000円でございます。款項の区分の金額は、議案書104ページからの第1表歳入歳出予算のとおりとなっております。

第2条でございますが、歳出予算のうち2款保険給付費及び3款地域支援事業費の各項の予算額に不足が生じた場合において、同一款内で各項間で流用ができることにつきまして地方自治法第220条、第2項ただし書の規定に基づき定めるものでございます。

概要書6ページにおきまして、前年度の対比について御説明申し上げます。

1款介護保険料につきましては、第8期介護保険事業計画における被保険者3,127名、基準額4,600円で算出してございます。

2款分担金及び負担金につきましては、1食の調理に要する費用が増加していることから、これまで400円だった配食サービスに係る利用者負担金を500円に改定することから増額となっております。

3款国庫支出金から5款道支出金まで、また7款繰入金のうち他会計繰入金は歳出、2款保険給付費、3款地域支援事業費の財源となっておりまして、それぞれの負担割合に応じ所要額を算出し、保険料の不足分につきましては、7款繰入金の基金を活用することで財源を確保してございます。

続きまして、歳出、1款総務費につきましては、令和6年度から3か年が計画期間となります第9期計画策定費用により増額となるものでございます。

2款保険給付費につきましては、第8期の計画の推計値に基づき算出しており、介護サー

ビス等諸費、介護予防サービス諸費などで増額してございます。

3款地域支援事業につきましては、包括的支援事業・任意事業において新たに本人や家族を認知症サポーターによる支援をつなぐ仕組みを構築するチームオレンジ活動促進費用を計上してございます。

6款予備費につきましては、これまで10万円でしたが、予算規模などから国民健康保険特別会計保険事業勘定と同額の100万円としたものでございます。

次に、議案第23号 令和5年度むかわ町上水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

議案書は109ページ、概要書は7ページをお開き願います。

議案書第2条のとおり鶴川地区の水道事業につきましては、給水戸数2,224戸、穂別地区簡易水道等事業につきましては、給水戸数1,210戸で見積りしてございまして、概要書7ページ右側の中段に記載のとおり収入的支出と資本的支出の合計で6億5,513万1,000円となっております。

収益、1款水道事業収入、2款の簡易水道等収益につきましては、ともに営業収益で給水収益、営業外収益で長期前受金戻入が増減、収入、1款水道事業資本的収入につきましては、水道管移設に係る補償費の増額、2款簡易水道等事業資本的収入につきましては、前年度が骨格予算であったことから大きく増額するものでございます。

左側の費用の2款簡易水道等事業費用につきましては、営業費用で減価償却費及び資産減耗費が減額、支出の1款水道資本的支出につきましては、配水管布設工事、2款簡易水道等資本的支出につきましては、建設改良事業を年度当初に計上したことにより増額してございます。

なお、資本的収入及び支出の予定額における不足額1億646万円につきましては、議案書110ページ、第4条に記載のとおり留保財源及び消費税等資本的収支調整額、繰越利益剰余金処分で補填するものでございます。

また、5条においては、企業債の借入れの目的限度額を1億5,760万円とすることなど、第6条においては、一時借入金の限度額を1億円とすること、第7条においては、一般会計からの補助金を4,802万8,000円とすることなどを定めてございます。

続きまして、議案第24号 令和5年度むかわ町下水道事業会計につきまして御説明申し上げます。

議案書は113ページ、概要書は8ページをお開き願います。

議案書第2条のとおり、鶴川地区公共下水道事業につきましては、排水戸数1,564戸、穂別地区農業集落排水事業につきましては、排水戸数713戸で見積りしてございまして、概要書8ページ中段に記載のとおり、収益的支出、資本的支出の合計で7億478万2,000円となっております。

収益、1款公共下水道事業収益につきましては、営業外収益で一般会計補助金、2款農業集落排水事業収益につきましては、営業外収益で一般会計補助金、長期借入金戻入が減額となっております。

収入、1款公共下水道資本的収入及び2款農業集落排水資本的収入につきましては、機器更新事業規模の減少に伴い企業債及び国庫補助金が減額となっております。

次に、右の費用、1款公共下水道事業費用につきましては、営業外費用で企業債利息が減額、2款農業集落排水事業費用につきましては、営業費用で処理場及び資産減耗費、営業外費用で企業債利息が減額となっております。

支出の1款、公共下水道事業資本的支出につきましては、処理場機器更新、2款農業集落排水資本的支出につきましては、処理場機器更新及び企業債償還費が減額となっております。

なお、資本的収入及び支出の予定額における総額9,321万6,000円につきましては、議案書114ページ、第4条に記載のとおり、留保財源及び消費税等資本的収支調整額で補填するものでございます。

また、第5条におきましては、企業債の借入れを目的に限度額を1億5,900万円とすることなどを、第6条においては、一時借入金の限度額を1億円とすること、第7条においては、一般会計からの補助金を1億1,144万2,000円とすることなどを定めてございます。

続きまして、議案第25号 令和5年度むかわ町病院事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

議案書は117ページ、概要書は引き続き8ページをお開き願います。

議案書第2条のとおり、業務量につきましては、1日当たりの平均患者を入院は22名、外来は70名を予定するものでございまして、概要書8ページ下段、本年度の収益的支出と資本的支出の合計は3億5,694万2,000円となっております。

右側の資本的支出につきましては、年次的に更新してございます医療機器整備費用の当初予算化、企業債償還費が増額、資本的収入につきましては、医療機器整備に係る企業債により増額となっているものでございます。

なお、資本的収入及び支出の予定額における不足額4,325万6,000円につきましては、議案書117ページ下段に記載のとおり、留保財源で補填するものでございます。

また、議案書118ページ、第5条においては、企業債の借り入れ目的限度額を2,070万円とすることなどを、第6条においては、一時借入金の限度額を1億円とすること、第7条においては、一般会計からの補助金を1億9,748万5,000円とすること、第8条において地方公営企業法第33条第2項及び鶴川厚生病院の設置及び管理に関する条例第5条の規定に基づき、取得する費用が700万円以上の機器につきまして定めるものでございます。

続きまして、概要書9ページ以降の内容につきまして御説明申し上げます。

先ほど議案第19号で御説明したとおり、概要書9ページから10ページにつきましては、町税の各税目における前年度の比較、11ページは地方交付税及び地方譲与税の推移状況につきまして記載してございます。

12ページからは町債の状況です。

12ページ、中央から右側にかけて一般会計における令和5年度中の増減見込み、年度末現在高見込み、13ページに特別会計及び公営企業会計を記載してございまして、令和5年度末の現在高見込額は一般会計で97億7,756万2,000円、全会計で125億8,828万3,000円と見込んでいるものでございます。

表の右側は、令和4年度末現在見込額と令和3年度決算との差額、また、令和5年度末現在高見込み額と令和4年度末現在高見込額との差額を記載してございます。

次に、14ページにお移りいただきまして、基金の状況でございます。

一般会計の基金は、財政調整基金、減債基金のほか議案第3号で議決いただきました子育て応援基金を超えた20の特定目的基金となっております。

表の右側、令和5年度当初予算における取崩し予算額基金繰入額となっておりまして、右下の記載のとおり、当初予算ベースにおける令和5年度末現在高見込額は一般会計の基金の合計で50億2,606万円、特別会計の2つの基金を合わせて51億4,868万円を見込むものでございます。

なお、概要書の最終ページ、49ページには、消費税法第1条第2項の規定する社会保障4経費、年金、医療、子育て、介護、その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされており、地方消費税交付金の予算額のうち消費税引き上げ分に係る分として見込まれる1億2,144万6,000円の用途につきまして掲載してございます。

また、予算説明書、一般会計90ページからは給与明細書、94ページからは、令和3年度及

び令和4年度に継続費設定した2事業に係る支出額及び今後の支出予定額に関する調書、95ページに債務負担行為を設定した事項に係る限度額、支出額、今後の支出予定額、最終の96ページには、概要書と記載の町債の状況を記載しておりまして、各会計の予算説明書、各特別会計を含む予算説明書につきましても、必要な調書につきまして末尾に掲載してございますので、御確認いただきますようお願いいたします。

以上、議案第19号から議案第25号まで一括して御説明申し上げました。

よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

なお、本議案7件の取扱いにつきましては、議会運営委員長報告のとおり、議長を除く全議員で構成する令和5年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに協議が調っておりますので、提案理由の説明に対する質疑は、大体論または特に重要な点だけに限定して質疑を受けたいと思います。

質疑の順番は議案番号順とします。

まず、初めに、議案第19号 令和5年度むかわ町一般会計予算の説明に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号 令和5年度むかわ町国民健康保険特別会計予算の説明に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号 令和5年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算の説明に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号 令和5年度むかわ町介護保険特別会計予算の説明に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号 令和5年度むかわ町上水道事業会計予算の説明に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号 令和5年度むかわ町下水道事業会計予算の説明に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号 令和5年度むかわ町病院事業会計予算の説明に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第25号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第19号 令和5年度むかわ町一般会計予算から議案第25号 令和5年度むかわ町病院事業会計予算までの7件につきましては、審議の都合上、議長を除く全員で構成する令和5年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号から議案第25号までの7件につきましては、議長を除く全員で構成する令和5年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました令和5年度むかわ町各会計予算審査特別委員会の委員に申し上げます。

委員会条例第10条の規定により、委員長の互選をするため委員会を招集いたしますので、休憩中に委員会を開催願います。

しばらく休憩といたします。

休憩 午後 5時06分

再開 午後 5時21分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（野田省一君） 日程第29 諸般の報告を行います。

休憩中に開催されました令和5年度むかわ町各会計予算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に大松紀美子委員、副委員長に古内みゆき委員が選任されましたので、議会の運営に関する基準第107号の規定により報告をいたします。

◎休会について

○議長（野田省一君） お諮りいたします。

令和5年度むかわ町各会計予算審査特別委員会における議案審査のため、ただいまから予算審査特別委員会の議事日程が終了するまでの間、休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまから予算審査特別委員会の議事日程が終了するまでの間、休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（野田省一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 5時22分

令和5年第1回むかわ町議会定例会

議事日程（第3号）

令和5年3月14日（火）午前10時開議

町長提出事件

- 第 1 議案第19号 令和5年度むかわ町一般会計予算
- 第 2 議案第20号 令和5年度むかわ町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第21号 令和5年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 議案第22号 令和5年度むかわ町介護保険特別会計予算
- 第 5 議案第23号 令和5年度むかわ町上水道事業会計予算
- 第 6 議案第24号 令和5年度むかわ町下水道事業会計予算
- 第 7 議案第25号 令和5年度むかわ町病院事業会計予算

議員等提出事件

- 第 8 発議第 1号 むかわ町議会の個人情報保護に関する条例案
- 第 9 意見書案第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）
- 第10 意見書案第2号 安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書（案）
- 第11 意見書案第3号 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを「5類」に移行しても、医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める意見書（案）
- 第12 意見書案第4号 岸田政権が進める「大軍拡増税」に反対する意見書（案）
- 第13 所管事務調査等報告の件
（総務厚生常任委員会）
（経済文教常任委員会）
- 第14 閉会中の特定事件等調査の件
（総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会）
（議会運営委員会及び議会広報委員会）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	栗原健一議員	3番	古内みゆき議員
4番	奥野恵美子議員	5番	東千吉議員
6番	佐藤守議員	7番	中島勲議員
8番	大松紀美子議員	9番	三上純一議員
10番	小坂利政議員	11番	北村修議員
12番	津川篤議員	13番	野田省一議員

欠席議員（1名）

2番 伊藤恵美議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	藤江伸	会計管理者	八木敏彦
総務企画課長	石川英毅	総務企画課参事	本間彰
総務企画課参事	梅津晶	総務企画課主幹	柴田巨樹
総務企画課主幹	栃丸直士	総務企画課主幹	菊池功
町民生活課主幹	菊池恵美	町民生活課主幹	小坂僚介
健康福祉課長	菅原光博	健康福祉課参事	今井喜代子
健康福祉課主幹	高橋佳香	健康福祉課主幹	熊谷伸一
健康福祉課主幹	横山貴仁	農林水産課長	酒巻宏臣
農林水産課参事	高木龍一郎	農林水産課参事	藤野真稔
農林水産課主幹	飛岡雅幸	経済建設課長	大塚治樹

経済建設課参	江 後 秀 也	経済建設課主	山 木 美 幸
経済建設課主	佐 藤 琢	経済建設課主	西 村 和 将
企画町民課長	吉 田 直 司	企画町民課主	伏 木 允 一
企画町民課主	長谷山 一 樹	経済恐竜ワールド戦略室長	加 藤 英 樹
経済恐竜ワールド戦略室主幹	櫻 井 和 彦	経済恐竜ワールド戦略室主幹	太 田 耕 司
国民健康保険穂別診療所事務長	西 幸 宏	教 育 長	長谷川 孝 雄
生涯学習課長	佐々木 義 弘	教育振興室長	藤 田 浩 樹
生涯学習課主	松 本 洋	選挙管理委員会事務局長	石 川 英 毅
農業委員会事務局会長	東 和 博	農業委員会支局長	藤 野 真 稔
監 査 委 員	数 矢 伸 二		

事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 巧 主 査 酒 卷 早 苗

◎開議の宣告

○議長（野田省一君） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議 午後 4時50分

◎会議時間の延長

○議長（野田省一君） 本日の会議時間は、審議の都合によってあらかじめ延長いたします。

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎議案第19号から議案第25号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第1、議案第19号 令和5年度むかわ町一般会計予算から、日程第7、議案第25号 令和5年度むかわ町病院事業会計予算までの7件を一括議題といたします。

本案は、今期定例会において設置の令和5年度むかわ町各会計予算審査特別委員会に対して、休会中の審査事件として付託を行ったものであります。

これより予算審査特別委員会における本案の審査の結果について報告を求めます。

大松委員長。

[大松紀美子予算審査特別委員長 登壇]

○予算審査特別委員長（大松紀美子君） 令和5年第1回むかわ町議会定例会において付託された議案第19号 令和5年度むかわ町一般会計予算から、議案第25号 令和5年度むかわ町病院事業会計予算までの7件について審査した結果、いずれもお手元に配付の報告書どおり、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。

○議長（野田省一君） ただいま大松委員長から報告がありました。

委員長報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第19号から議案第25号までの討論を行います。

討論の順序は、議案番号順とします。

初めに、議案第19号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第19号の討論を終わります。

次に、議案第20号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第20号の討論を終わります。

次に、議案第21号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第21号の討論を終わります。

次に、議案第22号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第22号の討論を終わります。

次に、議案第23号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第23号の討論を終わります。

次に、議案第24号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第24号の討論を終わります。

次に、議案第25号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第25号の討論を終わります。

これから議案第19号から議案第25号までの7件を採決いたします。

採決の順序は議案番号順とします。

初めに、議案第19号を採決します。

お諮りします。

議案第19号 令和5年度むかわ町一般会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号を採決いたします。

お諮りします。

議案第20号 令和5年度むかわ町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号を採決します。

お諮りします。

議案第21号 令和5年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号を採決いたします。

お諮りします。

議案第22号 令和5年度むかわ町介護保険特別会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号を採決いたします。

お諮りします。

議案第23号 令和5年度むかわ町上水道事業会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号を採決いたします。

お諮りします。

議案第24号 令和5年度むかわ町下水道事業会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号を採決いたします。

お諮りします。

議案第25号 令和5年度むかわ町病院事業会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第8、発議第1号 むかわ町議会の個人情報の保護に関する条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を行います。

6番、佐藤 守議員。

〔6番 佐藤 守議員 登壇〕

○6番（佐藤 守君） 発議第1号 むかわ町議会の個人情報の保護に関する条例案について
提案理由を申し上げます。

議員等から提出のあった事件の1ページをお開き願います。

本件は、国の行政機関、独立行政法人と民間事業者における個人情報の保護、各地方公共団体において、条例により対応されてきた個人情報の保護に関して、全国的な共通ルールの統一化、国によるガイドラインの策定により、個人情報等の定義等を国、民間、地方で統一することを目的として、令和3年に個人情報保護法が改正されたところであり、今後は改正後の個人情報保護法が直接適用されることとなりますが、議会は法律の適用対象とならず、独自の判断で条例の制定が必要とされることから、本町議会における個人情報の保護に関する条例を制定しようとするものであります。

説明の都合上、別冊配付しております議員提出議案説明資料の1ページ及び2項を御参照願いたいと思います。

条例につきましては、説明資料1ページ及び2ページに記載のとおり、第1章の総則では、目的、定義、議会の責務を規定。

第2章の個人情報等の取扱いでは、個人情報を適切に取り扱うための事項を規定。

第3章の個人情報ファイルでは、個人情報ファイル簿の作成と公表について規定。

第4章の開示、訂正及び利用停止等では、自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用の停止等の権利、手続に関することを規定。

第5章の雑則では、苦情処理、審査会への諮問、条例の施行状況の公表等を規定。

第6章の罰則では、不当な情報提供等に対する罰則を規定するものであり、いずれも改正後の個人情報保護法を参酌し、原則、行政機関の長等を議会または議長に置き換え、全国町村議会議長会通知を参考に57の条項により構成しておりますが、法律との比較については、説明資料の3ページ以降を参考にお願いいたします。

議員提出議案20ページにお戻りいただきまして、附則として、本条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由を申し上げますので、よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから提案理由の説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第1号を採決いたします。

お諮りします。

発議第1号 むかわ町議会の個人情報の保護に関する条例案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第9、意見書案第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

8番、大松紀美子議員。

〔8番 大松紀美子議員 登壇〕

○8番（大松紀美子君） 意見書案第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）について提案理由の説明を行います。

国連は1979年に政治、経済、社会などあらゆる分野で女性差別をなくすことを定めた「女子差別撤廃条約」を採択し、日本は1985年に批准しました。さらに1999年、条約の実効性を高めるため、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、2000年に発効しました。

選択議定書は女性差別解消に重要な役割を果たすものですが、日本政府は「司法権の独立を侵す可能性がある」として、批准してきませんでした。しかし、2003年国連女子差別撤廃委員会でも、司法権の独立が侵されるおそれはないことを明確に指摘され、早期批准が勧告されています。2022年1月現在で、女性差別撤廃条約の締約国189か国のうち114か国が批准

しています。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追及することに合意」しています。しかし、世界経済フォーラムが2022年7月に発表した「ジェンダーギャップ指数」で日本は146か国中116位であり、内閣府男女共同参画局総務課は「先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となりました」と指摘しています。国際的な水準にたって、女性差別を解消するための手立てをとることは急務の課題です。

政府は第5次男女共同参画基本計画において、「諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは、諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある」「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記しています。

よって、政府に対し、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

1番、栗原議員。

○1番（栗原健一君） 女性差別を撤廃することは大切ではありますが、選択議定書は日本の法制度と矛盾する部分があり、司法権の独立を侵す可能性があるという懸念があります。また、ジェンダーギャップ指数での低い順位も、単純に条約を批准すれば解決する問題ではありません。

女性差別を解消するためには、慣行や意識改革、教育の改善など、法制度だけでなく幅広い取組が必要です。選択議定書を批准する前に、国内の問題に対する解決策を検討する必要があると考え、この意見書に反対いたします。

○議長（野田省一君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） いやいや、驚きました。意見書案第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）。先進国と言われる、いわゆる今度、日本でやるようなG7も含めた中で、この問題に対して、こういう状況になっているのは日本だけという非常に残念な状況の中にあります。

にもかかわらず、今、国会においてこれらの問題が多く議論されておりますが、その最大の理由が、この日本社会にこれまでである家父長制度。おやじの言うことが一番という、そういう歴史的な家父長制度の流れの中であって、それを是正できない多くの人々が、いや、少なくない人々がいます。そういう人たちがそういうことを主張して、そもそも認めなければならない女性の皆さんの権利をも侵害するということが平然と行われ、あたかもそれが、政権等などが言えば当たり前かのような話をされている、非常に残念な状況であります。そういうことが、この町の中にもそういう声があるということ、私は非常に残念に思います。

何よりも今、ジェンダーの問題が出され、世界でこういう状況は116番目、国連の加盟国の中で本当に恥ずかしいところにあります。これが先進国日本とは到底言えない状況、これを打破するためにも、せめてこういうものは早くやってもら、そのための意見書だというふうに私は思って、大いに賛成もし、推奨もし、賛成の討論とするものであります。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（野田省一君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第10、意見書案第2号 安心して必要な介護を受けられるように

制度の改善を求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

8番、大松紀美子議員。

〔8番 大松紀美子議員 登壇〕

○8番（大松紀美子君） 意見書案第2号 安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書（案）、趣旨説明を行います。

介護保険制度は2000年に「高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み」として創設されましたが、必要なサービスを利用できない実態がひろがり、約9.5万人（厚生労働省「雇用動向調査」2021年）が家族の介護を理由として離職しており、支援強化が緊急に求められています。

2024年の介護保険制度の改定に向け、厚生労働省の社会保障審議会は介護事業者団体などから強い反対があった「要介護1・2の生活援助サービスなどの地域支援事業への移行」「ケアプランの有料化」は、2027年度からの第10期計画までに結論を出すと見送る一方で、2023年夏までに「利用料2割負担の対象拡大」「一定所得を超える65歳以上の介護保険料引き上げ」について、2023年度中に「老健施設などの多床室の有料化」についての結論を出すとしています。

65歳以上の介護保険料は、制度開始時の月額2,911円が2021年は6千円超と倍以上に高騰（全国平均）しています。これ以上の利用者への負担増加は、介護保険の利用に新たな困難をもたらし、介護サービスの利用控えにつながる懸念があります。

また、高齢化に伴い介護需要が増加する一方で、職場の人手不足は深刻です。行き届いた介護を実現するために、介護報酬の引き上げなどで介護従事者の処遇を改善することが必要です。

よって、国においては、必要な介護を受けられないような事態が起きないように利用者負担の増加につながるような見直しをやめること、国の負担割合を引き上げて支援を強めること、介護職員の賃金引き上げなどの処遇改善を行うことなど、制度の抜本的改善を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

5番、東議員。

○5番（東 千吉君） 本件への反対の立場から意見を述べさせていただきます。

介護制度の改善は重要だと思いますが、そのためには多額の費用が必要であり、税金の増税などの負担が増えることが懸念されております。また、介護業界の労働環境が改善されな
いまま、制度だけが変わっても、介護職員の過重労働が解消されないことも問題であります。

改善すべき点は多々ありますが、既に処遇改善実施済みでありながら、さらに財源や労働環境の問題も重要視されるべきでございますので、この意見書に反対をいたします。

○議長（野田省一君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書、いや本当に大切な意見書だというふうに思います。

賛成の討論をしますが、まず本町議会で今度の予算にあって、町が提出した一つに、保育所の保育士の確保の問題で、助成をつけて何とかこの町にも保育士が安定していてもらいたいと対策を取りました。介護についても、そういうふうにしたいという御意見があったよう
でございます。

しかし、介護についてはなぜそこまでいかないのか。これは、介護をするという立場に立つ人がいないから、そこまで支援するまでも、まだいかないという状況がある。

昨年、コロナ禍であって、国が介護士の方々に対する手当を4%引き上げるよう通達を出
しました。そして、お金も出すという状況になりました。

しかし、残念ながら全国の自治体の中では、自治体というか市町村の中で、介護施設の中
で、これらを断る施設もありました。なぜか。介護士さんだけに僅かやっても、事務職には
充てられない。これじゃ、この不平等はなくなる。かえって差別を広げるだけだという
ふうなことで、これが受け取られないという状況があるんです。それぐらい、介護に関わる
施設の現場は悲惨であります。だから改善してほしいという声は、今、どの施設からも、利
用者からも出されているところであります。

第9期が来年度から始まります。これは今日もるるお話を、質疑をさせていただきましたけれども、行政であっても、ここにやはり改善をしたい、だけれどもなかなか国のほうから財源が回ってこない。だから、やむなく現状のままということもならざるを得ないと言いながら、しかし対応していきたいという行政の強い思いを感じました。

そういう思いに応えるためにも、こうした意見書を自治体が出すことが今、大事なんであります。そうしてこそ、この事態を変えることができると、私はそう思います。ですから、ぜひともこの意見書は皆さんそろって賛成をし、国に送っていただいて、第9期の介護制度の中では、本当に介護が本来、地方自治体が自治体自らの仕事としてやれるはずだったものが出来上がっている、そのことをちゃんと取り戻して、そして安心して皆さんが介護を受けられるような、そういう社会に、一步でも二歩でも前に進むために、共に努力をさせていただきたい。そういうことを述べて、賛成の討論とします。

○議長（野田省一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（野田省一君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

◎意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第11、意見書案第3号 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを「5類」に移行しても、医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

8番、大松紀美子議員。

〔8番 大松紀美子議員 登壇〕

○8番（大松紀美子君） 意見書案第3号 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを「5類」に移行しても、医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める意見書

(案)、趣旨説明を行います。

政府は新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを、「2類」よりも厳しい措置がとれる「新型インフルエンザ等感染症」の位置づけから、季節性インフルエンザと同じ「5類」へと5月8日に移行する方針を決めました。「5類」に移行されることに伴い、政府は外来・入院の自己負担分の公費支援は段階的に見直すとしています。また、医療機関に対する公的な財政措置も縮小しようとしています。

しかし、新型コロナ第8波のもとで死亡者数が過去最多を更新し、感染者数の急増で医療体制がひっ迫するもとの、「5類」への移行については専門家から様々な懸念が表明されています。日本医師会の松本吉郎会長は医療費の公費負担や医療機関の感染対策について「できる限り支援を」と要望し、一般社団法人・日本医療法人協会の加納繁照会長は「コロナ医療体制の見直しには、高齢者など重症化しやすい患者への感染対策や、通常診療との両立を行うための人員確保のため、医療への継続的な支援」を求めています。谷口清洲・国立病院機構三重病院院長の「1年に3回も流行を起こし、その度に医療体制が逼迫する疾患を5類に当てはめていいのか」との指摘もあります。政府はこうした医療現場からの指摘や懸念を受け止めるべきです。

また、新型コロナウイルス感染症の回復後に続く後遺症は倦怠感や呼吸困難感、味覚・嗅覚障害など多岐にわたる内容が報告されており、原因の究明と後遺症に苦しむ患者への支援が求められます。

よって、政府は感染症法上の位置づけを移行したとしても、公的負担や財政措置を縮小し、医療機関の体制や経営に困難をもたらしたり、感染者が経済的な理由などから受診抑制をしたりすることがないように、公的支援を後退させないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

4番、奥野議員。

○4番（奥野恵美子君） この13日に、マスクの着用が緩和されてございます。先日、中学校でも卒業式が挙行されておりますけれども、マスクを外して参加されたお子さんもいらっしゃいました。とても晴れやかな顔で卒業され、世の中が少しずつ動いてきたのだなというふうに感じてございます。

3年以上もウィズコロナとして私たちは頑張ってきました。そういう観点からも、私はこの意見書には反対としたいと思います。

また、報道によると、政府は移行に伴い、外来、入院の自己負担の公費支援は段階的に見直し、医療機関に対する公的な財政措置も縮小する方針を示しています。ただ、感染拡大の状況や医療機関の受入れ体制などに応じて、柔軟に対応するとも検討されているようです。現在の感染状況、科学的知見、専門家の議論なども踏まえつつ、公費負担や移行に必要な期間も含め、総合的に判断していきたいとも述べております。そのことから、私はこの意見には反対といたします。

○議長（野田省一君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ちょっと驚いているんですけども、このコロナ感染症に対する5類に移行しても公的支援を後退しないようにという意見書なんですけれども、最後にこの意見書は、公的支援を後退させないように強く要望しますというだけの話なんです。

コロナが5類になったとしても、インフルエンザと同じような状況になった、枠の中に入ったとしても、あのコロナが今、数は減少しておりますけれども、亡くなる方は減少していません。コロナがなくなるわけじゃないんです。町長の冒頭の施政方針にもあったように、引き続いて、これの感染対策には十分注意を払いながら、我々は付き合いがかなきゃならないということなんでございます。

ですから、コロナはある程度続くでしょう。そうすると、病院にかかる事態もあります。今度は、たくさんの病院がこれを直接やらなきゃなりません。そこに、これまでのような支援が全くなくなるんです、今の段階で言えば。そうすると、むかわの病院でも本当にこれができるのかというのは心配になります。

そういう心配になるようなこと、あるいは人々が、皆さんがマスクは外して新たな方向へ向かったとしても、ちゃんと感染予防をしながら、そこに万が一、そういう状況になったときには、安心して医療にかかれるような体制を私たちは考えていかなきゃなりません。行政

もそのことはこれからも追求していかなきゃならない。これは明らかであります。そのための方向も取っているようであります。

ですから、そういうことに対して公的支援をやっぱり続けていってほしい、これだけの意見書です。これはもう本当に、多くの皆さんが願う意見書だというふうに思います。これにどんな理由をつけて駄目だと言えるのか、私には分かりません。

○議長（野田省一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（野田省一君） 起立少数です。

本案は否決されました。

◎意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第12、意見書案第4号 岸田政権が進める「大軍拡大増税」に反対する意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村 修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 意見書案第4号 岸田政権が進める「大軍拡大増税」に反対する意見書（案）について趣旨説明をさせていただきます。

政府は国会で審議することもなく、昨年12月、安全保障の3文書の改正ということで、敵基地攻撃能力、いわゆる反撃能力というものを決めてしまいました。そして、それを実現、実行していくために、5年間で43兆円という大増税を提案しております。るる、ここに書いております。ぜひ、事前に配付しておりますので、読んでいただいているものとして、若干付け加えて、趣旨説明に代えたいと思います。

この間、国会でも様々な議論がされておるようでございます。明らかになってきたのは、これまでの歴代日本の政権、自民党政権が取ってきた態度、憲法にのっとなって見れば、トマ

ホークなどは持ち得ない。敵基地を攻撃するという状況の能力は持ち得ないという、これまでの方針と明らかに矛盾をすることが明らかになっています。

今日の毎日新聞のコラム欄に、大江健三郎さんのコラムが載っておりました。御存じのように、大江さんはノーベル賞を頂いた方でございます。日本文学の中でも特筆すべき文学者であります。その大江健三郎さんが言っていた中に、戦後の日本にとって最も大事にしなきゃならないのは、民主主義の大事さとあの戦前の戦争からのあの状況をつくり出してはならないということだと。そういうふうなことをしっかりと述べておられました。

この大増税大軍拡という今の政治の流れに対して、大江健三郎さんをはじめ、これまでの歴代日本のノーベル化学者の皆さんが、この大増税大軍拡、これは許されないぞということを上げていらっしゃる。これだけ多くの皆さんが、知識ある皆さんが危険を述べているこの状況、本当に大変な状況だと思います。

最後に書いてありますように、この意見書は憲法9条を生かした平和外交に徹すること、このことを強く求めるということでございます。

どうぞよろしく御審議、御決定のほどをお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

3番、古内議員。

○3番（古内みゆき君） 現在もウクライナ情勢は収束しておりませんし、近隣の国からの脅威も警戒すべき問題だと考えます。日本国内の安全も考え、こちらの意見書案に反対をするものです。

以上です。

○議長（野田省一君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 政府が、5年間で43兆円もかけて買おうとしているトマホークや極超音速滑空弾など、長射程のミサイル導入は戦争の準備としか思えません。増税してまで軍

拡することには反対ですし、軍拡よりも生活のための支援を求めています。最愛の子どもや孫たちに平和な日本社会を残すために、戦争を準備するのではなく、戦争をしない外交で世界から信頼される国になることが、国民の安心につながるとの立場から、意見書に賛成いたします。

○議長（野田省一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（野田省一君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

◎所管事務調査等報告の件

○議長（野田省一君） 日程第13、所管事務調査等報告の件を議題とします。

本件について、別紙配付のとおり、総務厚生常任委員長及び経済文教常任委員長から所管事務調査報告書が提出されております。

調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員長、報告はありませんか。

○総務厚生常任委員長（大松紀美子君） 特にありません。

○議長（野田省一君） 経済文教常任委員長、報告はありませんか。

○経済文教常任委員長（東 千吉君） ありません。

○議長（野田省一君） これから各委員長に対する質疑を行います。

総務厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、経済文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで所管事務調査報告の件を終わります。

◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（野田省一君） 日程第14、閉会中の特定事件等調査の件を議題といたします。

総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、特定事件等について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野田省一君） お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第1回むかわ町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 5時38分